

令和3年度
八王子市包括外部監査の結果報告書

産業振興部における
産業政策事業及び企業支援事業
に係る事務の執行について

令和4年2月9日
八王子市包括外部監査人
公認会計士 加藤暢一

目次

第1編. 外部監査の概要.....	8
第1章. 外部監査の種類.....	8
第2章. 選定した特定の事件（テーマ）.....	8
第1節. 選定した特定の事件.....	8
第2節. 特定の事件を選定した理由.....	8
第3章. 外部監査の対象.....	9
第1節. 外部監査の対象とした部局等.....	9
第2節. 外部監査の対象とした期間.....	9
第4章. 外部監査の方法.....	10
第1節. 監査の視点.....	10
1 合規性.....	10
2 経済性、効率性、有効性（3E）.....	10
第2節. 主な監査手続.....	10
第3節. 外部監査を実施した期間.....	11
第4節. 外部監査チーム.....	11
1 包括外部監査人.....	11
2 包括外部監査補助者.....	11
第5節. 利害関係.....	11
第2編. 八王子市産業振興マスタープラン【第2期】.....	14
第1章. 八王子市産業振興マスタープラン【第2期】策定の趣旨.....	14
第1節. 八王子市産業振興マスタープラン【第2期】の位置づけ.....	14
1 八王子市基本構想・基本計画.....	14
2 産業振興マスタープラン【第2期】.....	14
3 他の個別計画との関係.....	15
第2節. 計画期間.....	15
第2章. これまでの10年間の成果.....	16
第3章. 社会情勢の変化と課題.....	18
第4章. プラン策定の考え方.....	20
第5章. 都市像及び基本方針.....	22
第6章. 3つの基本施策と7つの施策.....	23
【基本施策1】地域経済を支える産業の振興.....	23

⇒	施策1：産業振興の体制強化	23
⇒	施策2：企業支援	23
⇒	施策3：就労環境の整備	23
	【基本施策2】まちの活力を創出する産業	23
⇒	施策4：高度な技術の集積を活かした産業振興	23
⇒	施策5：新産業の創出	23
	【基本施策3】まちの魅力を向上させる産業	23
⇒	施策6：にぎわいにつながる産業の振興	24
⇒	施策7：地域資源を活用する産業の振興	24
第3編	監査の結果	54
第1章	基本施策1：地域経済を支える産業の振興	54
第1節	施策1：産業振興の体制強化	54
第1項	地域産業振興推進	54
	(1) TAMA協会を構成する他自治体との一層の連携について	55
第2節	施策2：企業支援	56
第1項	企業立地	56
	(1) 企業の要望に応えられる立地情報提供の強化について	58
	(2) 企業立地サポートネットの更なる充実について	58
	(3) 企業立地の促進事業にかかるPDCAの運用について	59
	(4) 企業立地の促進事業にかかる具体的な事業スケジュールの策定について	60
	(5) 企業立地の促進事務事業評価における雇用創出人数指標について	60
	(6) 企業立地サポートネットの更なる充実強化について	61
	(7) 事業用地等情報提供申請書：八王子市事業用地等情報ネットワーク事業について	61
第2項	中小企業等の活性化支援	63
	(1) 経営力向上支援・小規模事業者経営力向上支援（販路拡大支援補助金）について	69
	(2) 小規模事業者経営支援事業補助金について	70
	(3) 中小企業新商品開発認定制度について	73
	(4) 中小企業の海外展開支援について	75
	(5) 中小企業における休廃業と事業承継対策の充実強化について	76
	(6) 中小企業の事業承継支援の取組状況について	78
	(7) 八王子市における事業承継支援について	79
	(8) 中小企業等の活性化支援事業にかかるPDCAの運用について	79
	(9) 中小企業の活性化進展に関する評価の充実強化について	81

(10) 中小企業等の活性化支援事業にかかる具体的な事業スケジュールの策定について.....	82
(11) 「はちおうじ未来塾」及び「本気の創業塾」の開催方法の多様化について.....	82
(12) 「はちおうじ未来塾」及び「本気の創業塾」にかかる事業の評価指標について.....	83
(13) 「はちおうじ未来塾」の卒塾生へのフォローアップの必要性について..	84
第3項. 事業資金助成	85
(1) 小規模企業資金助成利子補給金、経営への影響の時系列分析について...	88
(2) 創業支援資金助成利子補給金について.....	88
(3) 事業資金助成の目的と効果について.....	89
(4) 利子補給決定時の審査について.....	90
第4項. 繊維産業の振興	91
(1) 繊維産業振興補助金の効果に対する目標値の設定と実績評価について...	92
(2) 繊維産業の振興に関する事業にかかる評価指標について.....	92
第3節. 施策3：就労環境の整備.....	94
第1項. 就業支援	94
第1. 就職促進	94
(1) 雇用奨励金の交付事業について.....	95
(2) 就業支援方法の多様性について.....	96
(3) 就労環境の整備に係る支援策について.....	97
(4) 就職支援、就職・就業に困難を抱える者の支援について.....	97
(5) 8050問題への取り組みについて.....	97
(6) 業種に合った研修実施について.....	98
(7) 就業支援に関する広報の充実強化について.....	98
(8) 就業支援事業にかかる具体的な事業スケジュールの策定について.....	98
第2. 若者の就業支援.....	99
(1) はちおうじ就職ナビの掲載情報について.....	100
(2) はちおうじ就職ナビのアクセス情報のモニタリングについて.....	100
(3) はちおうじ若者奨励金について.....	100
第3. 中小企業職場環境づくり支援	103
(1) 新入社員合同研究、労働セミナーについて.....	103
第4. 勤労者福祉対策	104
(1) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、メールマガジンの情報発信件数の増加促進と情報発信回数について.....	105

(2) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、会員メールアドレスの蓄積について	105
(3) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、入会者の承認について	106
(4) 八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金（人件費）について	106
(5) ホームページ（常時）、ガイドブック（2年に1回）、会報（年に4回）等による情報発信について	106
(6) 余暇活動、健康維持増進事業の一部の活動のサービスラインナップについて	107
(7) 健康診断の受診率向上と健康維持増進事業費の健康診断料の助成予算について	108
(8) 健康診断受診に係る支援策について	108
(9) 八王子市勤労者福祉サービスセンターにおける固定資産の管理について	109
(10) 非常災害給付積立預金の給付等の規定の整備について	110
(11) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、入会事業所の事業報告書への記載及び公表について	110
(12) 八王子市勤労者福祉サービスセンターに関する財務諸表の記載について	110
(13) 八王子市勤労者福祉サービスセンターの経営状態・財務状態の把握について	112
(14) 八王子市勤労者福祉サービスセンターにおける業績評価の実施とPDCAについて	112
(15) 八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金の実績報告書の提出期限について	113
第5. 八王子しごと情報館の運営	115
(1) しごと情報館の周知及び支援実績の評価について	116
(2) しごと情報館（運営費）、（人件費）について	116
(3) しごと情報館の所管について	116
(4) しごと情報館、就職ナビ、ハローワーク八王子、東京しごとセンター多摩とのすみ分けについて	117
第2章. 基本施策2：まちの活力を創出する産業	118
第1節. 施策4：高度な技術の集積を活かした産業振興	118
第1項. 先端ものづくり支援	118
(1) 新産業創出センター経費について	123
(2) 新産業開発・交流センター経費について	125
(3) 技術力向上支援／小規模企業産学連携促進について	125
第2節. 施策5：新産業の創出	127

第1項. 新産業の創出	127
(1) 起業家養成・育成について.....	128
(2) 新産業創出センターの事業の有効性評価について.....	130
(3) 新産業創出センター利用者に対するアンケートの必要性について.....	131
(4) 新産業創出センター入居者に対する積極的サポートの必要性について..	131
(5) 新産業創出センターにおける支援期間と施設拡充の検討について.....	131
(6) 産学連携による新製品、新技術等の実績分析について.....	132
(7) 新産業創出センター、研究開発の成果に関する報告書について.....	132
(8) 新産業創出センター、入居者に対する利用条件について.....	133
(9) 新産業創出センター退去時の原状回復費用の納付手続について.....	133
(10) 新産業開発・交流センター、相談員の活動実績について.....	133
(11) 新産業開発・交流センターの立地について.....	133
(12) 新産業開発・交流センターにおける固定資産の管理について.....	134
(13) CB/SBの推進について.....	135
(14) サイバーシルクロード八王子における固定資産の管理について.....	137
第3章. 基本施策3：まちの魅力を向上させる産業	139
第1節. 施策6：にぎわいにつながる産業の振興.....	139
第1項. 商店街の振興	139
(1) 商店街防犯カメラ設置補助金事業に関する有効性評価について.....	141
(2) 商店街振興事業に関する有効性評価について.....	141
(3) 補助金の有効性に関する評価について.....	142
(4) 商店街に関連する補助金の所管課について.....	143
(5) 地域連携型商店街事業.....	143
(6) はばたけ商店街事業補助金の実績報告の添付資料について.....	144
(7) はばたけ商店街事業補助金額について.....	144
(8) はばたけ商店街事業補助金の申請時期について.....	145
(9) 商店街振興組合法に基づく八王子市長の処分に係る基準等に関する要綱に従 っているかの年1回検証資料の閲覧結果について.....	145
(10) 商店街防犯カメラ設置補助金について.....	146
(11) 補助金資料の閲覧結果について.....	147
第4章. 新型コロナ対応	148
(1) 中小企業者パワーアップ補助金について.....	150
(2) 新型コロナウイルス感染症緊急対応消費回復支援、プレミアム付商品券事業 について.....	151
(3) 新型コロナウイルス感染症緊急対応消費回復支援、プレミアム付商品券事業 の決定稟議及び実績報告について.....	151

第5章. 内部統制体制とリスク管理	153
(1) 内部統制体制の整備運用及びリスク管理の充実強化について	153
(2) サイバーシルクロード八王子入会時の反社会的勢力の排除について	154
(3) 中小企業における休廃業と的確な対応について	154
第6章. ICT関連	155
(1) 産業政策、企業支援における電子申請の適用範囲の拡大について	155
(2) 産業政策、企業支援におけるウェブ会議、オンライン研修の積極的活用につ いて.....	155
(3) サイバーセキュリティ対策について.....	156
(4) ITガバナンスの必要性について.....	157
(5) システムの導入や改修にあたっての検討の強化.....	158
(6) 産業政策課、企業支援課における民間企業との連携について	158
第4編. 用語解説.....	160

第1編 外部監査の概要

第1編. 外部監査の概要

第1章. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに八王子市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

第2章. 選定した特定の事件（テーマ）

第1節. 選定した特定の事件

産業振興部における産業政策事業及び企業支援事業に係る事務の執行について

第2節. 特定の事件を選定した理由

基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」に基づく八王子市産業振興マスタープラン【第2期】（以下「産業振興マスタープラン【第2期】」という。）は、「八王子ビジョン2022」の理念の下で、「魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち」を実現するため、八王子市の地域経済をさらに発展させようとするための総合的・具体的な指針となっている。

このような基本構想、基本計画「八王子ビジョン2022」及び産業振興マスタープラン【第2期】の下で八王子市における各種の産業振興事業が実施されている。

その中でも、八王子市における産業政策課、企業支援課における事業は産業振興を促進するための重要な内容となる。

（詳細な内容は、第2編 八王子市産業振興マスタープラン【第2期】に記載している。）

このような産業政策事業、企業支援事業などは産業振興のための重要な基盤となる事業であり、八王子市民にとっても特に関心の高いテーマである。

したがって、このような市の産業振興に関する事業を包括外部監査において検討することは、極めて重要な意義が存在するものと認められる。

これら産業振興に関する事業に対し財務的な視点や経済性、効率性、有効性のいわゆる3E的な視点から個別、具体的に点検を行う必要があると考え、監査テーマとして選定することとした。

第3章. 外部監査の対象

第1節. 外部監査の対象とした部局等

- (1) 産業政策課
- (2) 企業支援課
- (3) 新産業創出センター
- (4) 新産業開発・交流センター
- (5) サイバーシルクロード八王子
- (6) 公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター
- (7) 一般社団法人首都圏産業活性化協会

第2節. 外部監査の対象とした期間

令和元年度、令和2年度を監査対象期間とした。
ただし、必要がある場合には、過去に遡り検討している。

第4章. 外部監査の方法

第1節. 監査の視点

産業振興対策事業のうち産業振興部の産業政策課及び企業支援課に関する事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

1 合規性

財務に関する事務の執行が、関連する法令、条例及び規則等に従い処理されているかどうかについて。

2 経済性、効率性、有効性（3E）

財務に関する事務の執行が、経済性、効率性及び有効性（3E）を考慮して実施されているかどうかについて。

第2節. 主な監査手続

まず、産業振興対策事業のうち産業政策課及び企業支援課に係る財務に関する事務の執行を監査するために、監査対象の各担当課に対して、必要と考えられる資料を依頼し、その資料の閲覧・分析の過程で質問等の監査手続を行った。

次に、産業振興対策事業のうち産業政策課及び企業支援課に係る施設等を現場視察し、管理体制及び事業執行状況等を実地で把握した。

- 1 産業振興対策事業のうち産業政策課及び企業支援課に係る予算、決算の状況等について、市担当課から説明を受け、必要な質疑応答を実施した。監査に必要と考えられる資料を依頼し、閲覧・分析することで、当該事務が法令、条例及び規則等に基づいて執行されているかどうかを確認した。
- 2 産業振興対策事業のうち産業政策課及び企業支援課に係る財務に関する事務の執行について、経済性、効率性及び有効性（3E）の観点から検証を行うため、これらの管理業務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについてのヒアリング及び調査、分析等を行った。

第3節. 外部監査を実施した期間

自 令和3年 4月 1日 至 令和4年 2月 9日

第4節. 外部監査チーム

1 包括外部監査人

加 藤 暢 一 (公認会計士)

2 包括外部監査補助者

鹿 住 倫 世 (大学教授)

上 倉 要 介 (公認会計士)

斉 藤 将 (公認会計士)

榊 正 壽 (公認会計士)

清 水 至 (公認会計士)

古 川 ゆ み (公認会計士)

本 木 賢太郎 (弁護士、公認会計士)

※上記氏名の記載は、あいうえお順となっている。

第5節. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※監査結果の指摘及び意見について

監査結果の指摘及び意見については、監査対象とした事業別に区分して記載している。

「指摘」とは、財務に関する事務執行等において、違法又は不当等があるなど是正・改善を求めるものである。「意見」とは、財務に関する事務執行等において、違法・不当等には該当しないが、今後の組織運営上の観点から改善が望ましいものである。

第2編 八王子市産業振興マスタープラン 【第2期】

第2編. 八王子市産業振興マスタープラン【第2期】

産業振興マスタープラン【第2期】の内容は、以下のとおりである。

なお当該マスタープランの内容説明は「産業振興マスタープラン【第2期】」に基づき作成している。

第1章. 八王子市産業振興マスタープラン【第2期】策定の趣旨

第1節. 八王子市産業振興マスタープラン【第2期】の位置づけ

1 八王子市基本構想・基本計画

産業振興マスタープラン【第2期】の上位計画である「八王子市基本構想・基本計画～みんなで紡ぐ幸せ 八王子ビジョン2022 活力ある魅力あふれるまちへ～」(平成25年3月策定。以下「基本構想・基本計画」という。)は、首都圏西部の中核的都市である八王子市が、将来を見据えたまちづくりの目標を定めるとともに、その実現に向けて、総合的かつ計画的にすすめる市政運営の基本となるものである。

「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」を基本理念とし、自然と歴史に恵まれたこのまちの魅力を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を創造するとともに、人々が支え合いながら信頼の絆で結びつき、生きる喜びと幸せを感じられる八王子の姿を描いている。

本市を自立した都市として発展させていくための基本的な運営指針である都市像のひとつとして、「魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち」を位置づけ、まちの繁栄の基礎を築く産業力の強化とまちの魅力向上をはかり、首都圏西部の産業・経済の拠点としてにぎわいのあるまちづくりをすすめることを掲げている。

2 産業振興マスタープラン【第2期】

「産業振興マスタープラン【第2期】」は、上位計画である「基本構想・基本計画」の理念に基づき、「魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち」の都市像を実現するため、本市の産業振興に向けた総合的かつ具体的な指針として策定するものである。

「産業振興マスタープラン【第2期】」は、基本方針と「基本構想・基本計画」に基づく3つの基本施策及び7つの施策から構成した。

更に、3つの基本施策・7つの施策を具体的に実現していくために、「産業振興マスタープラン【第2期】」の下位レベルのプランとして、「産業振興戦略プラン」を策定し、実施計画と整合させながら具体的な事業を推進していく。

3 他の個別計画との関係

本市においては、「基本構想・基本計画」のもとに、各所管部において個別計画を策定している。都市計画、交通、環境、文化振興、男女共同参画等の他の個別計画と連動しながら施策の推進を図っていく。

特に、企業誘致や中心市街地活性化等の施策を推進していくうえで、八王子のまちづくりの指針である都市計画マスタープラン等との整合を図っていく。

第2節. 計画期間

「産業振興マスタープラン【第2期】」の計画期間は、平成25年4月からの10年間とし、基本方針及び基本施策は、今後の10年間を見据えたものとする。

社会経済状況は目まぐるしく変化している。10年後はおろか、5年先もどうなっているかわからないと言われている。しかし、資源の枯渇化、人口減少や少子高齢化等、将来予測されることもある。また、経済の低迷や東日本大震災といった社会状況から、「【もの】から【こと】へ」といった価値観の変化も今後の大きな視点である。先が見えないからこそ、新たな時代にしっかりと向き合い、八王子市がひとつとなって産業を振興していくためには、現時点での将来を見据えた方向性が必要であることから、10年間の長期ビジョンとした。

ただし、施策を実現するための具体的な戦略としての「産業振興戦略プラン」は、社会経済状況の変化に応じて柔軟かつ的確に対応するものとする。

第2章. これまでの10年間の成果

これまでの10年間は、本市の産業振興の体制や環境の整備をすすめ、産業都市としての基礎を構築してきた。

平成12年に、地元企業の代表者や学識経験者等で構成する「八王子市地域産業振興会議」において八王子の地域産業振興のあり方が議論され、市に対して提言書が提出された。この提言を踏まえ、産業振興の理念、基本方針、基本施策等を定め、広く事業者、経済団体、教育機関、市民とともに地域産業の振興に向けた取り組みをすすめるため、平成15年3月に「いきいき産業基本条例」を制定した。

さらに、平成15年9月に、本市の地域産業振興のグランドデザインとなる「八王子市産業振興マスタープラン」を策定し、「光り輝く産業都市八王子」の実現に向け、施策を展開してきた。

その成果として、中小企業等を支援する組織・体制の整備、企業誘致による環境の整備等、産業都市としての基礎を構築することができた。

それらの成果については、平成23年11月の時点において、「八王子の産業振興－八王子市産業振興マスタープランの成果－」として報告書をまとめた。

これまでの10年間の主な成果は次のとおりである。

10年間の主な成果（平成15～24年度）

【ものづくり・物流】

- ・ものづくり中小企業等を支援する組織
- ・体制の整備（首都圏情報産業特区・八王子構想推進協議会（以下「サイバーシルクロード八王子」という。）、ビジネスお助け隊、八王子市先端技術センター、開発交流プラザ等）
- ・「企業立地支援条例」に基づく64件の指定、約3,200人の新たな雇用創出と約13億円（平成24年度分）の税収増

【商業】

- ・商店街の行うイベントや活性化事業への支援や空き店舗対策等による商店街の活性化の取り組み
- ・JR八王子駅南口再開発事業竣工、「夢・五房」オープンイベント、スマートフォンを活用したまちなか案内の仕組み等によるまちのにぎわいの創出

【農業】

- ・少量多品目の都市型農業の展開と、道の駅「八王子滝山」等の直売所による地産地消の推進
- ・はちおうじ農業塾に36人入塾し18人が卒業。農家開設型農園や援農ボランティア制度等による153人の担い手の人材確保

【観光】

- ・八王子まるごと観光として毎年300万人を超える観光客が来訪
- ・JR八王子駅北口前や京王線高尾山口駅前へのインフォメーションセンター開設等によるおもてなしの推進
- ・フィルムコミッション、観光大使やボランティアとの連携による魅力の発信

第3章. 社会情勢の変化と課題

これまで、「産業振興マスタープラン【第2期】」に基づいて産業振興施策を展開してきたが、グローバル化の進展や世界的な原油・原材料高、リーマンショック、東日本大震災、急激な為替の変動等、予測できなかった事態が生じ、経済・雇用情勢は大きく変化してきた。

近年、自動車や電化製品の分野で人件費等が安価な海外へ生産拠点を移す動きが強まり、産業の空洞化が懸念されている。さらに今後、少子高齢化や人口減少が進むことから、国内需要が長期的に縮小していくことが考えられる。

一方、社会構造の変化に伴い、医療・介護・健康分野や、エネルギー関係分野等、社会的課題の解決に伴う新たな市場が拡大していくことが想定される。

製造業については、このような状況を踏まえ、技術力の高い企業の集積や大学の集積を活かしつつ、強みを持つ先端産業分野での技術の高度化に加え、新製品の開発、海外も含めた販路の拡大、それらを担う人材の育成等の取り組みが課題となっている。

さらに、社会的課題の解決に向けた市場については、製造業のみならず、サービス業等、他の分野と連携した新産業の創出への取り組みが重要になってくる。

商業については、需要の縮小や近隣市や都心へ購買力が流出している状況が見られ、競争力の低下が懸念されている。本市の持つ様々な資源を活かして、中心市街地の活性化をはじめ、商店街の魅力を高め、にぎわいを創出していくことが大きな課題になっている。

観光については、高尾山をはじめとし、夕やけ小やけふれあいの里等の観光地があるものの、新たに生まれる多様な観光のニーズへ応えるためには、ものづくりや農業等の体験を資源化していくことや、まちなかを訪れる多くの来街者と観光地との回遊性を作り出すこと等が課題となっている。

農業については、消費地に近いことを活かした多様な農産物が作られているものの、従事者の高齢化に伴う遊休農地の増加や担い手不足等が問題であり、農地の有効活用や農業の担い手の育成、消費者のニーズに合った農産物の生産、6次産業化による新たな製品づくり、多様な販路の拡充等の新たな展開が課題になっている。

このように、多様な資源をさらに活用し、業種を超えた連携や地域の交流により、多くの人を八王子に呼び込むこと、新たな販路を創出していくことが重要な課題となっている。そして、これらの課題に対応していくなかで、交通アクセスやまちづくりの点での課題も考えられることから、他の所管課との連携が必要となってくる。

このような現状の中、東京都が本市の中心市街地に整備している「東京都立多摩産業交流センター」の活用が、これからの産業振興の重要な要素になる。この「東京都立多摩産業交流センター」は、東京の多摩地域を中心として埼玉県南西部から神奈川県中央部に広がる広域多摩地域の製造業を中心とする産業集積における、イノベーションの拠点として計画されているものであるが、多摩地域最大級の展示ホールのほか、会議室等の施設を備え、業種を超えた産業交流の拠点ともなることが期待される。

第4章. プラン策定の考え方

本市の産業振興の新たな10年間のグランドデザインとして「産業振興マスタープラン【第2期】」を策定するにあたり、上記の課題に取り組み「魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち」という都市像を実現するため、基本方針を「本市の持つ多くの資源を活かし、産業を多様に結びつけ、新たな産業とにぎわいを創出する」と設定し、この基本方針のもとに3つの基本施策と7つの施策を位置づけた。

策定の経過においては、本市の産業振興に深く関わっている八王子商工会議所をはじめとする41の関係機関から意見聴取を行った。

また、学識経験者、産業支援機関の代表者、地元中小企業の経営者、公募市民からなる「八王子市産業振興マスタープラン検討委員会」において議論を重ねた。

そのなかで、「八王子には、歴史・自然・環境・産業・大学等の資源が豊富であるにも関わらず、その活用が十分にされていない。そういった地域の資源や力を産業の振興にもっと活用していくべき」という意見が多く出された。

本市は、技術力のあるものづくり企業をはじめ、歴史のある商店街、都内随一を誇る農業、高尾山を中心とした観光産業等、様々な産業が集積している。また、八王子地域にある25大学等の集積と約11万人の学生の存在は、様々な学術分野の研究成果と、そこで学ぶ学生の活力は、本市の大きなエネルギーとなりうるものである。

さらに、本市は緑と水の豊かな自然と住みよい環境を持つ一方で、高速道路や鉄道等の交通の結節点としての利便性や都心に近接していることから、企業が本市への立地を検討するうえで、大きなインセンティブとなっている。

この10年間、八王子商工会議所等と協力し「サイバーシルクロード八王子」、「ビジネスお助け隊」等の企業支援の体制を整え、また、「八王子商工会議所」をはじめとして「(一社)首都圏産業活性化協会」(以下「TAMA協会」という。)、
「八王子市商店会連合会」、「(一社)まちづくり八王子」、「八王子市農業協同組合」、「(公社)八王子観光コンベンション協会」等の多くの産業振興機関と連携して本市の産業振興に取り組んできた。この基礎のうえに、さらに本市の豊かな産業資源を活用し、横断的に連携していくことにより新たな活力を生み出す取り組みを推進していく。

さらに、東京都が多摩のイノベーション活性化に向けて整備計画を進めている「産業交流拠点」は、本市の産業振興施策の展開において、これを活用していくことで大きな効果が期待できる。JR八王子駅と京王八王子駅の間に位置する立地は、周辺のまちづくりとも相まって、イノベーションの活性化に向けた産業交流はもとより、文化・観光交流及びにぎわいの創出の新たな契機ともなるものである。そこで、これを本市の産業振興に最大限活用していくことを重要な視点として施策に盛り込んだ。

また、平成29年には市制100周年を迎えたことからそれを契機としてにぎわいを創出するなどの仕掛けも考えられる。

第5章. 都市像及び基本方針

都市像：魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

だれもが安心して生きがいを持って暮らしていくことができる活力あふれるまちを実現していくためには、「地域経済の発展」と「心の豊かさ」が感じられる社会を築いていくことが必要である。

「産業の振興」は、地域経済の発展の基礎を築くものであり、交通の要衝として発展してきた八王子の多くの産業資源と、自然に恵まれた八王子独自の地域資源を活かして、首都圏西部の産業・経済の拠点として、魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまちを構築する。

基本方針：本市の持つ多くの資源を活かし、産業を多様に結び付け、新たな産業とにぎわいを創出する

本市の産業振興におけるこれまでの10年では、ものづくり、物流、商業、農業、観光等、八王子の経済を牽引していく中核的な産業の振興をはかってきた。その結果、中小企業等を支援する組織・体制の整備、企業誘致などによる環境整備及びネットワークの構築等、産業都市としての基礎を構築してきた。

今後は、こうして構築された基礎のうえに、本市の持つ多くの地域資源を活かし、製造業・商業・農業・観光業等の産業を多様に結び付け、さらに発展できるように支援する。

産業構造が大きく変わろうとする中で、産業分野のみならず環境・医療・介護といった産業以外の分野とも連携し、新たな産業を創出し地域経済の発展を図っていく。

また、東京都が整備を計画している「産業交流拠点」を中心とする旭町・明神町周辺の新しいまちづくりを契機として、多くの産業資源・地域資源を活かし、市民や来街者が再び訪れたいと思うまちを創り、にぎわいを創出する。

第6章. 3つの基本施策と7つの施策

都市像を実現するための基本方針に基づき、以下の3つの基本施策と7つの施策をたてた。

【基本施策1】地域経済を支える産業の振興

新たな産業とにぎわいを創出して、都市像である「魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち」を実現するために、その基盤である地域経済の活性化が重要である。

そのために、まず、産業を支援していく市や産業振興機関等の持つ強みを相互に活かし、多様な産業が広域的に結び付き発展していけるよう、産業振興の体制を強化していくことが必要である。その体制のもと、市内事業所の9割を占める中小企業を支援したり、企業誘致を推進したり、安心して働くことができる就労・労働環境を整備する等、地域経済を活性化させるための基盤を築いていく。

⇒ 施策1：産業振興の体制強化

⇒ 施策2：企業支援

⇒ 施策3：就労環境の整備

【基本施策2】まちの活力を創出する産業

社会経済状況の変化が激しいなか、これまでに築いてきた基礎のうえに、新しい時代に対応できる技術力や新たな産業の創出が必要となってくる。

八王子には、高度な技術を持つ製造業が集積しており、その技術を新たな時代に対応した事業・産業に結び付けることが重要である。

こうした最新の技術を駆使し、少子高齢化や資源の枯渇、価値観の多様化等、社会変化に対応できるよう、将来に向けて産業力を強化していくことでまちの活力を創出していく。

⇒ 施策4：高度な技術の集積を活かした産業振興

⇒ 施策5：新産業の創出

【基本施策3】まちの魅力を向上させる産業

八王子には、高度な技術力を持つ企業の集積のほか、文化や歴史、自然、大学等の集積といった多くの資源がある。こうした、地域資源を結び付け、まちの魅力を向上させ、にぎわいにつなげていく必要がある。

来街者が交流・回遊できる仕組みや、観光、農業、商工業等が横断的に連携して産業観光交流を促進する仕組みをつくり、東京都が整備している産業交流センターにおける広域産業交流とも連携して、まちの魅力を向上させる産業の創出を推進していく。

- ⇒ 施策6：にぎわいにつながる産業の振興
- ⇒ 施策7：地域資源を活用する産業の振興

施策 1 産業振興の体制強化

【目指す姿】

産業を担うリーダーや人材が育ち、製造業・商業・観光業・農林業など全ての分野で業種を超えて広域的に結び付き、大学等が持つ、教育資源、知的財産等の活用による産学公の連携や地域の経済活動が活発に行われている。

取り組む戦略

◎産業振興にかかわる機関との連携

⇒ 市や産業振興機関等の持つ強みを相互に活かし、多様な産業が広域的に結び付き発展していけるよう、産業振興の体制を強化していく。

- ・関係機関ネットワークの強化
- ・工業、商業、観光業、農業等、様々な分野の産業振興機関の連携促進

◎産学公連携の推進

⇒ 事業者が抱える技術革新や人材確保・教育等の課題を解決するため、事業者・産業支援機関・大学等との連携を推進する。

- ・大学等が持つ教育資源や知的財産・研究設備等の活用による、産業人材の育成や事業者の課題解決
- ・製造業だけでなく、商業、観光業、農業等他の産業分野にも産学連携を拡大

◎産業交流拠点の整備促進と連携

⇒ 広域多摩地域の産業交流の拠点となる産業交流拠点を活用し、産業支援・情報発信・異業種交流をすすめる。

- ・東京都の整備計画の促進
- ・施設の効果的かつ積極的な活用

◎人材の発掘と育成

⇒ 産業の活性化やまちづくりに積極的にかかわる人材の発掘・育成に努める。また、リーダーとなる人材の育成や人的ネットワークの形成をすすめる。

- ・人材発掘・育成ネットワークの拡大
- ・産業分野を横断した人材の育成・発掘

現状と課題

【産業振興機関の集積】

本市では、平成15年に「八王子市産業振興マスタープラン」を策定し産業振興に取り組む中で、支援体制の充実もすすめてきた。

プランの策定と並行して、多摩の産業集積の中心としての地理的特性や大学等の集積を活かすべく、TAMA協会及びタマティーエルオー(株)（以下「TAMA-TLO」という。）の事務所を誘致（平成13年9月）し、さらに八王子の地域の産業資源を活かすべく、市と商工会議所との共同でサイバーシルクロード八王子を設立（平成13年10月）した。マスタープラン策定後には、八王子先端技術センターものづくりセンター・開発交流プラザを設置し、主に市内企業の技術力向上支援を担っている。

製造業だけでなく観光業や農業等、本市に特徴的な産業分野についても、観光協会、農業協同組合等の産業振興機関がそれぞれの活動を展開しており、（公社）八王子観光コンベンション協会は、市民ボランティアによる高尾山の見どころ紹介や観光案内所での案内サービスを提供し、来訪者の満足度向上に努めている。

平成19年の道の駅八王子滝山の開設に伴い、農業協同組合の支援により、市内農家からなる道の駅八王子滝山農産物直売所出荷組合（現在183名）が組織され、地域住民に新鮮で安全・安心な農産物を提供し地産地消の推進に大きな成果をあげている。

また中心市街地の商店会の代表者で組織した「（一社）まちづくり八王子」が平成24年に設立され、中心市街地活性化の取り組みを行っている。

このように、多くの産業振興機関が活発に活動していることは、本市の特徴の一つである。

【産業振興機関の体制強化と人材育成】

製造業の分野で、各振興機関はそれぞれの目的や対象とする地域・企業規模にあわせて、産学連携・企業間連携の促進、技術力向上、人材育成等の様々な支援を展開してきた。しかし、少子高齢化・価値観の多様化等による国内需要の変化や経済のグローバル化といった産業構造の変化に対応していくためには、次の段階として、これまで一定の役割分担の中で各機関が蓄積してきた支援のノウハウ、データ、人脈等の連携を深めてより効果的な支援活動を目指すべきであり、それぞれのあり方も時代に即したものに直しながら、連携体制の強化を図る必要がある。

さらに、産学連携の一層の促進のために、東京都中小企業振興公社や都立産業技術研究センター等の広域的支援機関との連携も不可欠である。

また、今後の産業構造の変化に対応し、新たなビジネスを生み出していくためには、業種を超えた産業の連携が重要であり、そのためには観光協会や農業協同組合等も含めた組織を超えた産業振興機関の連携や、産業の活性化やまちづくりに熱意があり、柔軟性と行動力にあふれた人材の育成に取り組んでいく必要がある。

【東京都立多摩産業交流センターの整備】

東京都は総合計画「2020年の東京」において“多摩地域のイノベーション活性化”を掲げ、具体的な施策の一つとして「広域的産業交流の中核機能を担う産業交流拠点を八王子市に整備する。」としている。産業ポテンシャルの高い広域多摩地域の産業に関する人と情報が集まる場ができることで、新産業を生むダイナミズムの発信地となることが期待される。

「産業振興マスタープラン【第2期】」では、本市としては、ものづくり・先端技術を中心としながら、産業交流拠点到市内の主要な産業支援機能を集中させることで、支援機関の相互連携と横断的な産業振興をより強力で推進する仕掛けにより、多様な交流を活発化させることを提案している。

「産業振興マスタープラン【第2期】」の計画期間中盤での整備が見込まれるこの施設を最大限活用して、10年後には、市内の企業が産業構造の変化にフレキシブルに対応し、活発な事業活動が行われている姿を目指していかなければならない。

施策 2 企業支援

【目指す姿】

社会状況の変化や企業ニーズを踏まえた支援により、多くの企業が立地している。また、地域の産業を支える中小事業者が地域で活発に経済活動を営んでいる。

取り組む戦略

◎企業誘致の推進

⇒ 企業の立地は、雇用、税収、地域の活性化のため重要である。厳しい経済環境、都市間競争の下でも、本市は優れた交通条件、企業や大学等の集積というポテンシャルを持っており、本市は企業のさらなる立地の可能性を持っている。このポテンシャルを活かし都市基盤整備とともに製造業や物流系産業等の誘致を図る。

- ・ 企業の立地や拡張を促進するための支援制度の充実
- ・ 圏央道をはじめ幹線道路の整備効果を活かした業務用地の確保や既存業務用地の活用

◎中小事業者支援制度の充実

⇒ 景気の影響を受けやすい中小企業者の課題やニーズを的確に捉え、商工会議所や産業振興機関等と連携し、支援制度の充実を図る。

- ・ 販路拡大、経営改善、新分野への進出等、新たな挑戦への支援
- ・ 事業資金融資助成制度の充実

現状と課題

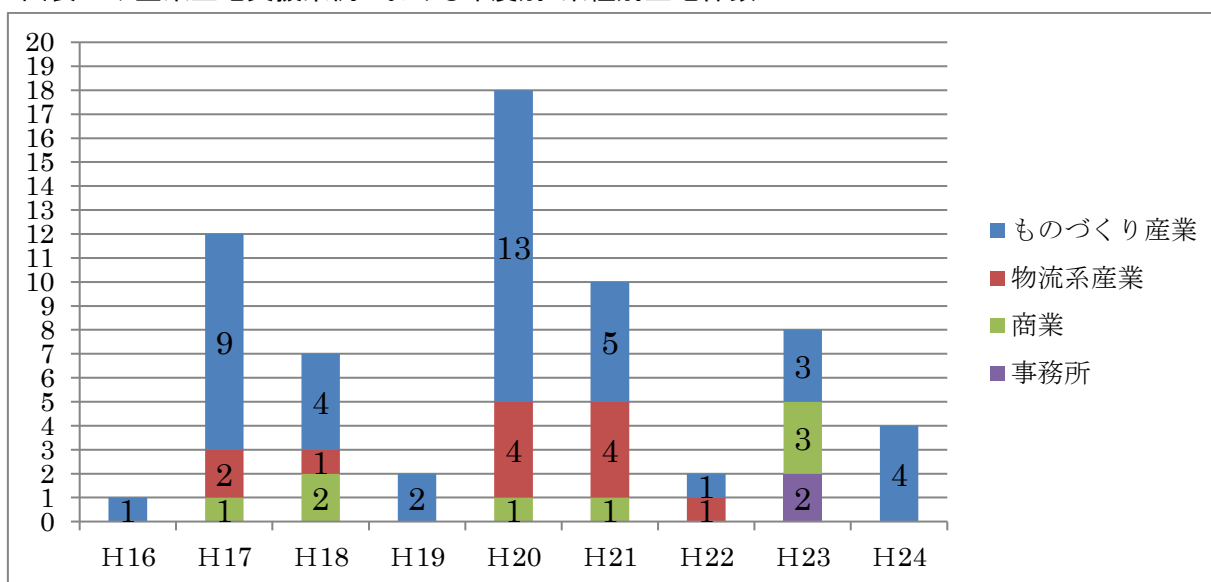
【工場立地の低迷と本市の企業誘致】

近年、自動車や電化製品の分野で人件費等が安価な海外へ生産拠点を移す動きが強まり、産業の空洞化が懸念されている。また、リーマンショック以降の景気悪化に加え、欧州経済危機や円高の進行による企業の設備投資意欲の減退も要因となって、国内での工場立地や設備投資は、依然厳しい状況にあると言える。

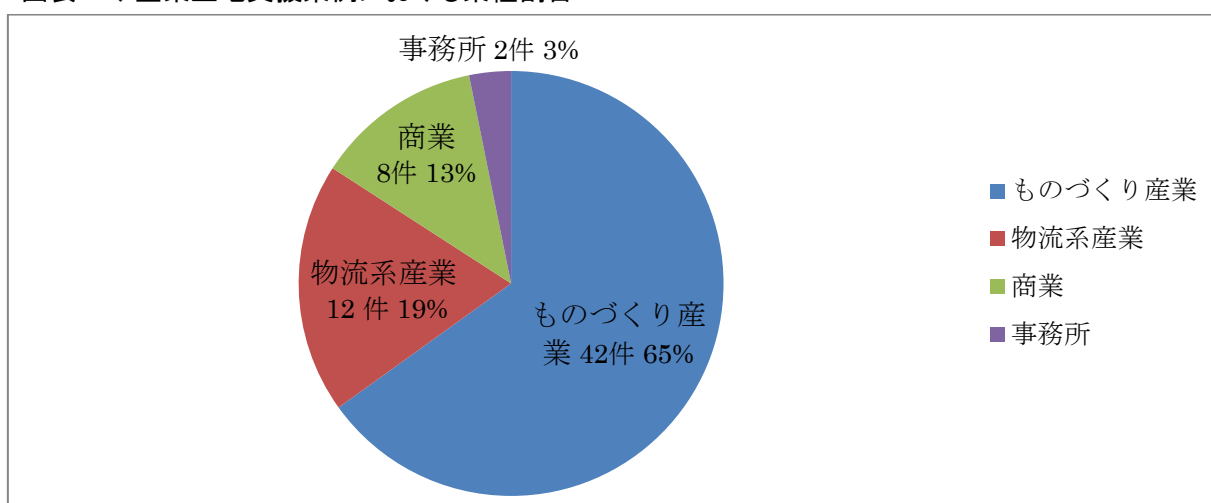
このような状況の中、本市を含め多摩地域においても大企業の撤退や縮小が続いている。企業の撤退や縮小は、雇用や税収、取引のある地元企業や周辺の商店街などに与える影響も大きく、地域全体の問題とも言える。

一方、本市では、平成16年度に企業立地支援条例を制定し、優れた交通利便性等を活かしながら、企業誘致をすすめて、八王子ニュータウン地区をはじめとして、平成25年2月末現在までに64件の立地が実現した。このうち、ものづくり産業の立地が最も多く、大手企業の拡張や新拠点の設置、市外からの移転があった。また、国道16号の沿道では、高い交通利便性という利点から、物流系企業が多く立地している。

図表1 ◆企業立地支援条例における年度別・業種別立地件数



図表2 ◆企業立地支援条例における業種割合



【住工混在地域における現状】

人口増加に伴って、準工業地域では住宅の立地がすすみ、工場と近隣住民との調和が課題となっている。また、老朽化への対応や事業拡大を検討している企業の中には、既存の敷地内での建て替えや拡張が困難であったり、市内に希望する条件にあった業務用地が存在しない等の理由で、他市へ移転する企業も見受けられる。

一方で、研究開発型企业等、近隣住民へ与える影響が少ない企業については、駅に近いことや利便性を重視して、まちなかや住宅と混在する地域においても調和をはかりながら操業をしている。

このような状況の中、新たな業務用地の確保を図るとともに、まちなかにある準工業地域の業務用地の継続的な活用が重要な課題と言える。

【都市間競争下における企業誘致の活発化】

都市間競争が激化する中で、企業誘致や企業の移転・拡張の際の立地支援は、雇用の創出や設備投資促進、税収の増加等による地域経済の活性化や各自治体における歳入増加が見込まれることから、活発化している。

今後、さらなる企業誘致を図るためには、立地支援制度の充実とともに、都市計画部門と連携して、企業が立地するうえで魅力あるまちづくりを行っていくことが必要で、本市でも、圏央道八王子西インターチェンジのフル機能化や広域物流拠点の整備（川口地区物流拠点整備事業）を促進する等の施策をすすめている。

今後ともまちづくりとあわせ、本市を代表する産業で堅実な立地がすすむ製造業や交通利便性の効果が大きい物流系産業等を誘致することが重要な課題となっている。

【景気の影響に左右される中小企業者】

一方、市内には数多くの企業が存在する。市内企業の9割は中小企業であり、景気の影響を受けやすく、先行き不透明な経済状況が続く中で、危機的な経営状況の企業も見受けられる。また、後継者不足も深刻な状況であると言える。地域の産業を支えている数多くの中小企業の存続は、本市にとって重要な課題であり、資金繰りに窮する企業に対する融資や経営相談から、事業拡大を目指す企業に対する新たな販路開拓支援まで、中小企業の課題やニーズに適切かつ迅速に対応した施策展開が求められる。

施策 3 就労環境の整備

【目指す姿】

企業支援や新たな産業の創出などにより地域における雇用が生まれ、職住近接など働きやすい労働環境が整い、誰もが生き活きと安心して働いている。

取り組む戦略

◎雇用・就労支援

⇒ 生産年齢人口の減少が進み労働力確保が課題となるなか、地域に戻ってきている団塊世代の人たちや、子育てが一段落した女性が働きやすい環境整備も必要となる。その際にはそれぞれのライフステージにあった労働環境整備が必要となり、地域企業への支援も含めた就労環境の整備をすすめていく。

- ・再就職のための職業訓練支援
- ・就職相談の充実

◎若年者の雇用・就労促進

⇒ 若者の就職・雇用の問題は、日本社会の技能形成や能力開発が留まってしまふことにもなり、将来の日本経済に支障をきたしてしまうことから、喫緊の課題である。一方で八王子の特性である学園都市と、多くの企業が存在することを、これからは有機的に結び付けていく必要があると考える。また、学生と地域企業の関わりを深め、働きたい、住みたいと思う環境を創る。

- ・若者の就職面接会等、正規雇用の機会の創出
- ・大学等のキャリア教育における地域企業の参加
- ・Webサイト等による企業の魅力の発信
- ・バスツアー等による企業との出会いの場と企業を深く知る機会の創出
- ・小・中学校での職業講演・出前講座の充実

◎労働環境の整備

⇒ 少子高齢化社会がますますすすむことから、育児や介護と仕事の両立が一層求められてくる。職住近接、生活状況に応じた多様な就業形態を選択できる等、安心して働ける環境を関係機関と連携し促進していく。

- ・育児休業等の制度の充実に向けた情報提供及び国等の助成制度の活用支援
- ・国等で行う非正規雇用に対する人材育成支援等との連携

現状と課題

【厳しい雇用・就労状況】

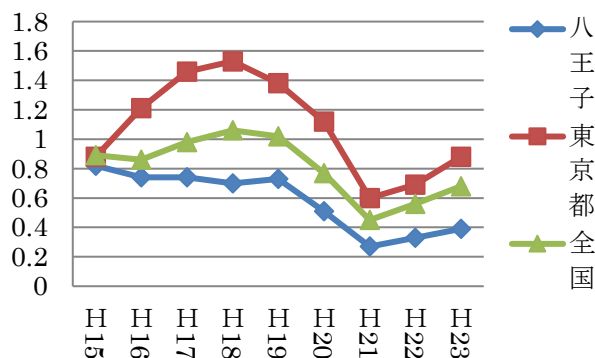
依然として厳しい雇用・就労情勢が続いており、有効求人倍率はリーマンショック後からは増加しているものの、求職者1人あたり1社に満たない状況である。また、業種や企業規模によっては求人がある反面、求職者が集まらないといったいわゆる雇用のミスマッチもある。

また、若者の雇用も、将来の社会の活力を維持するうえで深刻な問題である。リーマンショック後に企業が採用を絞っていた状況から持ち直し、平成23年から2年連続して大学生の内定率が増加したが、景気の先行きは不透明でまだ本格的な回復とは言えない。また、大学生の卒業後3年以内の離職率は3割にものぼっている。これは、インターネットを駆使した就職活動が主流となっており、企業の顔が見えないまま入社に至ってしまうことが原因のひとつと思われる。

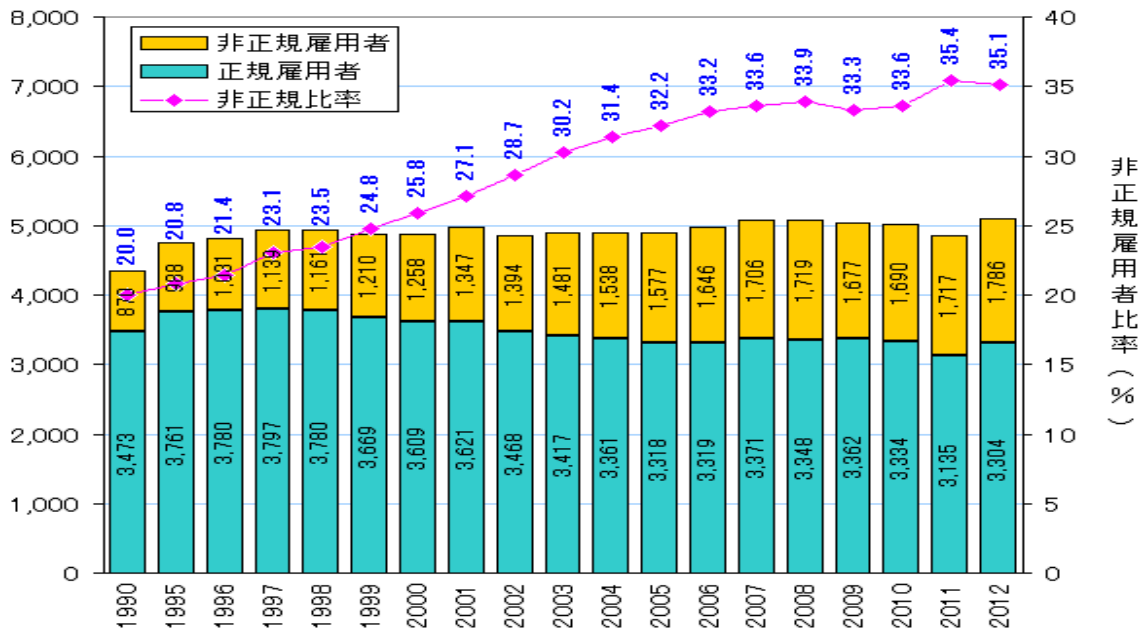
一方で、本市においては周辺を含め25の大学等があるが、市内就職率は1%程度であることから、学園都市としての特性を活かして、若者の力をもっと地域の産業に結びつけていく必要がある。

こうしたことから、職住近接の特徴を活かした働きやすい環境の整備を目指して、地域での雇用の拡大を図るために、企業誘致や新たな産業の創出が必要となる。

図表3 ◆有効求人倍率の推移



図表 4 ◆非正規雇用者数と正規雇用者数の推移



【若者の非正規雇用の課題】

就業形態が多様化し、パートタイマーや派遣労働者・契約社員等のいわゆる非正規労働者の割合は3分の1を超える水準で推移しており、職場では欠くことのできない存在である。その一方で、雇い止めや契約期間中の途中退職、待遇の格差等の課題のほか、若者の非正規雇用においては、十分な技能形成や能力開発が行われないこともあり、将来の社会の活力を維持するうえで大きな損失として社会問題となっている。そこで、若者に対する正規雇用の促進と、すでに非正規で雇用されている若者への対策が必要となってくる。

国では、非正規雇用労働者の企業内での処遇を改善するため、企業で非正規雇用を対象に職業訓練等の人材育成に取り組んだ企業に対し助成を行う等の対策を講じることになった。こうした国等の制度と連携して、労働環境整備を企業に働きかけていく必要がある。

【労働力人口の低下】

少子高齢化・人口減少の進展に伴い、生産年齢人口は今後も減少傾向にあり、労働力不足が懸念され、令和2年には労働力需要数に対し就業者数は約10%程度不足する。全国に比べ生産年齢人口の減少割合が高い本市においては、労働力確保も課題となっている。

図表 5 ◆生産年齢人口割合の推移

	平成17年	令和2年	比較
全国	66.1%	60.0%	▲6.1ポイント
東京都	70.0%	65.0%	▲5.0ポイント
八王子市	69.5%	63.0%	▲6.5ポイント

17年度国勢調査、令和2年推計は国立保障・人口問題研究所による「日本の市町村別将来推計

人口（平成20年12月推計）より」

そこで、子育てが一段落した主婦や、退職して地域に帰ってきた高齢者が、地域でライフステージにあった仕事ができる環境づくりが必要であると考えます。団塊世代の定年退職のピークが過ぎ、こうした世代の地域回帰しているなか、地域で活躍できる場の構築も必要となる。八王子の特性である職住近接を活かした、働きやすい労働環境整備が一層求められてくる。

施策 4 高度な技術の集積を活かした産業振興

【目指す姿】

高度な技術力を持つ多くの製造業や情報通信産業が地域経済を活性化させ、首都圏西部の産業・経済の拠点となっている。

取り組む戦略

◎製造業の振興

⇒ 製造業の発展に向け、産学連携や企業同士の連携等により経営基盤の強化や新技術開発等を支援していく。

- ・産学連携等を通じた企業の技術力の高度化
- ・海外への販路拡大等、経済のグローバル化への対応
- ・新たな販路の開拓
- ・繊維産業の振興
- ・技術の高度化や海外展開、販路拡大等に対応できる人材の育成
- ・産業交流拠点を活用し、広域多摩地域の産業集積を活かした製造業の活性化

◎情報通信産業の振興

⇒ IT企業の技術力向上や企業間連携により経営基盤を強化するとともに、市内IT企業による一般の中小企業のIT活用支援を促進する。

- ・産学連携等を通じた技術力の向上
- ・一般企業の情報化支援等の地元への貢献
- ・人材の確保

現状と課題

【高度な技術を持つ製造業の集積】

平成20年の工業統計によれば、東京都全体の製造業事業所数に占める八王子市の割合は3.1%であるが、このうち産業中分類の電子・デバイスについてみると、その割合は13.4%に上昇し、八王子の製造業は、いわゆるハイテクとされる業種が多いことに特徴があることがわかる。

また八王子の地場産業である繊維工業は、東京都全体の事業所数の4.1%、多摩地域の46.1%を占めている。

図表6 ◆東京都における八王子市のハイテク産業と繊維産業の集積（事業所数）

	製造業全体	電子・デバイス	繊維工業
東京都	40,137	822	2,859
市部	5,601	408	271
八王子市	1,254 (都の3.1%) (市部の22.4%)	110 (都の13.4%) (市部の27.0%)	125 (都の4.4%) (市部の46.1%)

（資料：平成20年工業統計調査）

また、八王子市を中心に、埼玉県南西部から東京多摩地域を経て神奈川県中央部に広がる地域は、多くの製造業・大学が立地する一大産業集積地域を形成しており、経済産業省の産業クラスター計画（平成13年～）、企業立地促進法に基づく首都圏西部地域広域基本計画（平成22年～）等の大型の産業活性化事業の対象となってきた。

【産業構造の変化への対応】

価値観の多様化や経済のグローバル化等の産業構造変化に伴う製造業の衰退傾向は、本市においても同様である。そして平成20年のリーマンショックに端を発した経済危機や円高は、製造拠点の海外移転や新興国の台頭を一気に推しすすめ、中小であっても技術力だけでなく国際市場を意識した事業展開を迫られ、これまで以上にめまぐるしい産業構造変化への対応が求められている。

図表7 ◆製造業事業所数の推移

	全 国		八王子市	
	事業所数	指数 (H12 = 100)	事業所数	指数 (H12 = 100)
H12	589,713	100.0	1,714	100.0
H15	504,530	85.6	1,417	82.7
H17	468,840	79.5	1,305	76.1
H20	442,562	75.0	1,254	73.2

(資料：工業統計調査)

具体的には、まず第一に、産業力の要である技術力の一層の高度化が必要である。産業支援機関の連携強化により、最先端の技術動向の普及啓発に一層力を入れていくとともに、大学等の持つ知的財産、研究設備等の協力を得たり、国や東京都の産業技術支援機関の支援等も積極的に活用しながら、競争力のある技術水準を維持していくことが必要である。

第二に、新たな販路や事業の開拓が必要である。特に経済のグローバル化に地元の中小事業者も対応を迫られており、従来と異なる分野での取引先拡大や、海外取引への対応が求められている。

第三に、産業構造の変化に対応していくためには、技術の高度化に対応する人材の育成、営業力や発想力に長けた人材やグローバル人材等の育成が課題である。

【情報通信産業の活性化】

現代社会は既に情報通信技術抜きに何ら語ることはできなくなっている。先端製造業に限らず、産業振興をすすめていくうえで情報通信技術は産業基盤の一つとも言え、情報通信産業には、常に最新の技術動向を捉えながら、技術力を向上し続けることが求められる。

市内には、多くの中小規模のIT企業が存在するとともに、最先端の技術を持ち海外でも活躍するIT企業もある。また、IT企業の連携組織「八王子ITネットワーク」があり、ここからさらに、事業を共同で受注するための協同組合「八王子IT協同組合」も生まれ、市事業の受注にも繋がる等の連携による成果もあげてきた。市も協力しながらスマートフォン用基本ソフトウェア「Android」の活用による地域活性化活動も展開されている。

今後は、このような活動を促進するとともに、中小規模のIT企業の技術力の向上・経営基盤強化のためにより一層の相互連携や人材育成等の支援をすすめることが必要である。また、地元IT企業連携組織等とも協力しながら、Webサイトの作成や情報セキュリティの向上等で、地域の一般中小企業のIT活用を支援していくことも重要である。

施策 5 新産業の創出

【目指す姿】

環境や医療・介護分野などの新たな事業に取り組む多様な事業者が本市に集まり、市内で様々な技術・製品が開発され、新たなサービスも生まれている。

取り組む戦略

◎横断的連携による新産業の創出支援

⇒ 環境、医療・介護等の成長分野や地域課題と産業を結び付け、産学連携・広域交流・異業種交流・農商工連携等による新産業創出を支援する。

- ・幅広い産業分野間で、課題や解決手法の情報の相互交流を促進
- ・産業分野間の様々な交流、連携をコーディネートする人材の育成
- ・産業交流拠点を、広域交流等による新産業創出の拠点として活用

◎創業者支援

⇒ 新規創業者に必要なとされるノウハウの提供や創業環境の整備に向け取り組んでいく。

- ・創業ノウハウを提供するセミナーの充実、インキュベーション施設の整備促進
- ・市、商工会議所、金融機関等による創業支援をワンストップで提供する仕組みの構築

現状と課題

【社会・経済の構造変化】

本市は、多くの優れたものづくり企業が立地しているが、少子高齢化や価値観の多様化、経済のグローバル化がすすみ、社会状況、産業構造が大きく変わっていく中で、ものづくりに対する需要も変化しており、技術力の向上だけでは、これまでのような成長は期待できなくなっている。

また、本市は、東京都心に近い地理的条件から、大きな人口集積と、それを背景に様々な事業所や多様な人材を抱え、また多くの大学等の立地という特色を持っており、解決すべき課題も、解決のための資源も豊富な地域であるとも言える。産産・産学はもとより、様々な主体の連携による新製品・新技術の開発への取り組みが必要である。

【業種を超えた新産業の創出】

製造業に限らない業種をまたがる横断的な連携による新産業への取り組みも、本市のもうひとつの課題である。

製造業に限らず、商業、農業、観光、或いは他の様々な八王子ならではの分野相互の連携強化で、社会的課題の解決や、消費者の新しいニーズに応える八王子ならではの新しい事業の展開を活発に推しすすめる必要がある。そこで“売る”のは必ずしも製品ではなく、情報やサービス、おもてなし等の形の無いものや、体験型ツアー等の、従来の枠組みを超えた発想が求められている。八王子は他地域と比べても、そういった多様な資源に恵まれていると考えられ、それらを活かしていく仕組みが必要である。

【創業者支援】

地域経済の継続的な成長、活性化のためには、多くの方に八王子で創業していただくことが必要である。また、その中から、新たな技術、製品、サービスが創出されることも期待できる。

本市では、商工会議所、サイバーシルクロード八王子と連携し、創業支援セミナーの開催等の創業支援に取り組んできた。

企業からのスピンオフや女性による創業、スモールビジネス・コミュニティビジネスによる創業等、様々な創業形態にあわせたきめ細かな支援が求められている。

施策6 にぎわいにつながる産業の振興

【目指す姿】

にぎわいを創出する観光産業や商業が活性化し、何度でも訪れたいくなるまちとして中心市街地などが多くの人でにぎわい、まちが活気にあふれている。

取り組む戦略

◎「おもてなし都市」の形成による新たなにぎわいの創出

⇒ コンベンションやイベントの誘致と受入体制の構築をすすめ、展示会、学会、イベント等の来訪者に対する「おもてなし」の仕組みづくりをすすめていく。そして、商店・飲食店をはじめ、ホテル、交通関係事業者、さらには観光産業等の事業者が連携して取り組み、まちや商店街のにぎわいに繋げていく。

- ・コンベンションやイベントの誘致と受入体制の構築（MICE都市推進の体制）
- ・まちや商店街、イベント等の情報発信
- ・おもてなしの人材育成
- ・産業交流拠点の活用

◎中心市街地活性化の推進

⇒ 駅周辺のにぎわいを中心市街地全体に波及させるように、まちの回遊性を促進する施策を積極的に展開していく。また、約11万人の学生、中心市街地及び周辺地区に多く居住する若者世代のまちづくりへの参画を促し、若者が中心市街地に魅力を感じ、滞留できる仕組みを構築していく。

- ・来街者が安全・安心に、楽しく回遊する仕組みの構築
- ・来街者が利用しやすい駐車・駐輪環境を整備
- ・空店舗・空フロア対策の実施
- ・中心市街地活性化の担い手になる組織や人への支援

◎商業の振興

⇒ 高速道路網や鉄道網が充実している強みを生かし、より広域な範囲を商圈としてとらえた施策を展開していく。特に地域ブランド、八王子ブランドを創出し八王子市のイメージアップを図る。

また、市内の商店会や意欲ある個店に対して、イベント等を支援することでまち全体の活性化に繋げていく。

- ・地域ブランド、八王子ブランドの創出により、八王子ならではの土産品の開発を推進
- ・東京都と連携し、意欲ある商店会が取り組むイベント等へ積極的な支援を行うことで、商店街の活性化を促進
- ・意欲ある個店やグループを支援することで、魅力的な店舗の創出を促進
- ・エリアマップや情報誌、ITを利用した商店街の魅力の発信
- ・中心市街地でスタートしたスマートフォンを利用した商店街の魅力をアピールする仕組みを他の地域へも普及、拡大
- ・買い物弱者への対策等の地域ニーズを商店街の商機ととらえた販路拡大
- ・八王子の農産物や加工品を、商店や飲食店と結ぶことにより、新しい魅力を創造し、商業と農業を活性化
- ・商業活性化に向けた、後継者を含む人材育成

◎観光地の魅力の向上

⇒ これからは、団塊の世代や学生のボランティア等、地域の力を活かした協働による案内や情報発信が不可欠になる。また、自然や伝統を活かした回遊ルートの提案や情報発信拠点等の整備、PR力のある様々なメディアの積極的活用も必要になる。

- ・地域の力（学生・ボランティア等）と連携した観光案内等ホスピタリティの向上
- ・既存の観光資源を活用した観光ルートの構築
- ・様々な媒体を活用した観光情報の発信

現状と課題

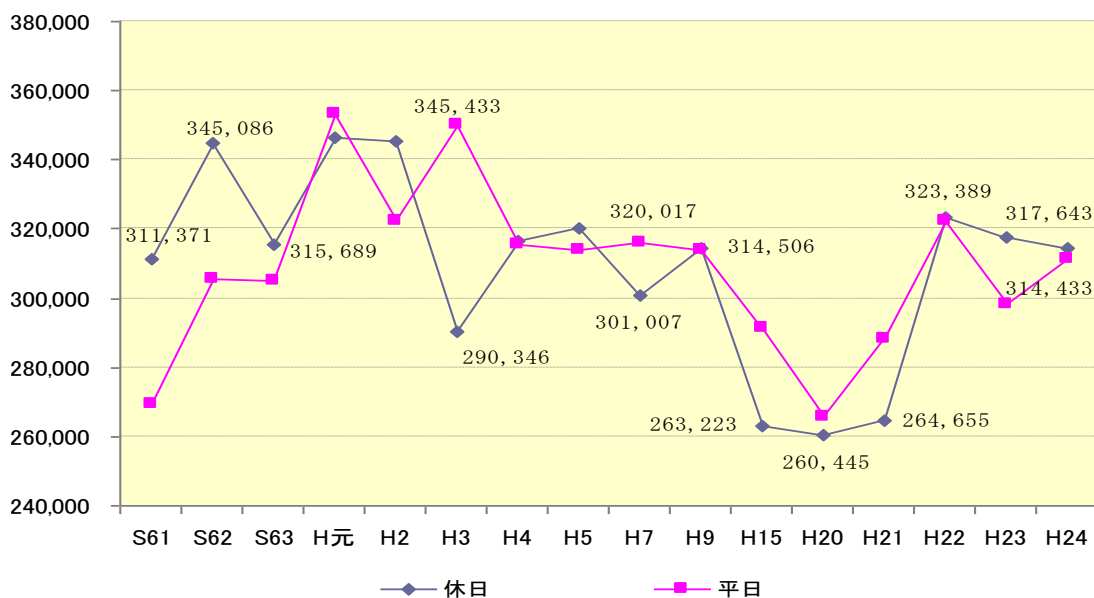
【中心市街地活性化の推進】

八王子市の中心市街地は、宿場町として栄えて以来まちの中心地であった甲州街道沿道の商店街が、平成になると大型店の撤退等の影響で商業力が低下し、駅を起点にした商業核が中心的役割を持ち始めた。しかしながら、ここ10年は駅周辺の商業力も近隣都市との競争激化により低下しており、平成16年1月に丸井八王子店が閉店し、平成24年1月には、八王子で唯一残っていた百貨店のそごう八王子店が閉店となった。

近年、八王子駅南口地区市街地再開発事業が平成22年に竣工し、平成24年10月にはそごう八王子店の後継テナントとしてセレオ八王子北館がオープンしたことで、駅周辺のにぎわいが戻りつつあるが、一方で駅周辺のにぎわいが甲州街道沿道まで届いていない。今後は甲州街道沿道に多く存在する空き店舗の対策をはじめ、まちの回遊性を促進する施策を積極的に展開することで、駅周辺のにぎわいを中心市街地全体に波及させていくことが重要である。

また近年は、中心市街地で「まちづくり」に市民が積極的に関わる機会づくりを自らが行うケースが多くなっており、中心市街地の商店会の代表者で組織した「(一社)まちづくり八王子(平成24年7月2日設立)」は、中心市街地の活性化に市民自らに取り組もうという強い姿勢のあらわれであり、今後の中心市街地活性化の新しい局面を開く主体の一つになると期待されている。

図表8 ◆歩行者通行量の推移



(資料：八王子市中心市街地歩行量調査)

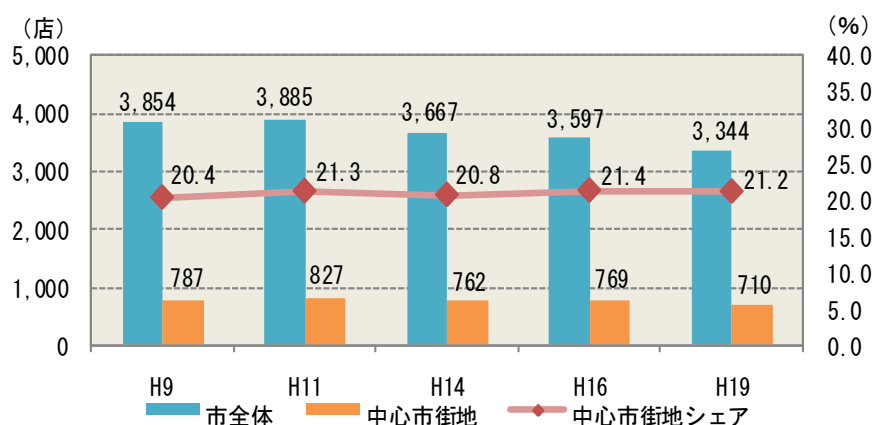
【商業の振興】

市内各所の商店会は、活力ある地域づくりを支える重要な担い手として期待されているが、大規模小売店舗の進出等により店舗数は減少している。特に市域の外周部に存在する団地等の商店街は、核となるスーパーの撤退等により空き店舗が増加している。

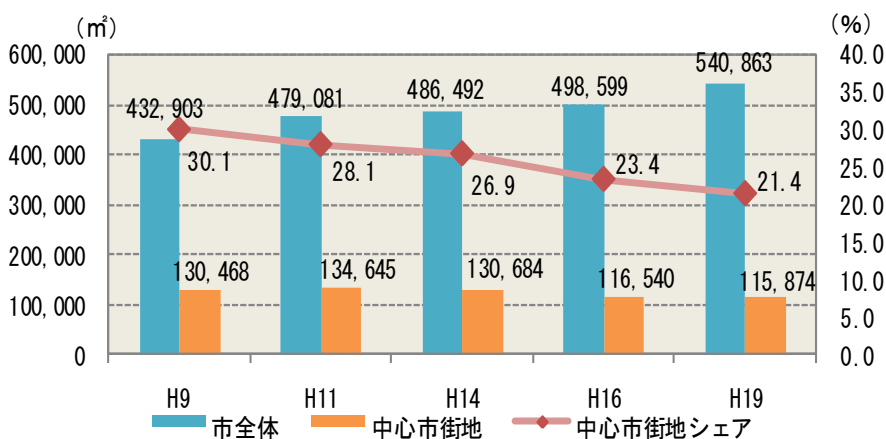
市内各地域の商店街が、コミュニティの核として地域のニーズに応える取り組みを行い、集客力の向上を図っていくことや、空き店舗の活用等により地域課題の解決に取り組むことで商店街の活性化を図っていくこと等が課題となっている。

また、商店街活性化のため、後継者の育成や、新たに出店しようとする創業者への支援等の人材育成が大きな課題となっている。

図表 9 ◆小売業商店数の推移



図表 10 ◆小売業売場面積の推移



(資料：商業統計調査)

【観光地の魅力の向上】

高尾山は、平成19年にミシュラン三つ星の評価を受けて以来、これまで以上に多くの観光客が訪れている。一方、高尾山以外の多くの観光地や中心市街地にはその波及効果が十分には感じられず、滝山城跡や八王子芸妓をはじめ、八王子の魅力ある資源をいかに活用し、いかに多くの人に足を運んでもらうかが課題である。

そのためには、行政や産業振興機関などの関連団体はもとより、JR八王子駅北口や京王線高尾山口駅前のインフォメーションセンターで取り組んでいる地域や八王子の財産である大学生ボランティア等との協働による案内や情報発信が不可欠になる。

また、外国人の観光客の誘致についても、観光庁調べによる外国人旅行者の訪日動機において、欧米で上位の「伝統的な景観、旧跡」、アジアで人気のある「自然景観、田園風景」は、いずれも八王子の大きな資源として、高尾山以外にも多くあることから、より積極的なこれらの情報の発信が必要と考える。

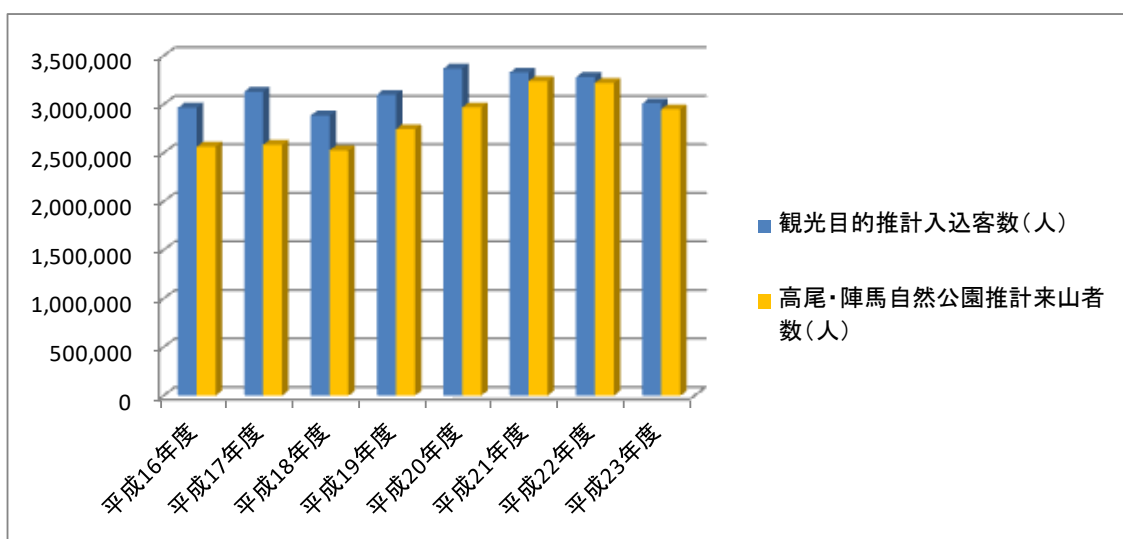
外国人を含む多くの人に訪れてもらう文化観光交流都市となるためには、高尾山をはじめとする自然や伝統を活かした回遊ルート等の提案や情報発信拠点等の整備も行わなければならない。

また、観光資源の情報発信を充実させる手段として、これまでも行ってきたフィルムコミッションの活動を精査し、魅力あるロケーションの情報を伝えるとともに、新たなものを含む、PR力のある様々なメディアの積極的活用も考慮しなければならない。

八王子で多く行われている既存のイベントに関しても、八王子市民に留まらず、市外の人や外国人も参加・体験し、楽しめるものを増やすことで、より多くの観光客を呼び込むための方策を構築することが課題となる。

これらのことを踏まえたうえで、積極的に事業を展開するとともに、八王子が市民力を活かしたオール八王子の協働による、最高のおもてなしを持ったまちとなり、観光客に何度も訪れ楽しみたいという気持ちを抱かせることで、産業・交流の活性化に繋げなければならない。

図表 11 ◆観光目的推計入込客数



図表 12

八王子インフォメーションセンター利用者数(人)
平成24年10月20日から平成25年1月31日まで

	平均	土日平均	平日平均
男	130.23	172.80	112.97
女	156.99	206.10	137.08
計	287.22	378.90	250.05

施策 7 地域資源を活用する産業の振興

【目指す姿】

地域資源の新たな魅力を活かすことで観光産業・農業・林業の振興がはかられている。また、農業の担い手の育成や農地の有効活用により、都市型農業が確立しています。そして、八王子ブランドの創出により、まちの魅力が高まっている。

取り組む戦略

◎新たな観光資源の発掘・活用

⇒ 「体験・学習・食」等をはじめとする観光客のニーズの多様化や、MICEへの取り組みにおけるビフォー・アフターコンベンションの重要性から、多くの魅力ある、観光コンテンツやイベント開催が求められる。

そのために、東京都が計画している産業交流拠点等の中心市街地の交流施設や、交流機能を持つ大学機能の集積、広域高尾の文化観光交流戦略を組み合わせたMICE都市を形成し、新たなツーリズムやイベントを提案する等、八王子の多くの隠れた観光資源を新たな発想で活かし、結びつけることが必要となる。

- ・新たな観光サービスの提案
- ・隠れた観光の魅力の発信
- ・農業・商工業・教育機関と連携した新たな観光コンテンツの提案・提供
- ・会議、展示会、イベント等の企画や誘致をはじめとした文化観光交流の推進のためのMICE戦略推進体制の構築

◎都市型農業環境の整備

⇒ 広大な農地や認定農業者等の優れた人材に恵まれた地域資源を最大限に活かした農業の振興を図る。

- ・認定農業者の確保と支援
- ・はちおうじ農業塾卒業生の活用
- ・就農者相談の充実
- ・農家おたすけボランティアの派遣

⇒ 水田や畑は、単に農産物等の供給だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通した教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承等、都市には見られない様々な機能（＝多面的機能）を持っている。こうした農業環境の整備はこれからも続けていく必要がある。

- ・ 農業用水の整備
- ・ 農地のインフラ整備
- ・ 農業者が日々利用する農道等の整備
- ・ 水田や農地の景観維持

⇒ 道の駅八王子滝山を拠点とした農産物直売所での販売強化策として、市内各所での出張販売を実施し、新鮮で安全安心な地場農産物を提供し、販路の拡大を図る。

- ・ J A八王子及び農業委員会と連携した新たな農産物直売所の検討
- ・ 直売所マップの作成
- ・ 6次産業化の推進
- ・ 地場産農産物出張販売の実施
- ・ 学校給食への地場野菜の使用の拡大

⇒ 主に市の西部地区では野生獣（サル・イノシシ等）による農作物被害がすすんでおり、営農意欲が減退する等深刻な状況が続いている。現在では市街地にまで被害が及んでおり、早急な対策が必要である。

- ・ 農家に対する有害獣からの防除指導
- ・ 簡易電気柵補助金の支援
- ・ ボランティアの追い払い駆除隊によるパトロール及び捕獲の強化
- ・ 市民ボランティアを活用した獣害対策

⇒ 都市農業の抱える問題を市民から理解を得るには、農家と直接ふれあう場の提供が必要であると考えます。

- ・ 農業体験事業の充実（種まきから収穫までの一連の作業を体験）
- ・ 農作物収穫体験
- ・ 農家宅を訪問して対話ができる「農業ツアー」の実施

◎林業の再生

⇒ 森林経営計画制度の導入により、森林整備が進み立木の搬出が促進され、本来の林業の流れが蘇る。一方で、林業への理解を深め、木材の普及・啓発するため、間伐材の活用をすすめる。

- ・ 公共施設等で森林に関するパネルや木製品の展示
- ・ 公共事業による木材利用促進を行い木材の流通を拡充

◎地域ブランドの創出

⇒ 八王子ブランドの向上のためには、名産品や特産品を認知してもらうことが不可欠である。また、観光大使やキャラクター等を活用した知名度の向上や、様々な形の協働による新たなブランドの創出が必要である。

- ・ 八王子を代表する名産品や特産品等のPRによる積極的支援
- ・ キャラクターやイベントを活用した八王子ブランドの知名度向上
- ・ 八王子の製造業や学生たちとの協働による、芸術や文化等の多様な視点からの新たな商品・作品・イベント等の創出

現状と課題

【ニーズの多様化と新たな観光コンテンツ】

ニーズの多様化がすすみ、新たなコンテンツが次々と生み出されている現在、観光産業においても様々なニーズに対応したサービスが求められている。その中でも、観光分野のキーワードになると考えられる「体験・学習・食」についてのコンテンツの充実を図る必要がある。

これまでも、フィルムコミッション事業では撮影に参加できるエキストラを積極的に募集してきたほか、他市と連携しロケ地巡りツアーの実施や自然・歴史・伝統文化などをまとめ体験イベントとして発信した体験学習など観光資源の磨き上げも行ってきた。

今後は「体験・学習・食」をはじめ、様々なニーズを分析するとともに、農業や商業、ものづくり産業とも連携し、グリーンツーリズムや工場見学等、求められるコンテンツやツアーの提案が必要と考える。特に食に関しては、観光庁調べによる外国人旅行者の訪日動機において、「日本の食事」に対する期待値が欧米、アジアのどちらからも最も高くなっており、外国人観光客を呼び込むツールとして大事なものとなっている。

また、今後、産業交流拠点整備後の誘客要素としてのMICE戦略の一つであるビフォー・アフターコンベンションの重要性は高まり、この点においても、多くの魅力ある観光コンテンツ、イベント等を創出することが課題となる。同時に、八王子には多くの隠れた観光資源が存在しており、これらを新たな発想や提案で活かし、結びつけることが求められる。

【八王子ブランド】

八王子の観光産業の活性化のためには、八王子の伝統ある特産品や名産品をはじめとする様々な資源のブランドとしての向上を図る必要がある。

他にも八王子ブランドを認知してもらう方法として、観光大使や様々なキャラクターを活かした積極的なPRが考えられる。

これまでも観光大使事業において、前八王子観光大使ファンキーモンキーベイビーズ縁のスポットや商店街を巡るスタンプラリーを実施したほか、「はっちお〜じ」という観光PRキャラクターを生み出し、PRに活かしてきた。

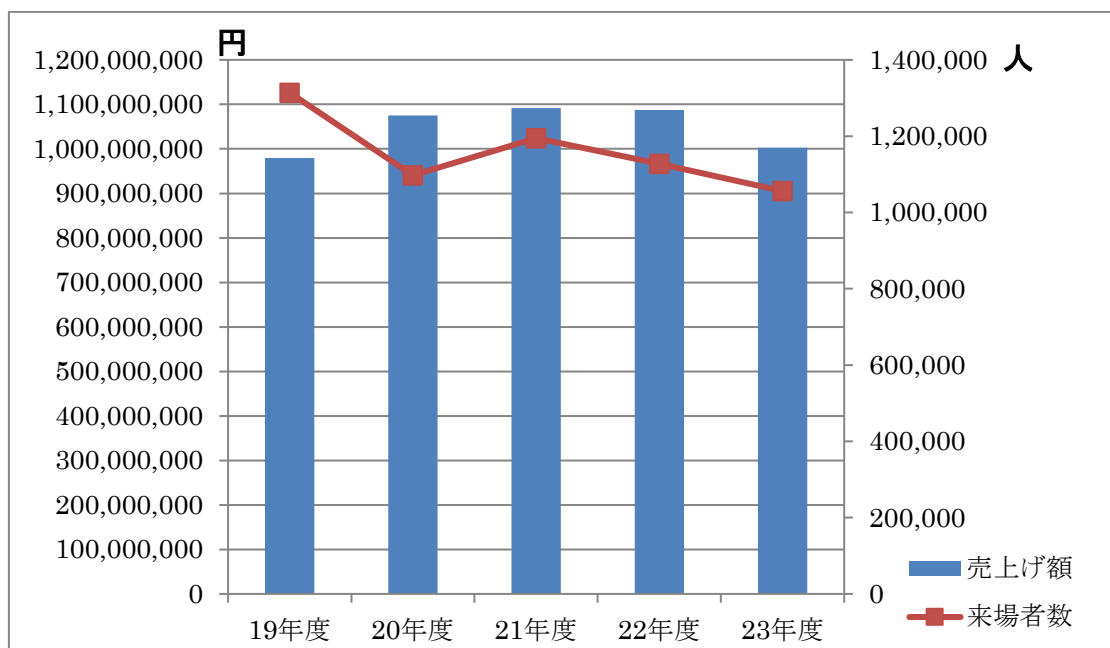
八王子の特産品や名産品をはじめとする様々な資源が市外、海外の人に一定程度認知されているが、今後より一層の積極的なPRとともに、新たな八王子のブランドとなる商品開発やイベント開催等が必要である。

【八王子農林業の現状】

本市の農業は、生産額・農地面積ともに東京都のほぼ1割を占めており、農業生産の顔となっている。農作物は野菜を中心に、米・果樹・畜産・キノコと多種多様である。流通に関しても、多くの消費者を抱える都市農業のメリットを活かし、JA農産物直売所・軒先販売・スーパーでの地場産農産物コーナーをはじめ、平成19年4月に開設した都内初となる「道の駅八王子滝山」や農産物直売所「マルシェ802」とチャンネルは豊富である。反面、宅地化の進展による営農環境の悪化や農業従事者の高齢化に伴う遊休農地の増加や担い手不足等、農業の将来を左右する課題も抱えている。こうした現状を踏まえ、農業者が安心して営農できる環境整備や遊休農地の有効活用、企業的経営の推進、及び担い手対策の推進には、JAや農業委員会と連携した施策の展開が必要である。

また、八王子市内の森林面積は、7,834haで市域のおよそ42%を占めている。主な林業地域である西部地域では、古くから意欲的な林業経営が営まれてきたが、近年は木材価格の低迷、林業労働者の不足、作業賃金・資材等の高騰により林業経営が苦しくなっており、また、相続等により所有すら意識しない森林所有者の増加により、適正な管理に支障をきたしている現状である。

図表13 ◆道の駅八王子滝山 売上及び来場者数の推移



(引用：産業振興マスタープラン【第2期】)

第3編 監査の結果

第3編. 監査の結果

第1章. 基本施策1：地域経済を支える産業の振興

第1節. 施策1：産業振興の体制強化

第1項. 地域産業振興推進

1. 事業概要

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる企業支援を推進するため、産業振興の体制強化及び地域における産業振興の推進を図っている。

令和元年度では、子育て支援や高齢者・障害者の支援、地域活性化、環境保護などの様々な社会的課題の解決に向けて、住民やNPO法人、企業などがビジネスの手法を用いて取り組むコミュニティビジネス／ソーシャルビジネス（以下「CB／SB」という。）について普及・啓発を行うとともに、解決すべき社会的課題の状況と事業の担い手の活動状況を踏まえ、担い手の発展段階に応じた柔軟性のある支援を行う。

令和元年度及び令和2年度における具体的な活動内容としては、以下のとおりである。

- ・CB／SBを実践している団体との連携
- ・先進都市の視察・連携会議等の開催
- ・セミナーの開催
- ・さらに、市はTAMA協会に加盟して、TAMA協会を構成する他自治体との連携により市内中小企業に対する支援を推進している。

TAMA協会は、埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中央部等を一体とした地域の産学官の強固な連携の下で、環境調和の観点にも配慮しつつ、同地域の中堅・中小企業の製品開発力の強化と市場の拡大並びに新規創業環境の整備を図ることなどを通じて、当該地域を世界有数の新規産業創造の基盤として発展させ、もって21世紀の我が国経済の健全な発展に寄与することを目的に活動している。

なお、通称TAMA協会のTAMAは「Technology Advanced Metropolitan Area：技術先進首都圏地域」の略称である。

（一般社団法人首都圏産業活性化協会より引用）

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) TAMA協会を構成する他自治体との一層の連携について

市は、TAMA協会に加盟して、TAMA協会を構成する他自治体との連携により市内中小企業に対する支援を推進している。

TAMA協会に対して、直接的な財政的援助や出資等を行っていないが、TAMA協会の役員（理事）及び職員として派遣を行い、業務執行に関して人的支援をしている。

また、市の産業振興にかかる施策上、TAMA協会の活動は重要であると認識しており、今後の市の産業振興の活性化に大きく寄与すると考えている。

TAMA協会は、産業支援機関として民間企業に加え、多くの教育機関や公益法人等、地方自治体を会員としている。事業活動の地理的な範囲は、八王子市内にとどまらず、埼玉県南西部や神奈川県中央部、東京都多摩地域と広範囲である。

一方、会員数は令和2年度においては前年度に比べ増加しているものの、ここ数年間の推移では減少傾向にある。また、ここ数年間は赤字傾向にあり、TAMA協会運営上の課題があると市も認識している。

	平成15年度	平成19年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度
会員数	599	658	490	470	476

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当期正味財産 増加額 (千円)	△ 7,126	△ 5,860	△ 8,117

TAMA協会の活動領域は八王子市内にとどまらないことから、活動領域を構成する近隣自治体（相模原市や青梅市、羽村市、立川市等）と一層の連携を図り、行政間のネットワークを活かして広範囲にわたりサポートをすること等を通じて、会員数の増強を図る施策を検討されたい。

また、今後の経営状況・財務状況を注視するとともに、場合によっては負担金や補助金といった財政的援助が必要となる可能性もあることから、今後のTAMA協会運営上の方針に関して早期に他の近隣自治体と検討、連携することが望ましい。

（意見）

（企業支援課）

第2節. 施策2：企業支援

第1項. 企業立地

1. 事業概要

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる企業支援における企業誘致の推進を図るため、企業立地促進事業を進めている。

令和元年度では、以下のとおりとなっている。



(川口土地区画整理組合ホームページより引用)

(1) 企業立地の促進

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる企業支援における企業誘致の推進を図るため、「新たな企業誘致条例」を活用し、企業立地促進事業を進めていく。

企業立地支援条例に基づく企業立地・雇用促進奨励金等の支出内訳

- ・ 企業立地・雇用促進奨励金等
製造業16件 物流系産業2件 事務所1件 市内小規模等7件 計26件
- ・ 市内雇用促進加算金 1件
- ・ 市内建設業者活用加算金 0件
- ・ 産業系用地確保奨励金 1件

(2) 企業流出防止

市内のものづくり中小企業が移転（市内）等をする際の費用の一部を補助することで、「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる市内企業の立地継続への支援を図る。

・補助対象経費

市内のものづくり中小企業が工場を市内で移転する際等にかかる経費

・補助額

補助対象経費の3/4以内、上限375万円

3,750,000円×3件＝11,250,000円

都補助（都内ものづくり企業地域共生推進事業費補助金）

11,250,000円×2/3＝7,500,000円

(3) 企業立地支援奨励金交付準備基金

企業立地支援条例に基づく奨励金は、前年度納税した固定資産税、都市計画税、事業所税の相当額を交付するものである。予算の安定性と透明性を確保するため条例を制定し、これら税相当額を奨励金の資金に充てるため、基金として積み立てる。

なお、雇用加算金等については、基金には積み立てず、別途予算計上する。

・平成31年度奨励金額 375,537,800円（27社分）

・資金運用に伴う利子分 370,000円

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 企業の要望に応えられる立地情報提供の強化について

企業誘致の推進を図るため、八王子市企業立地支援条例を活用した企業立地促進事業を進めている。

この事業では、企業立地支援奨励金を交付し、企業誘致活動を行っている。

この企業立地支援奨励金の指定件数は令和2年までの累計で146件となっており企業誘致促進に有用な事業となっている。

また、企業立地を促進するため、市内の立地を希望する事業者には約80社の宅地建物取引業者が参加する「企業立地サポートネット」により事業用地、事業用建物の情報提供を行い、企業誘致の入り口として利用しているが、企業ニーズにマッチし、成約となるケースは少ない。

企業の誘致には、企業ニーズにマッチした立地の情報が必要であり、情報量の増加に対する取り組みが必要である。

企業は土地の立地情報を銀行等の金融機関からも入手していると考えられるが、企業紹介サポートネットでは毎年参加企業が増えていることから、情報量も増加しているものと考えられる。

八王子市としてはさらなる情報量の増加のために企業紹介サポートネットへの不動産業者の参加の働きかけ等を行い、企業要望の応えられる立地情報の提供を強化することが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(2) 企業立地サポートネットの更なる充実について

企業立地サポートネットは、八王子市による事業用地・事業用建物のマッチング支援の仕組みとの位置づけである。

しかし、企業支援課では、現状、企業立地サポートネットに登録している全宅建業者へ八王子市立地事業者の申込情報を展開しているのみとのことである。

八王子市への企業立地促進につながる、より実効性のあるマッチング支援のためには、少なくとも、利用者に対して、後日フォローアップを実施する等の体制の構築が必要と考える。

(意見)

(企業支援課)

(3) 企業立地の促進事業にかかるP D C Aの運用について

市は、企業立地の促進事業として、企業誘致の推進に関する施策を展開し、企業誘致制度の見直しを行いつつ、交通利便性など市の強みを活かした企業誘致や市内企業の移転・拡張などの市内立地継続を支援し、雇用の維持・創出や税収の確保を図ることとしている。

また、新たな企業の誘致や市内企業の流出防止のため、既存の業務用地の継続的活用とあわせて、既存用地の業務系への土地利用転換やまちづくりの進捗に応じた新たな業務用地の確保に努めることとしている。

市は、「八王子ビジョン2022」において事業実施の成果や効果などの業績評価を実施すべく企業誘致制度における総合的な目標とする「誘致企業数」を規定している。

施策に対する目標指標	2011年度 策定時	2022年度 目標値
企業誘致制度により立地を支援した企業数	60件	145件

一方、事務事業評価シートによれば、経常費用は、平成29年度：496,005千円、平成30年度：426,397千円、令和元年度：398,402千円である。また、令和元年度の人件費は18,164千円に対して、経常収益は96,402千円となっている。

事務事業評価において活動指標として、「奨励金指定件数」や「奨励金交付件数」、成果指標として「税収増加額」や「雇用創出人数」といった指標が規定されているものの、「八王子ビジョン2022」において規定されている「誘致企業数」の目標達成に向けた年度ごとの個別具体的な定量的目標が設けられていない。

	指標名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動指標	奨励金指定件数	件	8	14	8
	奨励金交付件数	件	25	25	26
成果指標	税収増加額	億円	28.4	26.5	27.2
	雇用創出人数	人	5,875	5,895	5,908

予算編成や決算手続、事務事業評価の過程で、過年度からの実績を横並びにした形で「奨励金指定件数」、「奨励金交付件数」、「税収増加額」、「雇用創出人数」等を把握し、各年度の事業計画として定めた事項を実施することで事業の実績としているとのことだが、各所管課において事前に設定した目標に対して実績がどうであったのか等の効果測定をしなければ、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることにつながりにくい。

一定の予算の中で事業を実施し、その課題を明らかにして、継続的に事業の改善を図ることが重要である。

そのためには、各所管課において事業の年度ごとに定量的な評価数値を設定して、目標と実績との比較や期間比較などを行い、もし課題があれば、課題の改善を図るあるいは事業の見直しを行うことにより、継続的に事業を最適化していくことが必要である。

可能な限り各所管課の個別事業に関する目標数値として明確化を図り、事務事業評価と関連づけて各事業の課題を分析し、より最適な事業となるよう継続的な改善を図ることが必要である。

(意見)

(企業支援課)

(4) 企業立地の促進事業にかかる具体的な事業スケジュールの策定について

前記の定量的な目標設定に加えて、各事業に対する年度ごとの具体的な実施内容を示した事業スケジュールが策定されていない。

計画に対する進捗状況の把握や次年度に取り組むべき課題の明確化、それらを踏まえた改善行動に繋げるため、事業ごとに設定された目標の実現に向けて各年度にどのような内容を実施するのかを具体的にプランニングし、スケジュール化することが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(5) 企業立地の促進事務事業評価における雇用創出人数指標について

企業立地の促進事務事業では、新規雇用者の6割に相当する者が市内居住者であることを要件として市内雇用促進加算金を交付している(八王子市企業立地支援条例施行規則第16条)。

同事業では、事務事業評価に際し、雇用創出人数を成果指標の1つとしている。しかしながら、この雇用創出人数は、市内居住者に限らない事業者の雇用創出人数にとどまっている。

市内雇用加算金の実効性を評価するためには、市内居住者の新規雇用増加数を指標の一つとして事業評価しておくことが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(6) 企業立地サポートネットの更なる充実強化について

「企業立地サポートネット」について、活用実績は平成30年度11件、令和元年度28件となっているが、成約実績が平成16年から令和元年までの16年間で6件、平成29年から令和元年の3年間は0件となっており、「企業立地サポートネット」を活用して市内に進出した企業は少ないという結果になっている(「八王子市の工業振興と企業誘致」(令和2年9月) p.37)。

八王子市には市外企業から工場用地等に関する問い合わせは数多く寄せられているとのことであり、潜在的な企業進出ニーズは高いと思われる。

しかし、現行の「企業立地サポートネット」の運用においては、市の担当職員が労力を割いているにも関わらず、成約実績が少ない。

進出企業の希望する条件に合った土地が少ないという制約条件はあるものの、八王子市への企業立地を一層促進する観点から、「企業立地サポートネット」の仕組みを見直し、不動産業者の他に銀行等土地情報を保有する機関を参加させる。

成約した場合に不動産業者等にインセンティブをつける、あるいは問い合わせ企業の社名などを伏せた状態で、進出を検討している企業が不動産業者等に土地の問い合わせができるようなコンピュータ・システムを導入するなど、企業立地サポートネットの仕組み自体を見直し、より効率的、効果的に事業を実施することが必要である。

(意見)

(企業支援課)

(7) 事業用地等情報提供申請書：八王子市事業用地等情報ネットワーク事業について

八王子市事業用地等情報ネットワーク事業では、事業用地等の情報提供を受けることを希望する者から事業用地等情報提供申請書による申請を受け付けている。

事業用地等情報提供申請に係る情報は、八王子市内の事業用地需要を把握できる有用な情報である。

申請情報は、ネットワーク事業での利用に目的を限定しているが、情報の有用性に着眼し、申請者のプライバシーに配慮したうえで都市計画立案のために申請情報を活用できるよう利用目的等を拡充することも有用であり検討することが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

第2項. 中小企業等の活性化支援

1. 事業概要

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる企業支援を推進するため、中小企業の販路拡大等に関わる支援施策を実施し、市内中小企業の生産性向上を図っている。

令和元年度では、以下のとおりとなっている。

(1) 経営力向上支援

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる企業支援を推進するため、中小企業の販路拡大等に関わる支援施策を実施し、市内中小企業の生産性向上を図る。

中小企業の販路拡大を支援するため、国内外の展示会の出展、動画やパンフレット等の情報媒体作成、ウェブ解析等、販路拡大を目的とした費用の一部を補助する。

対象：市内中小企業（中小企業基本法の定義による）

補助対象 ①展示会出展

②情報媒体作成、ウェブ解析・ホームページ改修等

補助率 2/3以内

上限 15万円

(2) 小規模事業者経営力向上支援

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる企業支援を推進するため、小規模事業者の販路拡大等に関わる支援施策を実施し、市内小規模事業者等の生産性向上を図る。

中小企業の販路拡大を支援するため、国内外の展示会出展、動画やパンフレット等の情報媒体作成、ウェブ解析等、販路拡大を目的とした費用の一部を補助する。

対象：中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者

補助対象 ①展示会出展 ②情報媒体作成、ウェブ解析・ホームページ改修等

補助率 3/4以内

上限 ①15万円 ②20万円

(3) サイバーシルクロード八王子補助金（運営費・事業費）

平成13年に八王子市と八王子商工会議所との協働事業としてスタートしたサイバーシルクロード八王子は、高いポテンシャルを秘める地域のリソースを最大限に活かし、産産学（企業間、企業と大学）の連携に根ざした、新たなビジネスチャンスの創出を目指し、積極的な活動を展開する。

製造業に限らず、様々な分野の事業主や研究者等多様な主体の相互交流、新規起業・創業セミナー、企業後継者育成セミナー等の各種事業を実施する。

市と八王子商工会議所との連携により設立し、中小企業の人材育成や産産学連携による新たな技術・製品の開発や事業拡大などを支援する「サイバーシルクロード八王子」の事業に関する運営費及び事業費を補助金として支出する。

市と八王子商工会議所との連携により設立した「サイバーシルクロード八王子」を活用し、異業種連携による新産業創出や、経済環境の変化に対応しようとする中小企業の支援、創業支援、次世代人材の育成に取り組む。

引き続き、民間企業から無償提供される京王八王子駅前のオフィスを活動拠点とし、八王子商工会議所から専従職員を配置。製造業に限らず、様々な分野の事業主や研究者等多様な主体の相互交流、新規起業・創業セミナー、企業後継者育成セミナー等の各種事業を実施する。



（はちおうじ未来塾、サイバーシルクロード八王子ホームページより引用）

(4) サイバーシルクロード八王子補助金（人件費）

市と八王子商工会議所の協働事業「サイバーシルクロード八王子」に専従職員を配置する八王子商工会議所に対し、当該職員の人件費分を負担金として支出しサイバーシルクロード八王子事業を実施する。

「サイバーシルクロード八王子」の専従職員3名分の人件費を補助する。

(5) サイバーシルクロード八王子運営

「サイバーシルクロード八王子」の活動拠点の運営管理費用を計上する。

この拠点は、交通至便な京王八王子駅前の好立地にあるオフィス及び会議スペースを、民間企業から地域産業振興のために賃料無償で提供されているものである。

「サイバーシルクロード八王子」の活動拠点として、明神町2-27-6文秀ビル4Fのオフィスを民間企業より賃料無償で提供を受ける。当オフィスを利用するための、光熱水費、管理運営委託経費、建物共益費等を計上する。

(6) 小規模事業経営支援事業補助金

中小事業者支援のため、八王子商工会議所中小企業相談所が実施する「経営改善普及事業」（小規模事業経営支援事業）の経費を補助し、市内小規模事業者の経営安定と改善を図る。

補助対象

ア. 人件費（経営指導員延べ11名、業務支援員3名の俸給／調整／扶養手当）

イ. 事業費（窓口・巡回による金融／経営等指導、経営指導推進、福利環境整備等）

経営改善普及事業に関わる運営及び事業経費への一部補助（都の補助対象事業で、都の補助金額を除いた事業費の範囲内で助成）

(7) 中小企業新商品開発認定制度

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる、新産業創出を支援するため、「八王子市中小企業新商品開発認定制度」を実施し、市内中小企業が開発した新規性のある製品・役務を市で認定するとともに、必要に応じ市で試験購入等をする。

地方自治法施行規則第12条の3に基づく「新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定を行うため、「八王子市中小企業新商品開発認定制度」を実施する。また、認定商品のテストマーケティング支援を行うほか、認定商品カタログ作成によりPR支援を行う。

また、必要に応じ認定した新商品・新役務を同法施行令第167条の2第4項に基づき随意契約により買い入れ若しくは借り入れ、又は提供を受ける。



平成30年度認定商品、平成30年度認定商品におけるロゴマーク使用例
(八王子市ホームページより引用)

(8) 中小企業の海外展開支援

市内中小企業の海外展開を促進するため、外部支援機関との連携による「八王子市海外展開情報プラットフォーム」を設置し、市内中小企業への海外展開に関する情報の発信、中小企業からの要望に対する適切な支援機関へのつなぎを行う。

また、市内中小企業を対象に海外展開に関する理解を深めるためのセミナーを開催するとともに、市内中小企業が行う海外展開に関する費用の一部を補助し、中小企業の費用負担の軽減、挑戦への後押しを行う。

① 海外展開セミナー謝金

- ・セミナー回数 全6回(予定)

② 中小企業海外展開支援補助金

- ・補助対象経費 海外展開に関する市場調査、外国語ホームページ作成、越境電子商取引ページ構築、翻訳等
- ・補助率 1/2以内
- ・補助上限額 50万円
- ・補助件数 7件程度

(9) 中小企業の事業承継支援

令和2年度では、「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる企業支援を推進するため、中小企業の事業承継推進に関わる支援施策を実施し、市内中小企業の経営強化及び地域産業の振興を図る。

国レベルで対策が講じられている「中小企業の持続可能な事業運営に対する支援」（事業承継支援など）について、全国の傾向と同様の状況にあると推測される本市の状況に関して、今後実情にあったマクロ的な支援方針の検討を行うとともに、各企業の状況にあったプッシュ型の支援を他の産業支援機関等と連携しながら進めていくため、本市の全業種の中小企業を対象にした事業承継・廃業に関する現況調査を行った。

対象：代表者の年齢が50歳以上の市内中小企業

業種：全業種

委託内容：事業承継に関するアンケート調査の実施

(10) 起業家養成・育成

「八王子ビジョン2022」に掲げる創業者支援を推進するため、新たなビジネスを創出する起業家に対して、経営、会計、販路開拓等に関する専門家による伴走型支援を行う。



(サイバーシルクロード八王子ホームページより引用)

本事業は、創業前から創業後まで一貫した支援を行うことをコンセプトとしており、起業家の養成・新事業創出を図ることを目的としている。

本事業は、市、商工会議所、サイバーシルクロード八王子が一体となり、創業者に対する支援を実施している。

①起業セミナー：起業のノウハウ等を学ぶセミナー「本気の創業塾」を開催。（サイバーシルクロード八王子主催事業。市、八王子商工会議所との共催）

②専門家派遣：審査により選定された「強化支援対象事業者」に対して専門家（経営、会計、販路開拓等）がマンツーマン支援を実施。

また、令和元年度の本気の創業塾以降は本講座を受講した者のうち希望する者を対象に上限を3回として伴走支援を実施。

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 経営力向上支援・小規模事業者経営力向上支援（販路拡大支援補助金） について

本事業は、中小企業及び小規模事業者に対して、販路拡大のための展示会出展費用及びその他の販路拡大費用（デザイン、コンサルティング又はIT活用によるもの）の一部に対して補助金を交付するものである。令和2年度の実績は、展示会出展費用補助（中小企業0件、小規模事業者2件）、その他販路拡大費用補助（中小企業26件、小規模事業者31件）であった。展示会出展費用以外の販路拡大支援補助金は令和元年度に創設されているが、令和元年度の実績は合計49件であったことから、令和2年度は販路拡大支援補助金の周知が進み、活用されたことがわかる。

しかし、展示会出展補助金及び販路拡大支援補助金の補助金交付企業に対して、販路拡大支援による売上の増加や新規取引先の獲得等の実績、成果を把握し、本支援事業の効果を評価する仕組みを構築することが必要である。特に、販路開拓において、デザインの向上やウェブサイトの制作・改善等、どのような商品・サービスをどのようにプロモーションしたら売れたのかという実績に基づく情報は、今後の企業支援、指導に活用することができる貴重な情報である。

また、同業種において本事業を活用して販路拡大に資する事業を実施し、売上高の増加等の成果があった企業の事例（ベストプラクティス）を収集し、「成功事例集」として公表することにより、本事業の効果をより広範囲に広めることが必要である。特に今後も新型コロナウイルス感染症への対応が求められるため、ITを活用した販路開拓は多くの中小・小規模事業者にとって重要であり、成功事例を公表することにより、IT活用の有用性への理解を深めることが可能であり、中小企業・小規模事業者のDX推進にも資すると考えられる。

（意見）

（企業支援課）

(2) 小規模事業経営支援事業補助金について

八王子商工会議所の経営指導員による、小規模事業者への経営指導に対する補助である。本事業による、経営支援の内容については、八王子市に報告されているとのことである。八王子市は小規模事業者が直面する経営課題を把握することが可能となり、有効な政策の企画・立案・運営に資することができる。

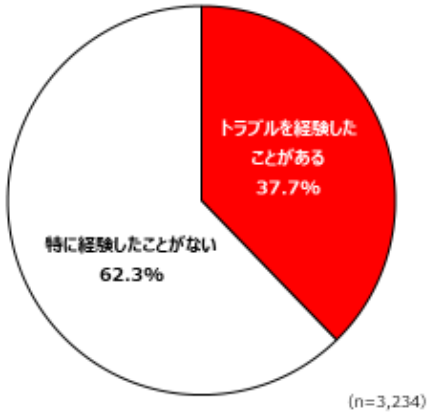
ただし、八王子商工会議所の会員ではない小規模事業者、特にライターやWebデザイン、コンテンツ制作、動画配信（ユーチューバー含む）、インターネットによる商品販売など、フリーランスとして個人事業又は法人を営んでいる人（副業含む）は、商工会議所との接点が少なく、経営支援を受けることが困難である。近年、多様な働き方を推進する政府の方針により、フリーランスの実態や直面する課題について調査が実施され、フリーランス（定義：①自身で事業等を営んでいる、②従業員を雇用していない、③実店舗を持たない、④農林漁業従事者ではない）への対応策が講じられてきたところである。フリーランスは推計で約460～470万人（「内閣官房統一調査」推計462万人、中小企業庁推計472万人）いるが、取引先とのトラブルを経験している者が37.7%に上っており、相談窓口としての商工会議所等の周知を強化する必要がある（出典：内閣官房日本経済再生事務局「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月））。

同時に、フリーランスを含めた小規模事業者の経営課題や支援ニーズを広く把握するために、サイバーシルクロード八王子における各種セミナーや窓口支援、電話等による相談などを含め、小規模事業者の実態を総合的に把握することが重要である。

取引状況
(取引先との関係)

取引先とのトラブルの有無

○ 事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスを母数として、取引先とのトラブルを経験したことがある者の割合を算出すると4割。



(注)「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可)という設問への回答を集計。事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランス3234名を母数として、取引先とのトラブルを経験したと回答した1220名の割合を算出。

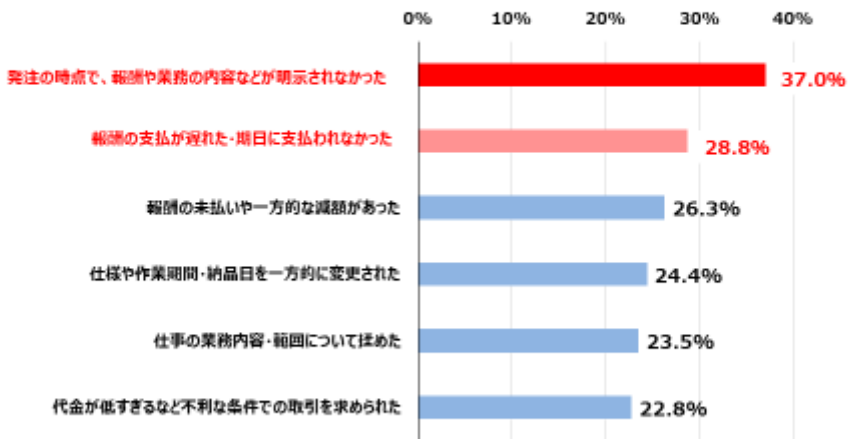
17

出典：内閣官房日本経済再生事務局「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月）

取引状況
(取引先との関係)

取引先とのトラブルの内容

○ 取引先とのトラブルの内容としては、「発注の時点で、報酬や業務の内容などが明示されなかった」が4割。
○ また、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」と回答した者は3割。



(注)「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可)という設問への回答のうち上位6項目を集計。

19

出典：内閣官房日本経済再生事務局「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月）

内閣官房による統一調査と類似調査との比較

	内閣官房による統一調査 (関係者庁連携)	内閣府	中小企業庁	厚生労働省
	「フリーランス」	「フリーランス相当」	「フリーランス」	「雇用類似の働き方の者」
対象	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を雇用していない ③実店舗を持たない ④農林漁業従事者ではない ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる ②従業員を常時使用していない ③個人事業主等で店主ではない ④農家や漁業者ではない ⑤業務の委託を受けている ⑥事業者が直接の取引先 ※法人の経営者を含む
フリーランスの 試算人数	462万人 (本業 214万人/副業 248万人)	341万人 (本業179~228万人/副業112~143万人) ※なお定義の違いにより206~341万人と 幅差が生じている	472万人 (本業 324万人/副業 148万人)	367万人 ※①~④に該当する者を試算したものの
サンプル	144,342人	50,000人	62,415人	18,377人
調査 期間	2020年2月10日~3月6日	2019年1月28日~3月4日	2019年1月11日~1月31日	2019年1月15日~2月21日
調査主体	内閣官房 日本経済再生総合事務局	内閣府政策統括官 (経済分析担当)	リクルートワークス研究所	(独)労働政策研究・研修機構

25

出典：内閣官房日本経済再生事務局「フリーランス実態調査結果」(令和2年5月)

(意見)
(企業支援課)

(3) 中小企業新商品開発認定制度について

本事業は、「八王子市中小企業新商品開発認定制度実施要綱」によれば、八王子市内の中小企業者が開発した新規性の高い優れた商品及び役務の普及を促進することを目的として、新規性や独自性、有用性、技術の高度化、市民生活の利便の増進に寄与することなどの基準に基づいて選定された商品等を認定し、八王子市のウェブサイトへの掲出や、市役所による調達を行うものである。令和元年度は5社6件、令和2年度は4社4件の新商品が認定されている。

新商品等を開発する中小企業者にとっては、市による認定は販売促進に資するものであり、また認定を受けることがモチベーションとなって新商品等の開発に取り組む企業が増加することが期待できる。

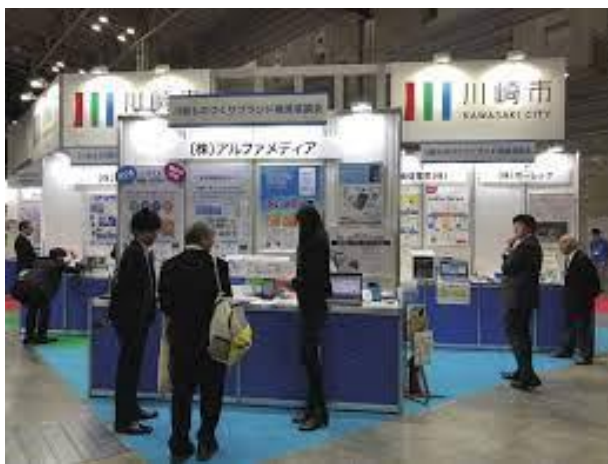
「八王子市中小企業新商品開発認定制度 認定審査基準」によれば、審査項目は、「新規性・独自性」、「市場性」、「事業実施の確実性」、「商品の社会的有用性」であるが、ユーザーに新たな価値や付加価値を提供する商品・サービスは、使い勝手が良いことや安全に使用できることなどが重要であり、こうした視点を具現化したデザインであることなど、デザイン面の審査も盛り込むべきである。同時に、「新規性・独自性」において、他社との競争優位を持続させるための方策として、商標登録や意匠登録を行っているかどうか、審査に含めることが望ましい。また現在は評価項目に含まれていないが、開発した商品の製造について、外注する場合、特に高度な技術を必要としない製造・加工などは、できるだけ市内の企業に発注することなど、市の産業振興に資するような項目も含める必要がある。

さらに、「八王子市中小企業新商品開発認定制度実施要綱」第10条に「新商品等についての調査を実施することができる」と規定されていることから、本事業の効果を測定するため、認定された新商品等の売上高や利益の推移、伸び率等について、認定後5年程度を目途に実績を把握することが望ましい。

認定された新商品の販売促進のため、八王子市による調達や市のウェブサイトにおける認定新商品の紹介パンフレットの掲出のほかにも、有益な方策を講じることが重要である。例えば、川崎市では、市内の中小製造業が開発した優れた製品（独自性、先進性、品質管理力等を保有する製品）を「川崎ものづくりブランド」として認定し、ウェブサイトでの情報発信のほか、川崎商工会議所内に実物や紹介パンフレットの常設展示コーナー設置、展示会への共同出展といった方法で販売促進を行っている。



「川崎ものづくりブランド認定製品」の川崎商工会議所常設展示コーナー
(写真出典：川崎ものづくりブランド推進協議会「川崎ものづくりブランド
パンフレット2021」)



「川崎ものづくりブランド認定製品」の展示会への共同出展
(写真出典：川崎ものづくりブランド推進協議会「川崎ものづくりブランド
パンフレット2021」)

(意見)
(企業支援課)

(4) 中小企業の海外展開支援について

中小企業の海外展開支援としては、「海外展開支援補助金」の交付（補助率2／3（令和2年度時点）、上限50万円）及び「海外展開セミナー」の実施が行われている。

「海外展開支援補助金」は、八王子市内中小企業の海外展開を促進するため、海外に向けた販路開拓や海外拠点設立にかかる経費の一部を補助している。令和2年度の交付件数は7件である。「令和2年度中小企業海外展開支援補助金交付要綱」によれば、八王子市の展示会出展支援補助金又は販路開拓支援補助金、同一の事由で交付される国、都、その他の機関からの補助金を重複して受けていないこと、又は受ける予定がないことを、補助金交付の要件としている。しかし、海外展開の実態としては、海外の展示会出展後、現地のバイヤー等と継続的に接触し、商談を進め、成約に至るケースがある。そのため、展示会の開催タイミングによっては、同一年度内に展示会出展と海外現地での商談マッチング等の活動が行われる可能性もある。前出の要綱には、前年度に「補助金の交付を受けた事業者であって、過年度と同一の内容を補助金の交付を受けて実施しようとする場合、過年度の補助事業実施による効果を明らかにできること」を交付の要件としていることから、同一年度内に八王子市の展示会出展支援補助金又は同一の事由で交付される国、都、その他機関からの補助金を受けている事業者であっても、一連の海外展開事業の実施計画やその効果を明示することにより、重複して本事業の補助金を受給できるようにすべきである。

また、事業の効果を測定するため、「海外展開支援補助金」の交付先事業者の交付後の海外展開事業実施状況等を把握する必要がある。業種や事業内容、製品等により、海外展開の方法やプロセスが異なることも考えられるため、本事業の補助対象事業や補助対象経費の内容を実態に合わせて改善していく必要がある。

さらに、補助金交付先企業が円滑に海外展開を実現できるよう、補助金交付後も継続して支援やアドバイスを受けられる仕組みの構築、又は支援実施機関の紹介を行う必要がある。

令和2年度の海外支援セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大のため開催されなかったとのことだが、オンラインによる開催も検討されたい。

（意見）

（企業支援課）

(5) 中小企業における休廃業と事業承継対策の充実強化について

東京都事業承継・引継ぎ支援センター（以下「支援センター」という。）の情報によると、従来我が国における事業承継は、十分に進んでいるとはいえず、中小企業庁の試算では、中小企業経営者が高齢化、事業承継が重要課題になっており、令和7年まで、数多くの雇用が失われ、巨額なGDPが失われる可能性があるとされている。

東京商工リサーチのTSR情報（令和3年2月1日）によると「2020年（1-12月）に東京都多摩地域で休廃業・解散した企業は、1,396件（前年比24.2%増）だった。2000年に調査を開始以来、最多を記録した。2020年の企業倒産は、コロナ禍での政府や自治体、金融機関の資金繰り支援策が奏功し、196件（前年比6.7%減）と低水準だけに対照的な結果となった。休廃業・解散と倒産の合計は1,592件で多くの企業が事業を辞めており、倒産が抑制されているなかでも後継者難やコロナ禍によって事業継続を諦めるケースは高水準で推移している。」「コロナ禍が全国に広がり、休廃業・解散の決断を促す契機になったとみられる。」とされている。

全国ベースでも、「2020年1月から12月に全国で休廃業・解散した企業は、4万9,698件（前年比14.6%増）だった。」「2000年に調査を開始以降、最多を記録した。」とされている。

このように、全国ベース及び多摩地域のいずれにおいても、政府、自治体、金融機関による資金繰り支援策が奏功し倒産が極めて少なかった半面で、休廃業は過去最多となっている。

また、TSR情報（令和3年2月1日）によると、「産業別 10産業すべて増加」「業歴別 業歴30年前後の休廃業・解散が目立つ」「損益別最新期黒字が6割超」とされている。さらに、「2020年は企業の62.8%において当期損益が黒字だった。」とされている。

さらに、「代表者年齢 70代の構成比が半数近く」「事業承継への取り組みは重要だが、廃業後の経営者の生活保障の重要性が高まっている。経済政策と社会福祉を絡めた議論が必要になっている。」ともされている。

つまり、黒字であっても、多くの休廃業は発生しているのであり、また、廃業している経営者の多くは年齢が70代となっており、廃業後の経営者の生活をいかに保障していくのかも問われてくるのである。

このようなコロナ禍における休業リスクについては、十分な状況分析を行い、事前の対応策を検討するとともに、支援センターなどの信頼しうる専門組織と連携して、できる限り休業を防止することが必要不可欠となる。

しかし、事業承継を効果的、効率的に解決していくためには、専門的な深い知識と多くの経験を踏まえた専門的なノウハウ及びより広い地域における人材や企業情報によりマッチングを行うなどの体制整備が必要となる。

また、事業承継相談というセンシティブな相談内容から厳格に守秘義務を守ることも必要不可欠である。

東京都多摩地域においては、産業競争力強化法に基づき国（経済産業省）から立川商工会議所が委託をうけ事業承継の無料相談をしている「東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター」が設置されている。

支援センターでは、スムーズに事業承継を進め、地域の産業を活性化させるため、後継者がいない、事業承継で悩んでいる経営者を無料で支援を行っている。また、専門家が、守秘義務を厳守しながら、専門的な事業承継の相談に応じ、専門的なノウハウを提供して、今後の対応方法、進め方について情報、判断材料を提供する。

例えば、自社を譲渡することができるかどうか、M&Aにおける自社の評価額はどれぐらいか、想定される課題にはどのようなことが考えられるか、当事者同志でM&Aを進める手続にはどのようなことがあるかなどについて相談に応じている。

さらに、実績のあるM&A専門会社の紹介、個人や会社の情報提供、承継候補先のマッチング等を行うことが可能である。

しかしながら、現在支援センターを相談先として考えている企業は全体の0.6%と認知度が極めて低い数値となっており、さらなる周知徹底が必要とされる。（「令和2年度中小企業の事業承継に関する状況調査 調査結果報告書による」）

今後多摩地域で想定される廃業リスク等に備えていくためには、支援センターなどの信頼しうる公的な専門組織と連携し更なる有効活用を図ることが必要不可欠であり、多摩地域における税理士会、公認会計士協会三多摩会などに対してより積極的に周知徹底を図り、その他必要と認める対策を講じることにより、タイムリーに事業承継に関する一層の的確な相談、指導を充実強化していくことが必要である。

（意見）

（企業支援課）

(6) 中小企業の事業承継支援の取組状況について

都内他自治体では、後継者不足等により自主廃業せざるを得ない「黒字廃業」が増加傾向にあり、事業承継が中小企業の大きな経営課題として、補助金、事業承継推進ネットワーク、アドバイザー制度など、様々な支援に取り組んでいる。

一方、八王子市における中小企業の事業承継支援の取組状況は、現状、市内代表者が50歳以上の中小企業を対象とした「令和2年度中小企業の事業承継に関する状況調査 調査結果報告書（以下「調査結果報告書」という。）」（有効回答数1,124）が実施された段階である。

調査結果報告書によれば、「誰かに引き継ぎたい（事業の譲渡や売却以外）」43.4%であり、少なくとも代表者からすれば、誰かに引き継ぐ価値のある事業が、「候補者もない、又は未定である」38.6%の状況にある。

このように事業承継については、今後の効果的、効率的な支援策について検討することが急務と考える。

「令和2年度中小企業の事業承継に関する状況調査 調査結果報告書」
（有効回答数1,124）より抜粋

アンケート項目	アンケート回答
今後10年の見通し	「成長は期待できないが、現状維持は可能である」55.7%、「成長が期待できる」19.7%
経営の引継ぎについての考え	「誰かに引き継ぎたい（事業の譲渡や売却以外）」43.4%、「経営の引き継ぎについては未定である」34.8%
経営の引継ぎ又は廃業の予定時期	「未定」34.8%、「5～10年未満」19.6%、「3～5年未満」16.4%
後継者の有無	「候補者もない、又は未定である」38.6%、「決まっている（後継者の了承を得ている）」37.2%

(意見)

(企業支援課)

(7) 八王子市における事業承継支援について

八王子市では、市内中小企業の事業承継に関して令和2年8月から9月にかけて調査が実施され、結果が公表されたところである。

今後、調査結果を踏まえた八王子市としての事業承継支援の具体的施策を検討することになると思料するが、国や都の施策や東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センターの取組とは別個の独自の価値ある施策を検討することも重要である。

事業承継の手法としては、親族承継、従業員承継、M&Aに大別されるといわれている。

このうちM&Aは売り手・買い手を広域に探す必要があることから市の事業承継支援としては馴染みにくく、また、事業承継を達成した際には市外事業者に利益移転が生じ市内経済への寄与が乏しいといった事態も想定し得るところである。

事業承継は、テーマや手法が広範に及ぶものであるため、有限な資源・予算を配分する上において、市内中小企業の事業継続や市内経済への寄与という観点からは、親族承継や従業員承継に絞った支援を検討することも有効と考える。

(意見)

(企業支援課)

(8) 中小企業等の活性化支援事業にかかるPDCAの運用について

市は、市内中小企業の販路拡大や人材育成、新たな技術・製品の開発及び事業拡大などを支援し、企業の生産性向上による地域経済の活性化を図るとしている。

市は、「八王子ビジョン2022」において事業実施の成果や効果などの業績評価を実施すべく中小企業等の活性化における総合的な目標とする「新設事業数の伸び率」や「市の支援策により創業した人の起業後3年の事業継続率」を規定している。

施策に対する目標指標	2011年度 策定時	2022年度 目標値
新設事業所数の伸び率	市 0.42 (都 0.36)	都全体の 伸び率を 0.08 上回る
市の支援策により創業した人の起業後3年の事業継続率	90%	90%以上

一方、事務事業評価シートによれば、経常費用は、平成29年度：55,234千円、平成30年度：55,582千円、令和元年度：62,203千円である。また、令和元年度の人件費は16,364千円に対して、経常収益は4,268千円となっている。

事務事業評価において活動指標として「補助金交付企業数」や「補助金交付額」、成果指標として「はちおうじ未来塾卒塾者」や「本気の創業塾卒塾者」という指標が規定されているものの、「八王子ビジョン2022」において規定されている「新設事業数の伸び率」や「市の支援策により創業した人の起業後3年の事業継続率」の目標達成に向けた年度ごとの個別具体的な定量的目標が設けられていない。

	指標名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動指標	補助金交付企業数	社	35	33	49
	補助金交付額	円	6,077,000	6,352,000	7,100,000
成果指標	はちおうじ未来塾卒塾者数	人	9	10	9
	本気の創業塾卒塾者数	人	17	23	19

予算編成や決算手続、事務事業評価の過程で、過年度からの実績を横並びにした形で「補助金交付企業数」、「補助金交付額」、「はちおうじ未来塾卒塾者」、「本気の創業塾卒塾者」を把握し、各年度の事業計画として定めた事項を実施することで事業の実績としているとのことだが、各所管課において事前に設定した目標に対して実績がどうであったのか等の効果測定をしなければ、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることが困難であると考えられる。

一定の予算の中で事業を実施し、その課題を明らかにして、継続的に事業の改善を図ることが重要である。そのためには、各所管課において事業の年度ごとの定量的な評価数値を設定して、目標と実績との比較や期間比較などを行い、もし課題があれば、課題の改善を図るあるいは事業の見直しを行うことにより、継続的に事業を最適化していくことが必要である。

可能な限り各所管課の個別事業に関する目標数値として明確化を図り、事務事業評価と関連づけて各事業の課題を分析し、より最適な事業となるよう継続的な改善を図ることが必要である。

(意見)

(企業支援課)

(9) 中小企業の活性化進展に関する評価の充実強化について

企業の生産性向上による地域経済の活性化を図る目的で「市内中小企業の販路拡大」「人材育成」「新たな技術・製品の開発」「海外進出を含む事業拡大」を支援対象事業としている。

支援実績としては、次のようなものがある。

①市内中小企業に対する国内外の展示会への出展費用の一部補助 ②販路拡大支援補助金を新設し、販路拡大に係る情報媒体作成やWeb解析などの経費の一部補助 ③後継者育成のための「はちおうじ未来塾」の開設 ④本気の創業塾の開設 ⑤農商工連携を推進するため、サイバーシルクロード八王子と連携して、八王子パッションフルーツの商品開発に対する意見交換などである。

以上の活性化支援については、当初の目標値は達成しており、有用な事業として評価できると考えられるが、さらに事業評価については、一步進めて中小企業の活性化が進展したかどうかを分析し、評価することが必要と考える。

①及び②の補助金については、交付要綱に沿った業務実施計画の審査が行われており、実績報告の形で成果は把握できているとのことなので、中小企業活性化に関連する目標値となる指標（売上高、販路域等）を設定し、補助金の中小企業活性化に対する成果評価につなげることが望ましい。

③のはちおうじ未来塾については、後継者育成の実態を一定期間にわたり分析し、はちおうじ未来塾が後継者の育成に繋がっているか評価することが望ましいが、具体的な目標指標を設定することは難しい面もあるので、当面は後継者育成の実態調査を進めることが良いと考える。

④の本気の創業塾については、卒業者がどの程度創業に至ったかの実績を一定期間に亘って把握し、創業に直結する評価をすることが望ましいが、創業者人数等を具体的な目標指標として設定することは難しい面もあるので、当面は創業者人数の実績の把握に努め、同事業が成果をあげていることを広報していくことが良いと考える。

⑤のパッションフルーツは商品開発に成功した事例であり大きな活動実績と考える。

今後さらにサイバーシルクロード八王子との連携のもと次の商品開発を行うことが可能となることに期待される。

(意見)

(企業支援課)

(10) 中小企業等の活性化支援事業にかかる具体的な事業スケジュールの策定について

前記の定量的な目標設定に加えて、各事業に対する年度ごとの具体的な実施内容を示した事業スケジュールが策定されていない。

計画に対する進捗状況の把握や次年度に取り組むべき課題の明確化、それらを踏まえた改善行動に繋げるため、事業ごとに設定された目標の実現に向けて各年度にどのような内容を実施するのかを具体的にプランニングし、スケジュール化することが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(11) 「はちおうじ未来塾」及び「本気の創業塾」の開催方法の多様化について

市は、起業家養成・育成を目的として、創業率の向上を図るためにサイバーシルクロード八王子と連携して、創業セミナーの開催や専門家による相談対応等の創業支援事業を実施しており、サイバーシルクロード八王子への負担金支出を通じて、後継者育成を目的とした「はちおうじ未来塾」及び起業する際に必要な経営ノウハウを学ぶことを目的とした「本気の創業塾」を支援している。

「はちおうじ未来塾」は、自ら考え“気づき”と“志”を養う後継者育成塾で、事業を承継しようとする後継者のための人材育成プログラムであり、市内外で革新的な経営を行っている経営者を講師として招き、その体験談や経営手法から「社長たる者の覚悟」、「決断」、「気づき」を学ぶものである。また、塾生相互の業種や年齢を超えた交流を通じて、自ら考え“志”を高めていくことで次の世代を担う経営力を養い、グループディスカッションや卒業生との交流会を通じて地域で活躍する多くの若手企業人との「異業種ネットワーク」を築くことができるとされ、更に、塾卒業後も新たな「縦」のネットワーク構築に向けて、塾で高められたモチベーションの維持とメンバー同士が切磋琢磨できる場である卒業生を中心とした異業種交流グループに参加できるものとされている。

一方、「本気の創業塾」は、本気で創業を検討している方や創業間もない方を対象にビジネスお助け隊アドバイザーによるオリジナルカリキュラムで、「マーケティング」、「経理・財務」、「資金計画」、「開業手続」など創業に必要な基礎知識を学び、自身のビジネスプランを仕上げていくものである。スタートアップコースのセミナー受講生には、ブラッシュアップコースが用意され、ビジネスお助け隊アドバイザーによるマンツーマンのサポートを受けることができ、更に、卒塾生のために、交流会等も実施されている。

これらの塾は、基本的に対面型の研修方式により塾が開催されており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「はちおうじ未来塾」は中止となり、「本気の創業塾」は定員を減らして実施された。

講座によっては、対面型の研修形式によらなければ十分な効果が期待できない内容もあると考えられるが、一方でウェブ等を活用したオンライン研修の形態であっても目的が達成できる内容もあると考える。

未曾有の新型コロナウイルス感染症禍においても、塾開催を中止とすることなく、每期継続して事業を実施することができるよう、また事業目的の実現に向けて着実に進行させるためにも、塾開催の方法として、対面型による研修に加えて、ウェブ等を活用しオンラインを併用したハイブリット型の実施形態をより積極的に取り入れ、塾の開催ができるよう研修手法や形態等の実施方法を検討されたい。

(意見)

(企業支援課)

(12) 「はちおうじ未来塾」及び「本気の創業塾」にかかる事業の評価指標について

起業家の養成・育成を目的として「はちおうじ未来塾」及び「本気の創業塾」が開催されているが、事務事業評価シートによれば、「卒塾生の数」を事業の有効性評価の指標（成果指標）としている。

	指標名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
成果指標	はちおうじ未来塾 卒塾者数	人	9	10	9
	本気の創業塾 受講者数	人	17	21	20

また、「本気の創業塾」に関しては、卒業後の「開業数」が高い数字であることから一定の成果がでているものと評価している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受講生（人）	17	21	20
開業数（件）	4	6	4

本事業の目的が起業家の養成・育成を目的としているのであれば、単に卒塾者数や開業数のみを評価するにとどまらず、卒塾後にどのくらい事業が継続できているかどうか、一定期間にわたり事業を継続しているかどうか（事業継続期間）等の事業発展の状況を把握して評価指標に取り入れていくことが重要であると考えます。

「はちおうじ未来塾」及び「本気の創業塾」に係る事業の効果測定及び事業評価に際しては、卒塾生や開業数だけでなく、事業継続期間等も成果・評価指標とされたい。

（意見）

（企業支援課）

（13）「はちおうじ未来塾」の卒塾生へのフォローアップの必要性について

「はちおうじ未来塾」の卒塾生らにより、OB組織が立ち上げられ、全国の後継者グループや卒塾生同士が交流を行う場があり、同じ志を持つ仲間たちが出会うことができるコミュニティが用意されている。

このように卒塾してOB組織へ参加できる機会があることは大変有用なものであるが、これに加えて卒塾生へのフォローとして、前代からの事業承継が円滑に行えるよう専門の担当を配置するなど、より実効性のある方策を検討されたい。市が積極的に関与され、卒塾生をサポートする仕組みを検討されたい。

例えば、事業承継実施の有無や時期、承継を行う上での課題や悩みといった一定期間後の経営の状態等を調査し、卒塾生へのフォローアップレターの送付・回収や、アンケート調査を実施するなどの分析を行うことで、卒塾後に必要とされるサポートを知ることができよう。また、創業後のフォローについて、例えば中小企業診断士などの専門家を配置するなど、より実効的なサポートや情報収集を図るための方策を検討されることが望ましい。

（意見）

（企業支援課）

第3項. 事業資金助成

1. 事業概要

市内で小規模事業を営んでいる、又は営もうとしている事業者や個人事業主の方が、事業に必要な資金について金融機関から融資を受けやすくするための融資のあっ旋制度である。

市からあっ旋を受けた事業者の方は、信用保証協会の保証をもとに市の定める有利な条件で金融機関からの融資を受け、事業に活用することができる。また、予算の範囲内において市から信用保証料の補助や利子補給を受けることができる。

令和元年度では、以下のとおりである。

(1) 小規模企業資金助成信用保証料補助

市内で事業を行っている小規模企業者に対し、融資のあっ旋を行い、融資実行時にかかる信用保証料の補助を行う。

- ・ 融資限度額 運転資金・設備資金 2,000万円
- ・ 償還期間 5年以内
- ・ 予定利率 1.8%
- ・ 利子補給 全額（当初12か月間）、半額（13～24か月間）
- ・ 信用保証料補助 全額（上限20万円）
- ・ 資金使途 運転資金・設備資金

(2) 小規模企業資金助成利子補給金

市内で事業を行っている小規模企業者に対し、融資のあっ旋を行い、融資実行後に利子補給を行う。

- ・ 融資限度額 運転資金・設備資金 2,000万円
- ・ 償還期間 5年以内
- ・ 予定利率 1.8%
- ・ 利子補給 全額（当初12か月間）、半額（13～24か月間）
- ・ 信用保証料補助 全額（上限20万円）
- ・ 資金使途 運転資金・設備資金

(3) 小口事業資金助成信用保証料補助

市内で事業を行っている小規模企業者に対し、融資のあっ旋を行い、融資実行時にかかる信用保証料の補助を行う。

- ・融資限度額 運転資金・設備資金 3,000万円
- ・償還期間 7年以内
- ・予定利率 2.1%
- ・利子補給 全額(1年間)
- ・信用保証料補助 全額(上限30万円)
- ・資金使途 運転資金・設備資金

(4) 小口事業資金助成利子補給金

市内で事業を行っている小規模企業者に対し、融資のあっ旋を行い、融資実行後に利子補給を行う。

- ・融資限度額 運転資金・設備資金 3,000万円
- ・償還期間 7年以内
- ・予定利率 2.1%
- ・利子補給 全額(1年間)
- ・信用保証料補助 全額(上限30万円)
- ・資金使途 運転資金・設備資金

(5) 創業支援資金助成信用保証料補助

市内で事業を行う新規事業者に対し、融資のあっ旋を行い、融資実行時にかかる信用保証料の補助を行う。

- ・融資限度額 1,000万円
- ・償還期間 7年以内
- ・予定利率 1.9%
- ・利子補給 全額(1年間)
- ・信用保証料補助 全額
- ・資金使途 運転資金・設備資金

(6) 創業支援資金助成利子補給金

市内で事業を行う新規事業者に対し、融資のあっ旋を行い、融資実行後に利子補給を行う。

- ・融資限度額 1,000万円
- ・償還期間 7年以内
- ・予定利率 1.9%

- ・ 利子補給 全額（1年間）
- ・ 信用保証料補助 100%
- ・ 資金使途 運転資金・設備資金

（7）企業活力支援資金利子補給金

市内で事業を行っている小規模零細企業に対し、融資のあっ旋を行い、融資実行後に利子補給を行う。

- ・ 融資限度額 運転資金・設備資金300万円
- ・ 償還期間 5年以内
- ・ 予定利率 1.4%
- ・ 利子補給 全額（5年間）
- ・ 信用保証料補助 なし
- ・ 資金使途 運転資金・設備資金

（8）経営改善事業資金利子補給金

市内で事業を行っている小規模事業者に対し、借換による一本化融資のあっ旋を行い、融資実行後に利子補給を行う。

- ・ 融資限度額 運転資金・設備資金3000万円
- ・ 償還期間 10年以内
- ・ 予定利率 2.3%
- ・ 利子補給 半額（2年間）
- ・ 信用保証料補助 なし
- ・ 資金使途 運転資金・設備資金

（9）マル経融資利子補給金

商工会議所が経営指導を行い、指導期間（6か月）を修了した中小企業に、日本政策金融公庫が低利の融資を行っている。その融資の利子を補助する。

- ・ 借入上限額 2000万円
- ・ 償還期間 7～10年以下
- ・ 補助利率

平成27年度から28年度までの借受報告者

利子補助対象期間は、償還開始より36か月間に限るものとし、補助金額は利率0.5%分を上限とした指定融資の支払利子額の1/2

平成29年度から30年度までの借受報告者：当初12か月間0.8%。ただし、融資利率が1.1%未満となる場合、融資利率のうち、0.3%分を差し引いた数値を補助利率とする。

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 小規模企業資金助成利子補給金、経営への影響の時系列分析について

市内の小規模事業者に対し、事業に要する資金について金融機関に融資をあっ旋することによって小規模事業の育成及び振興を図っている。

この融資あっ旋は利子補給を受けられ、事業者にとっては魅力ある制度であり、融資件数は令和元年度まで毎年1200件を超える融資実績となっている。(ただし令和2年度は、コロナ禍で国の無利息融資を利用する事業者が多く、融資実績は400件程度にとどまった)

この制度は、事業資金を必要とする事業者にとっては大変有効な制度であり今後もさらなる制度の充実が必要と考えられるが、そのためには八王子市の小規模事業者が、この助成事業による融資後に経営にどのような影響が出ているかを時系列で分析(売上の増減推移、経常利益率の推移等)し、経営改善の状況を把握することが必要である。経営状況次第では、追加の支援策の検討に利用し、八王子市の小規模事業者の確実な育成、振興につなげることが必要と考える。

(意見)

(産業政策課)

(2) 創業支援資金助成利子補給金について

本事業は、これから市内で3か月以内に個人あるいは法人で開業する計画がある者、もしくは開業後1年未満の者に対して、1,000万円を上限とし、償還期間7年(据え置き期間6か月含む)、利率1.9%の融資をあっ旋し、当初12か月分の利子全額及び信用保証協会の保証料全額を補給するものである。

ヒアリングによれば、申請に対して融資及び利子補給の実行が5~6割にとどまっているとのことである。これは、起業経験のない創業者の準備不足が原因で、事業内容や事業計画が十分検討されていないためである。そのため、本事業の実施は中小企業庁による認定支援機関となっている金融機関に限定し、必要に応じて事前の経営相談、アドバイスを行う制度とする必要がある。

(意見)

(産業政策課)

(3) 事業資金助成の目的と効果について

助成の設定内容は、以下の表のとおり、例えば、利子補給の助成については、当初12か月全額補給、当初12か月全額補給・13～24か月半額、当初24か月半額など、細部が異なる。

<融資概要>

事業資金の種類 ※	種類	あつ旋限度額	償還期間	利率	信用保証料 補助	利子補給
小口事業資金	運転・ 設備	30百万円	7年以内	2.1%	全額(上限 30万)	当初12か月全額
小規模企業資金	//	20百万円	5年以内	1.8%	全額(上限 20万)	当初12か月全額 13～24か月半額
創業支援資金	//	10百万円	7年以内	1.9%	全額	当初12か月全額
企業活力支援資金	//	3百万円	5年以内	1.4%	-	60か月全額
経営改善事業資金	//	30百万円	10年以内	2.3%	-	当初24か月半額

※条件の記載(1年以上事業を行っており、市内で事業を営んでいる、又は営もうとしている等)の記載は省略する。

事業資金の種類 ※	種類	融資額	償還期間	利率	信用保証料 補助	利子補給
小規模事業者経営改善資金	運転・ 設備	20百万円	7年以内・ 10年以内	1.21%	全額(上限 30万)	当初12か月全額

※商工会議所等で、経営指導(原則6か月以上)を受けた方に対し、無担保・無保証人で、日本政策金融公庫が融資を行う国の制度。条件の記載は省略する。

かかる設定は、利用者にとって難解であり、市の事務負担もかかることとなるが、現在、このような助成設定により、どのような効果を期待する目的で当該助成内容を設定しているのか設定内容の理由が明確となっておらず、結果、助成の効果測定もなされていない。

事業資金助成の目的と期待する効果(事務の費用対効果含む)にもとづく、助成の設定と助成内容の設定理由の明確化、また助成額と助成対象企業から得られた税収との比較などによる助成の効果測定が必要と考える。

(意見)

(産業政策課)

(4) 利子補給決定時の審査について

企業活力支援資金（長期無利子）では、あっ旋制度の利用開始時に市税の滞納がないかというチェックをしている。しかしながら、利子補給の決定の際には、事業者が八王子市内にいるかという観点のチェックはしているものの、現状では担当者が市税の滞納の有無をチェックする権限や資料がないということを背景に、市税の滞納の有無のチェックがされていない。

現状の利子補給決定プロセスでは、市税滞納者に対しても利子補給決定をしてしまうおそれがある。

市税滞納者に対する利子補給決定は不合理であることから、利子補給の決定の際に市税の滞納の有無をチェックしておくことが必要である。市税の滞納の有無のチェックを可能とするための方策として、事業者から納税情報の照会について予め同意を取る、市税滞納がないことを宣誓書等の提出を求めて疎明させるといった方法等を検討する必要がある。

（意見）

（産業政策課）

第4項. 繊維産業の振興

1. 事業概要

(1) 織物伝承拠点運営

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる高度な技術の集積を活かした産業振興を推進するため、本市の伝統文化であるはた織、染物の技術を伝承する拠点を設置する。

現在は、多摩シルクライフ21研究会が拠点を活用し、はた織等の講習会などを行い、繊維産業の発展に寄与している。

令和元年度では、会場（旧浅川支所）で使用する光熱水費等電気使用料255千円、水道使用料35千円、下水道使用料2千円

(2) 繊維産業振興補助金

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる高度な技術の集積を活かした産業振興を推進するため、本市の繊維産業振興団体が展開する展示会事業、販路開拓事業、製品開発事業等に対し補助を実施し、伝統的地場産業である繊維産業の振興を図る。

令和元年度では、以下のとおりとなっている。

繊維産業の振興に寄与する団体に対する補助金1,962千円

織物業の将来を担う繊維産業関連団体に対して補助を行うことで、八王子の繊維産業の振興を図ることを目的としている。本市の貴重な財産とも言える「八王子織物」の伝統を守りつつ、新しい試みを続けることでさらなる発展が期待される。

- ・補助対象団体：
 - ・八王子織物工業組合
 - ・ファッションセンター事業（八王子商工会議所内）
- ・補助対象事業： 八王子産地ブランド「マルベリーシティ」の開発、新製品開発、後継者育成事業、産学共同による製品開発事業、ジャパンクリエイション（展示会）への出展等



織物の技術を継承（八王子市ホームページより引用）

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 繊維産業振興補助金の効果に対する目標値の設定と実績評価について

繊維産業振興団体が展開する新製品の開発や販路拡大等の活動を支援するために、繊維産業関連団体に対する補助金を交付している。

八王子市における繊維産業振興を図るために補助金を交付することは効果的な施策と考えるが、当該補助金の目的が次世代における繊維産業の振興実現につながるものであるとすれば、当該補助金が効果を発揮しているかどうかを検討することが必要である。

そのためには補助金の効果を表わす目標値の設定と実績の評価が必要となる。

また、補助金の効果に対する目標値の設定が困難なようであれば、当面は補助金の効果に関する実績（例えば新製品の開発件数等）を事務事業評価で明らかにすることが望ましいと考える。

（意見）

（企業支援課）

(2) 繊維産業の振興に関する事業にかかる評価指標について

市は、地場産業である繊維産業の振興を図るため、繊維産業振興団体が展開する新製品の開発や販路拡大等の活動を支援している。

事務事業評価において活動指標として、「補助金交付件数」が規定され、また、繊維産業の振興事業における事業の有効性評価の指標（成果指標）は、「事務事業数」とされている。また、年度ごとに具体的な目標数を定めることなく、前年度の実績を踏まえて次年度を計画し実行している。

	指標名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動指標	補助金交付件数	件	2	2	2
成果指標	事務事業数	件	4	4	4

本事業の目的が、繊維産業振興団体が展開する新製品の開発や販路拡大等の活動の支援を通じて繊維産業の振興を図ることからすると、「補助金交付件数」や「事務事業数」のようなアウトプット指標に加えて、事業所管においてその事業が実施された結果として本事業の目的である、八王子市内の繊維産業の振興がどの程度に図られたのかといった成果を評価できる、具体的・定量的に事業の実質的な効果を測定できる目標を設定して評価することがより適当であると考えられる。

例えば、市内で繊維産業を営む事業者における平均的な売上高の増加率等を評価指標とされることが一案である。

P D C A管理を有効とするため、事業所管において上位の計画における目的の達成のための必要性から導出された、具体的・定量的なアウトカム指標に基づく評価指標（K P I）を設定し、更に年度ごとの目標数値を定量的に定め、年度ごとに実績値と目標値を比較検討して、次年度以降へフィードバックしていく仕組みを構築されることが望ましい。

（意見）

（企業支援課）

第3節. 施策3：就労環境の整備

第1項. 就業支援

令和元年度では、以下のとおりとなっている。

第1. 就職促進

1. 事業概要

(1) 雇用奨励金の交付

キャリアブランク等のある求職者の就業を支援する。

国の「トライアル雇用」制度を活用してキャリアブランク等のある求職者を雇用した企業が、引き続き継続的に雇用を維持した際に、市が当該企業に対して奨励金を交付する。

(2) 就職促進

全年齢の求職者を対象に就業支援を行う。

また、出産・育児・介護等と仕事の両立をめざす方を対象とした就業支援を行う。

就職に関する相談会、セミナー、就職面接会を開催する。

また、実務に役立つパソコン講習会を行う。

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 雇用奨励金の交付事業について

市は、若年者・女性の雇用の安定及び促進を図ることを目的として、国のトライアル雇用制度を利用して、市内に住所を有する若年者・女性を3か月間試行雇用し、終了後引き続き常用雇用者として3か月以上雇用した事業者に対して「若年者・女性雇用奨励金」を交付している。

「トライアル雇用制度」は、事業者が、ハローワーク（国の公共職業安定所）が紹介する対象労働者を原則として3か月間試行的に雇用し、その期間中に業務遂行能力を見極め、常用雇用へ移行するかどうかを決定するもので、試行期間中は、事業者に対して月40,000円の奨励金が支給される制度である。この制度によって求職者にとっても、企業の求める能力・技術を実感し、努力することでその後の常用雇用に結びつけることができるとされている。本事業の対象者は、ハローワークにおいて紹介を受けた場合に限るとされている。

市は、対象若年者・女性1人につき、50,000円の奨励金を支給し、若年者・女性1人につき1回を限度としている。

奨励金対象者の要件として、①八王子市内に事業所を有し、かつ市内において継続して事業を営んでいること、②ハローワークによるトライアル雇用で試行雇用した市内在住の若年者・女性を引き続き常用雇用者として3か月雇用し、この奨励金の申請時もその者の雇用を継続していること、③申請者が直近分の市民税を完納していること、のすべてを満たすこととされている。

具体的な申請手続として、①ハローワーク八王子に申請を行って、ハローワークが実施しているトライアル求人で試行的に雇用をし、②3か月間の期間を試行的に雇用した後、引続き常用雇用に移行した日から3か月以上雇用を行い、③市産業政策課へ若年者・女性を常用雇用してから3か月が経過した日から3か月以内申請するものとされている。

本奨励金の交付を受けるためには、国のトライアル雇用制度の利用やハローワークからの紹介等といった厳格な要件を満たす必要があり、令和2年度においては実績がなかった。

市は、制度的に使いにくいものであると認識しており、制度の実効性に期待が乏しいようであれば、要件や条件等を緩和すること、事業自体の廃止を含め、見直しを検討されたい。

（意見）

（産業政策課）

(2) 就業支援方法の多様性について

市は、ハローワーク八王子等との共催により、子育てや介護等と仕事の両立を目指す人を対象に、実務に役立つさまざまな講習会や面接会等を実施し、幅広い年齢層の求職者への就職促進を行っている。

具体には、就業支援事業として就職面接会、就職に関するセミナー、就職に関する相談会、女性のための就職支援としてパソコン講習会、就職面接会、若者の就職支援として就職面接会、合同企業説明会、若者と企業の交流会等を実施している。

これらのセミナーや説明会等は、主に対面型の合同研修会として実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け多くのイベントが開催できなかつたため、参加者数が前年度の半減以下までに落ち込んでいる。

区分	主な実施会場	回数			延べ参加者数		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就職面接会	学園都市センター 市民センター	18回	16回	7回	384人	396人	86人
就職に関するセミナー	生涯学習センター	23回	20回	9回	315人	327人	93人
パソコン講習会 (女性向け)	生涯学習センター 八王子しごと情報館 ハローワーク八王子	1回	1回	1回	10人	9人	9人
就職に関する相談会	市民センター 市民集会所 八王子駅南口総合事務所	23回	21回	13回	65人	65人	33人

イベントによっては、対面型の研修形式によらなければ十分な効果が期待できない内容もあると考えられるが、一方でウェブ等を活用したオンライン研修の形態であっても目的が達成できる内容もあると考える。

未曾有の新型コロナウイルス感染症が拡大している状況においても、每期継続して事業を実施することで、事業目的の実現に向けて着実に進行させるとともに、より多くの求職者の就業機会、就職活動を途切れることなくサポートをし、安心して受講することができるよう、イベント開催の方法として、対面型による研修に加えて、ウェブ等を活用しオンラインを併用したハイブリット型の実施形態をより積極的に取り入れ、各種イベントの開催ができるよう開催手法や形態等の実施方法を検討されたい。

(意見)

(産業政策課)

(3) 就労環境の整備に係る支援策について

労働安全衛生法において、快適職場づくりが事業者の努力義務とされている。

しかし、中小企業での能動的な取組はとくに難しいと推察され、働きやすい労働環境整備における市への期待は大きいと考える。

今後の取組において、セミナーの開催だけでなく、実態調査、企業サイド側への意識調査等を踏まえ、より具体的な施策の検討が望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(4) 就職支援、就職・就業に困難を抱える者の支援について

現行事業では、企業等への就職を前提としたセミナーや相談が行われているが、ハローワークとの役割分担を考慮すると、八王子市では就職・就業に困難を抱えている者を重点的に支援することが必要である。

特に身体障害者やひきこもり等の者は、通勤を伴う働き方が難しいケースがある。

このような就職弱者においても、一定のITスキルを獲得することができれば、それを活かして在宅勤務や独立自営でシステム開発やアプリ開発、ウェブ制作、動画編集などの仕事を行うことも可能であろう。

被雇用者として働くだけでなく、自営業者として働く方法もあり、相談者がキャリアカウンセリング等を通じて多様な働き方を選択し、その実現のためのスキルを獲得できるような仕組みが必要である。

(意見)

(産業政策課)

(5) 8050問題への取り組みについて

現在、中高年のひきこもりの子どもを高齢の親が支えている家庭などに関する8050問題が大きな社会問題になっている。

内閣府の調査によると40歳から64歳の中高年のひきこもりは全国に61万3,000人存在すると言われている。

令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことで、自治体が、このような複合的な問題に対して一元的に対応する窓口を設置することになった。

現在、令和3年度以降にその取り組みが始まっているが、市においても関連所管課による一本化の取り組みが開始されているとのことであり、今後における市の取り組みが期待される。

(意見)

(産業政策課)

(6) 業種に合った研修実施について

「労働者の働きやすい職場環境づくり」と「市内中小企業における若手人材の定着」を目的として、年4回の新入社員のスキルアップの集合研修を実施している。

研修参加者は毎年30名から40名程度おり、企業に共通するスキルアップの研修内容となっている。

研修後の調査では、役立つ研修として高評価を得ているようであるが、業種に合った研修に関する希望もある。

毎年実施する現在の研修は効果的な内容と考えられるが、毎年30名程度の研修参加者がいるため、業種に合った研修の実施を検討し、より有用な研修になることを検討することが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(7) 就業支援に関する広報の充実強化について

「求職者の就業機会の充実」「市内中小企業の人材確保」を目的として、対面による面接方式で就業支援を実施している。

令和元年度の実績では、面接会は年間7回実施し、参加者は350人程度で、1回50人ほどの参加となっている。

この就職希望者との直接面接方式は、本人の希望をきめ細かく聞くことができることから、就職希望者のスキルに合った就業の機会を広げることになり、若手人材の定着につながっていくことが考えられる。

求職者の確実な就職と企業への人材定着は中小企業の存続と発展の必要条件であることから、八王子市で今後さらに支援の実効性を高めるために、ハローワークとの連携の強化により求職者の希望に合った企業情報の提供や大学との連携の強化等により八王子市の実施する就業支援の活用について広報等を実施することが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(8) 就業支援事業にかかる具体的な事業スケジュールの策定について

事業に対する年度ごとの具体的な実施内容を示した事業スケジュールが策定されていない。

計画に対する進捗状況の把握や次年度に取り組むべき課題の明確化、それらを踏まえた改善行動に繋げるため、事業ごとに設定された目標の実現に向けて各年度にどのような内容を実施するのかを具体的にプランニングし、スケジュール化することが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

第2. 若者の就業支援

1. 事業概要

(1) 若者の就職促進

若者の正規雇用としての就職支援及び市内企業の若手人材確保を図る。

若者が市内企業を知る機会を増やすことを目的に、Webサイト「はちおうじ就職ナビ」を運営する。また、ハローワーク八王子等と連携して就職面接会を開催し、市内企業と若者のマッチングを図る。

(2) 中小企業次世代人材確保支援

市内中小企業の若手人材確保を支援する。

大学等を卒業後3年以内に、市が運営するWebサイト「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業に正規雇用された市内在住の若者に奨励金を交付する。

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) はちおうじ就職ナビの掲載情報について

はちおうじ就職ナビについては、掲載企業数の一層の増加を図るとともに、ユーザーニーズを把握し、ユーザーが期待する情報を掲載する必要がある。

最近の学生が就職先を選択する際に重視しているのは、労働条件のほか、会社の人間関係や雰囲気である。

動画を活用して社内の様子や社員の働く姿を通じて、社内の雰囲気を伝える工夫が必要である。

(意見)

(産業政策課)

(2) はちおうじ就職ナビのアクセス情報のモニタリングについて

若者の就業支援事務事業において、ウェブサイト「はちおうじ就職ナビ」を運営している。同事業の事務事業評価では、ウェブサイトの基本的なモニタリング指標であるPV（ページビュー）やUU（ユニークユーザー）による評価ができていない。

就職ナビの改善や新規施策等を検討するうえでも基本的なモニタリング指標を定期的に評価することが不可欠である。同ウェブサイトのPV（ページビュー）やUU（ユニークユーザー）といった基本的なアクセス情報の推移をモニタリングして評価することを検討されたい。

(意見)

(産業政策課)

(3) はちおうじ若者奨励金について

市は、若者の就業支援と市内企業の若手人材を確保することを目的として、「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業に就職した市内在住の若者に対して奨励金を交付している。

奨励金の交付要件は、①高校・大学・短大・高専・専門学校等を卒業して3年以内であること、②「はちおうじ就職ナビ」に掲載されている中小企業等に平成27年4月1日以降に正規社員として就職していること、③市内に住民登録があること、④この制度による奨励金の交付を受けていないこととされている。

対象者1人につき、100,000円の奨励金を支給しており、就職後2か月を経過した時点で1回目の奨励金（70,000円）が申請でき、更に、就職後に課税された市民税の納付後に2回目の奨励金（30,000円）が申請できる。

●八王子市中小企業次世代人材確保支援条例施行規則（八王子市規則第 64 号）

（交付対象者の認定等の取消）

第 10 条 市長は、条例第 8 条第 1 項の規定により交付対象者の認定又は奨励金の交付を取り消したときは、認定等取消通知書（第 11 号様式）により、交付認定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第 11 条 市長は、条例第 8 条第 2 項の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（第 12 号様式）により行うものとする。

●八王子市中小企業次世代人材確保支援条例（八王子市条例第 27 号）

（前略）

（奨励金の交付要件）

第 7 条 奨励金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 前条第 2 項の規定による申請をしようとする日（以下「交付申請日」という。）において、第 4 条の認定に係るナビ掲載中小企業との労働契約が継続していること。
- (2) 交付申請日において、第 4 条の認定を受けた日から継続して本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条第 1 項の規定により分割して交付する奨励金のうち 2 回目の交付に係る交付申請日においては、第 4 条の認定に係るナビ掲載中小企業との労働契約締結後に納付義務が発生した市民税について滞納がないこと。

（認定の取消し等）

第 8 条 市長は、交付認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者の認定又は奨励金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付対象者の認定又は奨励金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 第 3 条第 1 号若しくは第 2 号に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は前条の交付要件を欠いていたことが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずることができる。

はちおうじ若者奨励金では、市内の中小企業に就職した学生に対して奨励金を支給しているのだが、当該学生が就職後に直ちに退職をしてしまう可能性がある。

学生が退職しても申請要件を満たしていれば奨励金を支給することとしており、仮にその学生が交付要綱等に定める返還の要件を満たしたとしても、返還させることは事実上難しい状況であり、実際に返還させた事案は今までにないとのことである。

また、本事業の利用率について分析すると、下表のとおりその利用率（予算執行率）は伸び悩み続けていることが認識できる。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額 (円)	9,030,000	9,060,000	9,030,000
決算額 (円)	6,660,000	6,600,000	6,870,000
予算執行率	73.8%	72.8%	76.1%

さらに、本事業の実績認定件数としては、下表のとおり80人前後と低迷し続けている状況にある。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
奨励金の交付額 (円)	6,660,000	6,600,000	6,870,000
交付対象 新規認定者	77人	88人	74人
交付者数	1回目交付	78人	78人
	2回目交付	40人	38人

これらのように利用率及び実績認定件数が低迷している原因を分析してみると、学生自身が本制度を認識していないことが多く、申請者の多くは登録している企業から本制度の紹介を受けて初めて知って申請するケースが多いとのことである。

このように、はちおうじ若者奨励金事業における利用率及び実績認定件数は低迷し続けており、事業の有効性及び効率性に大きな課題が存在していると考えられ、本事業の廃止も視野にいれて検討する必要がある、さらに若者の就業支援と市内企業の若手人材を確保することを目的としてより高い効果が発生する新たな事業を別途検討することも必要である。

(意見)

(産業政策課)

第3. 中小企業職場環境づくり支援

1. 事業概要

市内中小企業における人材定着を支援する。
入社3年以内の若手社員を対象とした新入社員合同研修を実施する。
また、事業者向けに、都と連携してセミナーを実施する。

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 新入社員合同研修、労働セミナーについて

市内中小企業従業員向けの研修とのことだが、研修内容にもよるが今後はオンライン研修の導入などにより、新型コロナウイルス感染症予防対策及び参加者の利便性向上を図ることが必要である。

(意見)

(産業政策課)

第4. 勤労者福祉対策

1. 事業概要

(1) 中小企業退職金共済加入促進事業補助金

中小企業勤労者の退職後の安定した生活を支援する「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター（以下「八王子市勤労者福祉サービスセンター」という。）の活動に対し、補助を行う。

国の「中小企業退職金共済制度」に加入した従業員に対し、八王子市勤労者福祉サービスセンターが掛金の一部を助成している。

市は、当センターの経費（助成金及び事務費）に対して補助金を交付する。

(2) 福利厚生促進奨励金

中小企業における福利厚生の充実を支援する「八王子市勤労者福祉サービスセンター」の活動に対し、補助を行う。

八王子市勤労者福祉サービスセンターが新規入会した企業に対し、会費相当額の一部を奨励金として助成している。

市は、八王子市勤労者福祉サービスセンターの経費（奨励金及び事務費）に対して補助金を交付する。

(3) 八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金（人件費）

中小企業及びそこで働く勤労者に福利厚生事業を提供する「八王子市勤労者福祉サービスセンター」の運営に対し、八王子市勤労者福祉サービスセンターに勤務する職員の人件費に対して補助金を交付する。

※公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンターについて

1. 八王子市勤労者福祉サービスセンターの概要

八王子市勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小事業所で働く市民の総合的な福祉事業を行うことを目的に設立された公益社団法人である。

現在約610事業所、8,942名の会員に、共済金の給付、定期健康診断の助成、格安バスツアーなど様々な事業を提供している。

（八王子市役所ホームページに基づき作成）

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、メールマガジンの情報発信件数の増加促進と情報発信回数について

八王子市勤労者福祉サービスセンターでは、会員に向けてメールマガジンによる情報発信を行っている。

令和2年度末時点でメールマガジン会員数は282名と、会員数8,820名に対して登録数が多いとはいえない状況にある。

また、メールマガジンによる情報発信は不定期に行われている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
メールマガジン会員の登録数 (人)	72	228	282
会員数 (人)	8,882	8,948	8,820
会員数に対するメールマガジン 会員の割合	0.8%	2.5%	3.2%

メールマガジンは、八王子市勤労者福祉サービスセンターの各種サービスや情報の伝達手段として有用であり、会報「やまゆり」とともに重要な役割を有する。

また、定期的に情報発信をすることで、会員に対して八王子市勤労者福祉サービスセンターの最新情報を届けることができる。

メールマガジンの会員登録数を増加させるためには具体的にどのような対策を講じればよいのかを検討されたい。

また、例えば毎月や毎週など情報発信を行う頻度やタイミングに関しては定期的に実施することを検討されたい。

(意見)

(八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(2) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、会員メールアドレスの蓄積について

八王子市勤労者福祉サービスセンターでは、会員向けにメールマガジンを発信しており、会員に対する有効な情報発信手段の一つとなっている。

ところで、メールマガジン送信先である会員は、メールアドレスの登録がある会員だけであり、全会員に占める割合は高いとはいえない状況にある。

メールアドレスの取得経路の一つである会員情報の変更届では、メールアドレス記載欄がある。

しかしながら、入会申込書ではメールアドレスの記載欄がないことから、入会申込み時点でメールアドレスの記載を求めている点に改善余地があるように見受けられる。

入会申込書の様式を見直し、メールアドレスの記載を求めることで今後入会する会員についてはメールアドレス登録が促進されることが期待される。

(意見)

(八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(3) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、入会者の承認について

八王子市勤労者福祉サービスセンターへの入会は、原則として理事会での承認が必要となっているが、例外的に「理事会を開催する暇がない場合は、」理事長が承認することが認められている(定款7条)。

暇の有無という不明瞭な基準で承認機関が異動することは望ましくないことから、定款の見直しを検討することが望ましい。

(意見)

(八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(4) 八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金(人件費)について

八王子市勤労者福祉サービスセンターの業務として、八王子市の中小企業退職金共済加入促進事業補助金の申請受付、補助金交付を行っているが、ヒアリングによれば、交付先企業はセンターの会員が約20%、非会員が約80%とのことである。

八王子市勤労者福祉センターは公益社団法人であり、会員へのサービス提供が主たる業務になるので、中小企業退職金共済加入促進事業補助金の交付を受けた非会員企業に対して、八王子市勤労者福祉サービスセンターへの入会促進も併せて行う必要がある。

(意見)

(産業政策課)

(5) ホームページ(常時)、ガイドブック(2年に1回)、会報(年に4回)等による情報発信について

八王子市勤労者福祉サービスセンターは、情報発信ツールとして、ホームページ(常時)では、八王子市勤労者福祉サービスセンターの説明、入会金、サービス案内、ガイドブック・会報、申請書等が情報発信されている。

ガイドブック（2年に1回）では、八王子市勤労者福祉サービスセンター加入により、給付金、健康の維持増進、余暇活動や自己啓発の福利厚生の情報提供が提供されている。

また、会報（年4回）では、余暇活動の福利厚生のラインナップが情報発信されている。

	ホームページ (アクセスすれば常時)	ガイドブック (2年に1回)	会報 (年4回)
①費用*	184,316	1,348,232	1,342,054
②1回当たり発行部数	-	13,000	39,200
③1回当たり発行頁数	-	58	12
④発行総頁数 (②×③)	-	754,000	470,400
⑤1頁当たりコスト (①/④)	-	1.8	2.9

*ホームページ更新費及びインターネット使用料、印刷製本費、封入・発送費など。

通常時のコストとのごとくである年度の金額を記載（HP 令和2年度、ガイドブック 令和3年度、会報 令和元年度）

紙の資料を前提とする情報発信が行われているが、デジタル化も進んでいる中で、あらためて、以下の点などを含め、どの情報発信ツールでどのような情報をどの頻度で発信するのが有用か、費用対効果も勘案し、見直しを行うことが望ましい。

- ・会員に対して定期的に情報発信される会報は、現状、従業員向けの余暇活動の案内に用いられている。健康診断の受診促進など、他のサービスの情報発信の実施等も考えられる
- ・八王子市勤労者福祉サービスセンターに加入することによる、事業者にとってのメリットや加入の必要性を直接的に説明しているページが見られないため、会員加入促進を図る観点では、少なくとも全国中小企業勤労者福祉サービスセンター程度の事項は記載することが考えられる。

（意見）

（産業政策課、八王子市勤労者福祉サービスセンター）

（6）余暇活動、健康維持増進事業の一部の活動のサービスラインナップについて

現在、「自己啓発、余暇活動」の事業では、八王子市勤労者福祉サービスセンター独自の様々なサービスラインナップが提供されている。

八王子商工会議所との連携で、お店大賞利用券、地元農家との連携、高尾山ツアーといった八王子市独特のラインナップが設定される一方で、遊園地、マッサージ施設や温泉施設などの利用券のあっ旋など、一般的な内容のバリエーションも豊富である。

「自己啓発、余暇活動」の事業では、八王子市勤労者福祉サービスセンター独自の多様で充実したサービスラインナップが提供されている。

しかし、多様なサービス設定は、会員の満足に資する一方で、企画や運営に関する費用が相応に発生することにつながる。

特に一般的なラインナップは全国中小企業勤労者福祉サービスセンターでも提供しており、八王子市勤労者福祉サービスセンターとして単独で提供するラインナップについて、サービスの十分性、費用対効果等の観点も含め、サービスの必要性に関する定期的な評価と見直しを行うことが望ましい。

(意見)

(産業政策課、八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(7) 健康診断の受診率向上と健康維持増進事業費の健康診断料の助成予算について

令和2年度の八王子市勤労者福祉サービスセンター加入会員の健康診断受診率の実績は50.5%にとどまっているのが現状である。

また、令和2年度予算対比正味財産増減計算書において、健康維持増進事業費予算利用助成費は10,476,000円(実績額9,312,453円)である。

八王子市勤労者福祉サービスセンター加入会員の健康診断受診に関しては、事業者及び勤労者への一層の働きかけを行うことが必要とされる。

また、今後、受診率が増加してきた場合、現状の受取補助金あるいは現状の予算配分額では、健康診断料助成の財源不足も想定される。

今後、受診率を向上させる取組を検討するとともに、受診率改善を実施する際の健康診断料助成のための財源確保をどう実現していくのかなど検討していくことが必要である。

(意見)

(産業政策課、八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(8) 健康診断受診に係る支援策について

八王子市勤労者福祉センター加入会員の定期健康診断受診率が50%であるなど、市内事業者が従業員に対して負っている定期健康診断義務が十分に果たされていない傾向が見受けられる。

健康づくりの義務について、事業者へさらに働きかけを行うべく、新たな支援策を検討することが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(9) 八王子市勤労者福祉サービスセンターにおける固定資産の管理について
備品等の現物調査の実施について

市では、公共施設等の現場における名称、数量等に関する実在性の確認は、公有財産台帳に基づき各所管課が行い、また、名称、数量、金額（取得原価、減価償却費、帳簿価額等）の把握は、固定資産台帳に基づき各所管課が行っており、資産管理課がこれらを統括している。

一方、間仕切り、パソコン等備品の名称、数量等に関する実在性の確認及び金額（取得原価、減価償却費、帳簿価額等）の把握は、備品台帳に基づき各所管課が行い、会計管理課がこれらを統括している。

本監査においては、八王子市勤労者福祉サービスセンターが保有する備品の現物調査を実施した。

No.	備品番号	物品番号	品名	金額(円)
1	10001296	104007999	ファイリングシステム キャビネットQ''	64,500
2	27	—	マガジンラック (パンフレット入)	72,000
3	31	—	デスクターナー	11,040
4	36	—	平机(臨時職員用)	12,978
5	40	—	パソコンラックと椅子	65,920
6	45	—	椅子	67,400
7	49	—	ロータリーカッター	15,141
8	50	—	強力パンチ	23,690
9	51	—	上置用書庫	34,608
10	73	—	プリンター	42,020

備品台帳から無作為に任意抽出した10件の備品に関して、現物との照合を行った。

その結果、すべての備品に関して備品票（備品シール）が貼付されており、備品台帳に記載されている備品番号と備品票（備品シール）に記載されている備品番号が一致していることを確認した。備品台帳に記載されている資産が現物のどれに該当するのか個別に特定することができた。

備品の現品管理は、貸借対照表、正味財産増減計算書等を適正に作成する基本となるものであり、備品の実在性を明らかにするとともに備品の効果的、効率的な管理を行うための重要な基本となるものである。

今後とも、同様の資産管理を每期継続的に努めることが必要である。

(意見)

(産業政策課、八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(10) 非常災害給付積立預金の給付等の規定の整備について

非常災害給付積立預金は大規模災害が発生した場合に、死亡給付金を多く支給した場合に用いるために公益法人化より以前から積み立てられているが、こういった場合にいくら使用するといい給付にかかる具体的な定めがない。

有事の際の迅速な給付や、金利の低い普通預金以外による運用手段の検討の必要性の観点からも、給付及び運用規定を定める必要がある。

なお、現状では運用益を預金の積立にしていないが、運用により得られた収益をどのように使用するかについても、あわせて検討・規定化しておくことが望ましい。

(意見)

(八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(11) 八王子市勤労者福祉サービスセンター、入会事業所の事業報告書への記載及び公表について

八王子市勤労者福祉サービスセンターでは、事業報告書において、当該報告年度における新規入会事業所名を記載して報告している。

報告年度における新規入会者数を報告することは事業報告上の重要性があると思料するが、公表される資料である事業報告書に新規入会者名を具体的に記載する必要性は乏しいと考えられる。

プライバシーへの配慮という観点からも見直しすることが望ましい。

(意見)

(八王子市勤労者福祉サービスセンター)

(12) 八王子市勤労者福祉サービスセンターに関する財務諸表の記載について

令和2年度の財務諸表のうち貸借対照表の金額に関して記載が十分ではない部分が認められた。

八王子市勤労者福祉サービスセンターの「非常災害給付積立預金」の残高は28,102,179円であるが、その財源を示す一般正味財産の「うち特定資産への充当額」が28,221,757円と積立預金残高以上の金額が記載されている。

貸借対照表

2021（令和3）年 3月31日現在

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	17,110,995	9,761,036	7,349,959
未収金	236,600	430,798	△ 194,198
前払金	534,740	1,773,130	△ 1,238,390
貯蔵品	621,920	1,652,400	△ 1,030,480
流動資産合計	18,504,255	13,617,364	4,886,891
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
非常災害給付積立預金	28,102,179	28,102,179	0
特定資産合計	28,102,179	28,102,179	0
(3) その他固定資産			
中央労働金庫出資金	470,000	470,000	0
その他固定資産合計	470,000	470,000	0
固定資産合計	28,572,179	28,572,179	0
資産合計	47,076,434	42,189,543	4,886,891
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,615,402	1,851,540	△ 236,138
前受金	298,232	637,588	△ 339,356
預り金	23,357	67,635	△ 44,278
流動負債合計	1,936,991	2,556,763	△ 619,772
負債合計	1,936,991	2,556,763	△ 619,772
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	45,139,443	39,632,780	5,506,663
（うち特定資産への充当額）	28,221,757	28,221,757	0
正味財産合計	45,139,443	39,632,780	5,506,663
負債及び正味財産合計	47,076,434	42,189,543	4,886,891

本来であれば特定資産の残高と同額か、それ未満の金額となるべきところであるが、八王子市勤労者福祉サービスセンターによれば過去のデータをそのまま移記してしまったため、記載に不備が生じたとのことである。

財務諸表は、理事会及び社員総会の承認を受け、所管官庁である東京都にも提出する重要書類であるため、より適正かつ正確な財務諸表を作成する必要がある。

また、より適正かつ正確な財務諸表が作成できるよう、外部の専門家である公認会計士や税理士などによる指導を受けるなどセンター内のチェック体制や承認体制を見直されることも必要である。

（指摘）

（八王子市勤労者福祉サービスセンター）

(13) 八王子市勤労者福祉サービスセンターの経営状態・財務状態の把握について

市は、市内中小企業労働者の福利厚生向上に取り組む八王子市勤労者福祉サービスセンターの事業及び運営に係る経費を補助し、勤労者福祉制度の安定運用のため支援をしている。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金 (円)	9,095,000	9,327,000	9,909,000
中小企業退職金共済加入促進事業補助金 (円)	8,582,385	8,947,894	9,122,352
福利厚生促進奨励金 (円)	1,085,826	587,384	565,923

市は、八王子市勤労者福祉サービスセンターの財務諸表や事業報告書等入手しているものの、財務分析等を実施して八王子市勤労者福祉サービスセンターの経営状態・財務状態の把握、推移等を分析していない。

八王子市勤労者福祉サービスセンターが安定した勤労者福祉サービスを提供していくことができるかどうか、安定的な経営が今後も行えるかどうか、事業継続性に問題がないかどうかを定期的に評価することが必要である。

毎年入手される財務諸表や事業報告書等を活用して財務分析等を実施して、センターの経営状態・財務状態の推移を継続的に把握されることが望ましい。
(意見)

(産業政策課)

(14) 八王子市勤労者福祉サービスセンターにおける業績評価の実施とPDCAについて

現在、八王子市勤労者福祉サービスセンターでは、その活動に関して、どのような活動を実施して、どのような成果が得られたのかなどを把握していない。

八王子市勤労者福祉サービスセンターは、限られた予算の中、少人数で運営されているため、市が実施している事務事業評価システムといった本格的な評価制度の構築運用までは必要ないと思うが、一定の予算の中で事業を実施し、その課題を明らかにして、継続的に八王子市勤労者福祉サービスセンターにおける事業の改善を図る仕組みづくりを行うことは必要であると考えられる。

そのためには、事業の定量的な目標値を設定して、目標と実績との比較や期間比較などを行い、もし課題があれば、課題の改善を図るあるいは事業の見直しを行うことにより、継続的に八王子市勤労者福祉サービスセンター全体の事業を最適化していくことが必要である。

更には、中長期的な視点で何らかの数値目標や業績評価指標（KPI）を規定し、毎期の事業計画において年度の目標値を設定し、1年間の活動を実施した結果に関しては事業報告の際に実績値を記載して業績評価を実施することが考えられる。

そして、その業績評価結果に基づき、課題を分析して、どのように改善すればよいか対策を検討して、次年度の事業計画や将来的な中長期な計画に反映していくことで、確実に目標達成に近づけることが可能になり、最終的に事業の最適化が実現できることにつながっていく。

例えば、現在作成している事業報告書の中に、事業ごとの目標値を記載し、1年間の実績を記載して、比較することにより、八王子市勤労者福祉サービスセンター自らの課題の分析が可能になり、また、補助金を交付している市においても事務事業評価に資することになる。

具体的な評価指標として、例えば、会員へのアンケート調査を実施して、会員の満足度調査やニーズの分析をすることで成果の測定が可能になろう。

また、Google等のITツールを活用することで、より効果的かつ効率的にアンケートを実施、分析等が行えるようになると思われる。

今後、八王子市勤労者福祉サービスセンターの活動を通して行っている市の活動をより最適化していくためにも、上記のような何らかの形で、各事業の目標と実績の比較による継続的なPDCAをより明確に実施することが望ましい。

（意見）

（産業政策課）

（15）八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金の実績報告書の提出期限について

実績報告書の提出に関して、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱」の第9条において以下のように規定されている。

（実績報告書の提出）

第9条 センターは、補助事業が完了したときは、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

一方、「補助金等の交付の手続等に関する規則」において、実績報告に関して、以下のように規定されている。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、1月以内に次に掲げる事項を記載した実績報告書に事業報告書及び決算又は収支精算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。第10条第2号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 補助金等の交付決定額、補助金等受領済額及び補助金等使用額並びに交付の対象事業又は対象経費に係る支出額及びその財源内訳
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、報告期限を1月間に限って延期することができる。

八王子市の「補助金等の交付の手続等に関する規則」第12条第1項では、補助事業等が完了したときは、1月以内に市長に報告しなければならないと規定されていることに対し、本補助金事業にかかる「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱」第9条では補助事業が完了したときは、速やかに市長に提出しなければならないと規定されており、実績報告書の提出期限が明示されていない。

このため補助事業者はいつまでに実績報告書を提出すべきなのか、期限が不明確であり、場合によっては「補助金等の交付の手続等に関する規則」第12条第1項に規定する1月を過ぎての報告がなされることも想定される。

実績報告書の提出期限は、「補助金等の交付の手続等に関する規則」第12条第1項で補助事業等が完了したときは、1月以内に市長に報告しなければならないと規定されていることから、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱」においても、1月以内の期限を明記することが望まれる。

(意見)

(産業政策課)

第5. 八王子しごと情報館の運営

1. 事業概要

(1) しごと情報館（運営費）

求職者に対し職業紹介や相談業務を行う「八王子しごと情報館」の運営に掛かる経費。

（八王子市とハローワーク八王子が共同運営する施設）

建物賃借料や公共料金等、施設運営に掛かる経費を、市とハローワーク八王子が主に面積按分により負担する。

（設置場所：東京都八王子市旭町10-2 八王子TCビル）

(2) しごと情報館（人件費）

「八王子しごと情報館」に勤務する会計年度任用職員の人件費
キャリアコンサルタント等の資格を有し、相談業務を行う嘱託員2名
（週4日、1日7.5時間）

受付業務を行う臨時職員2名


（月・火・水・木・金の8:45～15:15に1名）

八王子駅北口徒歩1分！

お仕事探しは ハローワーク八王子と八王子市が共同運営する
八王子しごと情報館をご利用ください

求人情報は、パソコンで全国の求人が検索可能！
パソコンが苦手な方には、八王子市・日野市の求人情報をエリア別に紙ファイルで
ご用意しています。
専門スタッフが応募状況・求人内容の確認を行い、会社に連絡してご紹介します。

- ★ 正社員でも、パートでもお探しになれます。
- ★ **カウンセラー**との予約相談ができます。（就職カウンセリングコーナー）
- ★ お子様連れでも利用できます。（マザーズコーナー）



八王子駅北口の「八王子しごと情報館」は、ハローワーク八王子と八王子市が共同で運営する職業相談・職業紹介専門の公共施設です。

（東京労働局ハローワーク、八王子しごと情報館ホームページより引用）

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) しごと情報館の周知及び支援実績の評価について

しごと情報館ではハローワーク八王子との差別化を図るために、長期未就職者に対する就職相談から就職に繋げる活動に特化し、案件によっては福祉部や児童相談部につなげる活動をしており、未就職者問題の解決にとって重要な活動となっている。

しかし、しごと情報館に対する就職支援相談は年々利用者（来所者、相談者）が減っている現状にある。

減少理由としては、コロナの影響も考えられるが、ハローワーク八王子の情報についてインターネットを通して入手できることも大きいことが考えられる。

しごと情報館における長期未就職者の支援活動は、高齢者や障害者他の社会的弱者の就職につながる重要な活動と考える。

今後も長期未就職者に対する支援活動の利用者が増加するように、しごと情報館の活動の周知に努めるとともに、支援実績に対する評価を行うことが望ましい。

（意見）

（産業政策課）

(2) しごと情報館（運営費）、（人件費）について

しごと情報館では、ハローワーク八王子との役割分担を検討し、就職相談、就職支援だけでなく、コミュニティ・ビジネス等への参画や起業、自営業の自宅開業なども含めたきめ細かい「働き方支援」を行う必要がある。

（意見）

（産業政策課）

(3) しごと情報館の所管について

「八王子しごと情報館」は、ハローワークと共同運営する施設であるが、労働者福祉政策を担当する部署との連携が有益とも考えられる。

ときに事業者の利益と労働者の利益は相反する側面もあることから、「八王子しごと情報館」の市内における取扱いや推進方針等は、担当部課以外の視点・意見、とりわけ福祉的視点が織り込まれる形で定期的に見直しされていくことが望ましい。

（意見）

（産業政策課）

(4) しごと情報館、就職ナビ、ハローワーク八王子、東京しごとセンター多摩とのすみ分けについて

現在、八王子市として、しごと情報館、就職ナビを提供しているが、ハローワーク八王子、東京しごとセンター多摩等、国や都も就職支援サービスを提供しており、一部サービス内容や立地等の重複が見受けられる。市では、今後、事業の峻別を行い、市がまさに実施する必要がある事業に振り向けられるよう検討中とのことである。かかる適切な資源配分により、多様なライフステージにあった雇用・就労支援や、市内中小企業の労働人口の減少対策など、市の今後のきめ細やかな支援策の立案が望ましい。

(意見)

(産業政策課)

第2章. 基本施策2：まちの活力を創出する産業

第1節. 施策4：高度な技術の集積を活かした産業振興

第1項. 先端ものづくり支援

1. 事業概要

令和元年度では、以下のとおりとなっている。

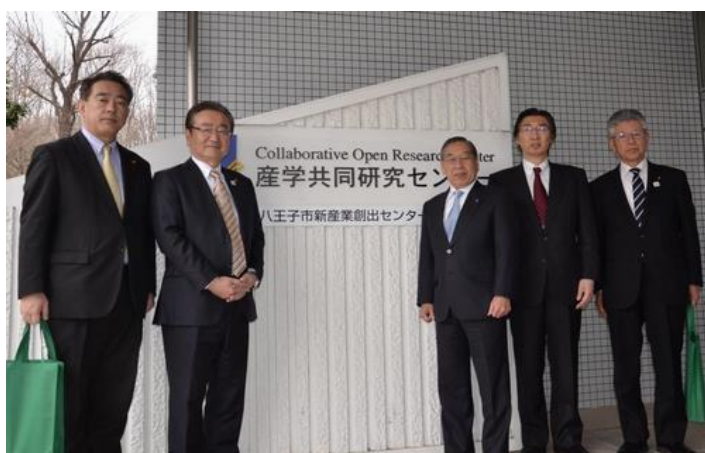
(1) 八王子市新産業創出センター

① 概要

市と工学院大学は、新たな分野へ展開を目指す企業や、社会課題をものづくりにより解決しようとする企業を支援するための開発拠点として、令和元年9月より、工学院大学八王子キャンパス内に八王子市新産業創出センターを設置している。

八王子市新産業創出センターは工学院大学の産学共同研究センター（16号館）にある。同施設の4階の5部屋を八王子市新産業創出センターとして運営しており、研究開発の場としている。

・場所：工学院大学八王子キャンパス 16号館 4階（設置場所：東京都八王子市中野町2665-1）



令和2年（2020年）2月八王子市新産業創出センター開設記念セレモニー（八王子市ホームページより引用）

② 新産業創出センター経費

八王子ビジョン2022及び産業振興マスタープラン【第2期】に掲げる「高度な技術の集積を活かした産業振興」を推進するため、新産業として近年注目されている社会課題解決型ベンチャー企業及び創業者、また、新たな分野への展開を目指す企業を誘致する。

企業を誘致するために、「新産業創出センター」を運営する。

新産業として、近年注目されている社会課題解決型ベンチャー企業及び創業者、また、新たな分野への展開を目指す企業を誘致し、「新産業創出センター」を運営する。

合わせて、「先端技術共同研究センター」を閉鎖する際の現状復帰等を行う。

主な事業費

維持管理負担金	1,187千円
土壌汚染調査委託（先端技術共同研究センター）	281千円
原状復帰工事費負担金	238千円

(2) 新産業開発・交流センター

① 概要

市は、高度な技術力を有する基盤技術系の企業や計測、エレクトロニクス、メカトロニクスなどの優れた製品開発力を持つ企業の集積に加え、大手企業の研究所や多数の大学が立地しているポテンシャルの高い地域である。

市では、このような産業集積の強みを活かしながら、企業間のネットワークづくり、技術力の向上や技術的課題の解決、あるいは新たな産業の創出・展開に取り組むため、「新産業開発・交流センター」を設置している。

日頃、相談員（企業OB）による技術相談、先端的な技術情報や、新たなビジネスの動向に関する情報の普及（セミナーの開催）、地域の情報発信、企業間の交流・連携の支援、他の産業支援機関との連携などを行っている。

1) 主な業務

・相談員（企業OB）による相談業務及び訪問業務

技術的課題を抱えている事業者、知財の活用等を考えている事業者、新たな事業展開を考えている事業者などに対し、企業OBである相談員が、解決の手伝いをしている。また、必要に応じ、訪問している。

- ・セミナーの開催

毎回、先端的な技術テーマを設定し、専門家による講演を実施している。多くの事業者が参加しており、セミナー後は、名刺交換など企業の皆様の交流の場としても利用している。

- ・他の産業支援機関との連携

本市を含めた広域多摩地域には、多種多様な産業支援機関がある。他の産業支援機関と連携しているので、課題内容によって、コーディネートする。

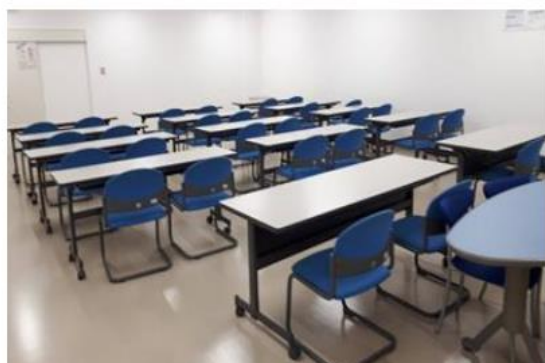
2) 開館時間

午前10時から午後7時

土曜日、日曜日、祝日及び、入居商業施設（セレオ八王子）の休館日は閉館となる。

3) 設置場所：東京都八王子旭町1-1 セレオ八王子 北館9階

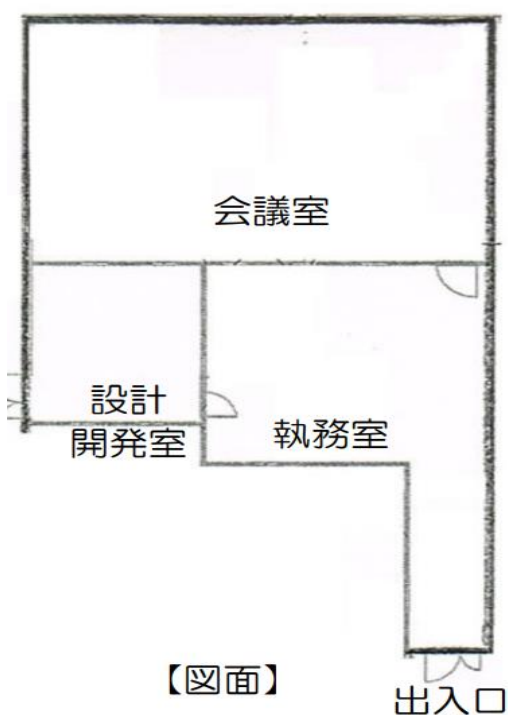
(八王子市役所ホームページに基づき作成)



【会議室】



【施設入口】



【図面】

出入口

新産業開発・交流センター（八王子市ホームページより引用）

② 新産業開発・交流センター経費

八王子ビジョン2022及び産業振興マスタープラン【第2期】に掲げる「高度な技術の集積を活かした産業振興」を推進するため、市内の主として製造業を対象に産産・産学連携や技術力向上の支援を行う。

技術に精通した専門相談員が常駐する「新産業開発・交流センター」を運営し、市内中小企業の技術的な相談に対して適切なアドバイスを実施し、企業、大学、研究機関等への紹介を行うほか、最新の技術動向をテーマとするセミナーを企画し、事業者間交流の場を提供する。

市内の製造業を対象に産産・産学連携や技術力向上の支援を行うため、「開発・交流プラザ」の運営を行う。

主な事業費

施設賃借料等	7, 201千円
臨時職員賃金	1, 546千円
先端技術セミナー講師謝礼	130千円

(3) 技術力向上支援

「八王子ビジョン2022」及び「産業振興マスタープラン【第2期】」に掲げる、高度な技術の集積を活かした産業振興を推進するため、①大学等との共同研究等に要する費用、及び②公設試験研究機関等への依頼試験・機器利用費用を助成することで、市内中小企業の新たな事業展開に向けて、技術的課題の解決や技術の高度化・製品の高付加価値化による競争力の強化を図り、もって市内産業の活性化に資する。

(補助の内容)

①大学等に支払う共同（委託）研究に係る契約金、又は自社の技術開発や高度化、製品開発のために行う技術相談料等への補助。

補助上限額：1, 500千円

補助率：2/3

②大学等が保有する機器の利用及び依頼試験・依頼検査等への補助。

補助上限額：100千円

補助率：1/2

(4) 小規模企業産学連携促進

大学等との連携に一步踏み出せない市内小規模企業者に対して、大学等との研究・開発費の一部を補助して産学連携を後押しすることで、小規模企業者の持続的発展に資する技術力の向上のための産学連携を促進する。

市内小規模企業者の技術的課題の解決や技術の高度化・製品の高付加価値化などを図るため、小規模企業者（製造業・ソフトウェア業）と大学等との連携による研究・開発費の一部を補助する。

対 象：市内小規模企業者（中小企業基本法の定義による）

補助上限額：150万円

補 助 率：3/4

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 新産業創出センター経費について

新産業創出センターは、「八王子市新産業センター条例」に基づき、起業者、新たな分野への展開を目指す企業及び社会課題をものづくりにより解決しようとするベンチャー企業を対象として、工学院大学内に5室の貸ラボを設置し、研究開発や事業化のための場所を提供しているものである。

貸ラボの賃料は無料（共益費・光熱水道費は入居者負担）であり、入居期間は3年（延長1年×2回、最長5年）である。

令和元年度に開設され、入居が開始されたため、まだ入居期限に達した企業はいない。

しかし、入居企業が提出した「研究成果報告書」を見ると、基礎的な研究（P o C：プルーフ オブ コンセプト＝新しい技術や理論の実現可能性や効果を実験的に検証すること）の段階であり、最長入居期間の5年間で製品化や事業化が実現することは困難であると思われる。

入居企業に対しては、新産業開発・交流センターの技術相談員が定期的に訪問し、技術課題や経営課題についてアドバイスを行っているとのことである。運営懇談会議事録によれば、実際に入居企業が直面している課題は、ユーザーニーズを満たし、競争優位を築くことができる製品の性能やスペックを実現するための開発をいかに進めるかといったことや、製品化・事業化に向けての具体的な顧客開拓と実装に向けての開発の方向性を探るといったことである。

このような課題の解決に向けたサポートは、戦略的提携先や想定される顧客とのマッチングや、顧客ニーズや競合他社の動向を踏まえた経営戦略の策定、事業化プロセスの検討と資金調達方法の検討などを含めた支援であり、できれば常駐のインキュベーション・マネジャーによるサポートを行うことが必要である。

川崎市では、技術系ベンチャー企業の創出・育成を行うインキュベーション・オープンイノベーション施設が5か所ある。

新川崎・創造のみに立地するKBIC、NANO BIC、AIRBIC、明治大学地域産学連携研究センター、かながわサイエンスパーク（KSP）、テクノハブイノベーション川崎（Think）、及びキングスカイフロントである。

そのうち、川崎市が設置・運営しているKBICは、スモールオフィス8室、ラボ30室（ほかに別棟のラボ4室）があり、インキュベーション・マネージャーが常駐し、経営、財務、法務、ビジネスプラン、マーケティング、技術開発について、専門家と連携して相談・指導にあたっている。

KSPは日本のインキュベーション施設の草分け的な存在であり、長年のベンチャー企業創出・育成経験に基づき、「場所、資金、人材、顧客へのアクセス」を提供する総合的な支援プログラムを展開している。

詳細は、以下の表にまとめたので、参考にさせていただきたい。

KSPにおけるベンチャー企業創出・育成プログラム

ビジネスイノベーションスクール	研究者や技術者を対象として、事業構想からビジネスプラン作成、ブラッシュアップまで行う
アクセラレーションプログラム	創業者や立ち上げ初期のベンチャー企業を対象とした、成長の加速を支援するプログラム。インキュベーション・マネージャーのほか、課題に応じて外部の専門家がメンターとして指導にあたる
インキュベーション	ラボやオフィスの賃貸及びインキュベーション・マネージャーによるハンズオン支援
投資ファンド	アーリー、ミドルステージを中心に、ハイテクベンチャー企業への投資を実施。これまで5つの投資ファンド（計54.1億円）を運用し、15社が株式公開している
ビジネスマッチング	KSPのもつ各分野のキーマンとのネットワークを活かし、情報収集から販路開拓、協業先発掘までを行う3種のビジネスマッチングを実施

特に近年は、大企業がベンチャー企業を買収、あるいは資本提携し、ベンチャー企業の開発した技術を活用するオープン・イノベーションが盛んになっている。

ベンチャー企業にとっては、提携先企業は最初の顧客となり、また大企業の生産能力や販路を活用することができるため、開発した技術の事業化を早期に実現することが可能となる。

KSPが実施しているビジネスマッチングのほか、新川崎・創造のもりにあるAIRBICもベンチャー企業と大企業との交流、協業を促進するための施設である。

また、新産業創出センターの入居期限は最長5年であり、まだ卒業企業は出ていないが、今後、事業の成果確認や効果的な支援内容の把握のため、卒業後も5年程度は研究成果の事業化の状況、企業業績、市内への定着などについて追跡調査を行う必要がある。

(意見)

(企業支援課)

(2) 新産業開発・交流センター経費について

新産業開発・交流センターは、「八王子市新産業センター条例」に基づき、市内中小企業の技術革新及び新たな事業展開の推進を支援する機関である。

大企業の元技術者等の技術相談員を配置し、中小企業からの技術相談や訪問指導を行っている。また技術テーマごとの「先端技術セミナー」の開催、会議室・交流スペースの貸し出しを行っている。

技術相談・訪問指導について、相談内容、日報等から得られる中小企業の技術支援ニーズ等の情報は貴重である。

これらを分析し、相談の多い技術分野に即した専門家や紹介先を用意する必要がある。

さらに、技術相談・訪問指導利用者へのアンケート調査等により、本事業の効果を把握・測定するとともに、より効果的な支援のあり方について検討することが望ましい。

先端技術セミナーは、最新の技術情報について中小企業者が学ぶ良い機会であると思われるが、これをきっかけとして、中小企業同士、あるいは産学連携による技術開発や新事業開発が行われると、さらに地域産業の発展に資することが可能である。

(意見)

(企業支援課)

(3) 技術力向上支援／小規模企業産学連携促進について

本事業は、「産学連携による研究・開発費等補助金交付要綱」及び「小規模企業産学連携促進補助金交付要綱」に基づき、市内中小企業者や小規模事業者が大学等との契約に基づき連携して行う共同・委託研究、技術相談や、大学等が保有する機器の利用、依頼検査等に要する費用の一部を補助するものである。

いずれも研究開発への補助であるが、研究開発の成果はすぐには出ない可能性が高いので、補助金交付後、5年程度は交付先企業の研究開発の事業化・製品化や業績について追跡調査し、政策の効果や課題を分析する必要がある。

(意見)

(企業支援課)

第2節. 施策5：新産業の創出

第1項. 新産業の創出

1. 事業の概要

環境や医療・介護分野などの新たな事業に取り組む多様な事業者が本市に集まり、市内で様々な技術・製品が開発され、新たなサービスも生まれている。

(1) 現状・課題

地域経済が成長し新たな活力を創出するためには、新たな事業に取り組む事業者の支援や起業者・創業者を増やしていくことが求められている。

市は商工会議所や多くの産業支援機関と連携しながら、新産業分野に取り組む企業への支援を実施している。

しかしながら、新産業分野への進出は課題も多く事業化は容易ではない。

地域や市民生活にかかわる課題への対応や地域を活性化するため、コミュニティビジネスへの支援が求められている。

(2) 課題解決に向けて以下の取り組みを行っている。

① 起業者・創業者支援

起業・創業に必要な知識やノウハウを提供するとともに、事業者の成長段階に応じてきめ細やかな支援を行う。

② 新産業分野の事業創出支援

- ・環境や医療・介護などの新産業分野に取り組む事業者に対して、大学や産業支援機関と連携しながら 技術的課題の解決や経営支援を行う。
- ・社会や地域の課題解決に向け、コミュニティビジネスの事業化の支援を行う。
- ・新たな事業を開拓する事業者を支援するため、都が整備する産業交流拠点を活用するなど、広域的・多様な産業の交流を促進する。
- ・新産業の創出のため、事業化や販路開拓に向けた支援を行う。
- ・新技術の開発のために技術的な課題解決や情報通信技術の活用を促進する。

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 起業家養成・育成について

起業家養成・育成のための事業として、サイバーシルクロード八王子において「本気の創業塾」が開催されている。「本気の創業塾」は、「創業セミナー（説明会及び相談会）」、「スタートアップコース」、「ブラッシュアップコース」の3つのステージで構成されている。「スタートアップコース」は、土曜日の午前中及び午後、各3時間、全6回の講座となっており、内容は創業にあたっての必要な知識や心得の修得、同じ志を持つ仲間や先輩起業家とのネットワークづくりなどが含まれている。「ブラッシュアップコース」は、「スタートアップコース」修了者に対して、専門家（ビジネスお助け隊）が個別にアドバイスを行うものである。本事業のすべてのカリキュラムを受講すると、産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業の認定を八王子市から受けることができ、登録免許税の軽減や創業関連保証等の優遇等の措置を受けることができる。

「本気の創業塾」は、創業を希望する者に具体的な経営知識や人的ネットワークの構築の機会を提供しており、事業の成功率を高めることに役立っていると思われる。しかしながら、令和2年度の受講者数は、定員20名に対して12名となっており、新型コロナウイルス感染症の影響が予測されるものの、受講料（22,000円）の価格設定や開催曜日・時間設定、内容について、受講者（受講を検討している者を含む）のニーズを十分に把握し、改善を図る必要がある。

また本事業の効果測定のため、講座受講者・修了者の人数把握のみならず、修了者の創業率など、定量的な指標の設定や実績把握を行う必要がある。

なお、「令和2年度 起業家養成・育成事業 事務要領」によれば、ブラッシュアップコースまで修了した者に対し、ビジネスお助け隊の専門家が3回まで無料で伴走支援を行うこととなっているが、支援を行った際のビジネスお助け隊専門家に対する謝礼は、1回当たり5,000円となっている。

「ビジネスお助け隊の紹介」資料によれば、お助け隊アドバイザー約70名の年齢構成は、70歳以上が50%と半数を占め、企業のOBなど士業以外の者が60%となっている。士業の者（28名）においては、中小企業診断士が18名と最も多く、次いで行政書士4名、弁理士2名となっている。1回5,000円の謝礼ということで、ある程度生活に余裕がある比較的高齢の者がアドバイザーに就任しているのかもしれないが、最近ではITビジネスにおける創業が増加しており、受講者の創業希望分野とのミスマッチが生じていないか、危惧される。アドバイザーの性別が記載されていないので不明であるが、女性の創業希望者には女性のアドバイザーを希望する者もいると思われるので、アドバイザーの性別の適性化も求められる。最近の受講者の創業分野やサイバーシルクロード八王子への創業相談、経営相談事例を分析し、適した専門分野のアドバイザーが登用されるよう、アドバイザーの新規募集や入れ替えを行う必要がある。

「本気の創業塾」及び、サイバーシルクロード八王子が開催する「創業セミナー」（平日各3時間、5日間）は、それぞれ年1回の開催である。創業希望者の都合やスケジュールとセミナーの開催時期が合わないこともある。セミナーを複数開講することや、録画されたセミナーの受講、個別の創業相談機会の充実など、対応の工夫が必要である。

（意見）

（企業支援課）



本気の創業塾（サイバーシルクロード八王子ホームページより引用）

(2) 新産業創出センターの事業の有効性評価について

市は、企業間の連携及び企業と大学等との連携による共同研究開発を支援し、技術力の向上を目指す企業を支援することにより、企業の技術革新及び新たな事業展開を推進し、地域経済の発展に寄与するため、先端ものづくり支援事業を実施し、新産業創出センター及び新産業開発・交流センターを施設運営している。

新産業創出センターは、令和元年9月に開設され、新たな分野へ展開を目指す企業や、社会課題をものづくりにより解決しようとする企業を支援するための開発拠点として、工学院大学八王子キャンパス内に設置されている。

事務事業評価において成果指標として、「新産業創出センター入居事業者数」が規定されている。また、年度ごとに具体的な目標数が定めることなく、前年度の実績を踏まえて次年度を計画し実行している。

	指標名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
成果指標	新産業創出センター入居事業者数	社	-	-	5

新産業創出センター目的が、新たな分野へ展開を目指す企業や、社会課題をものづくりにより解決しようとする企業を支援することからすると、「新産業創出センター入居事業者数」のようなアウトプット指標に加えて、その事業が実施された結果として新産業創出センターの事業目的や運営方針等を反映した具体的・定量的に測定できるアウトカム指標を設定して評価することがより適当であると考えられる。

新産業創出センターは、新たな分野へ展開を目指す企業や社会課題をものづくりにより解決しようとする企業の開発拠点として支援することを主な目的としていることから、例えば、入居事業者が研究開発を進め、新規事業を展開するのであれば、新産業創出センター退出後の「創業・開業件数」やその事業体での「雇用人数等」を評価指標とされることが一案である。

また、研究開発が主である事業者であれば、その成果である「製品開発の件数」や「特許権等の知的財産を取得された件数や内容」等により評価することも有用であると考えられる。

P D C A 管理を有効とするため、事業所管において上位の計画における目的の達成のための必要性から導出された、具体的・定量的な評価指標（K P I）を設定し、更に年度ごとの目標数値を定量的に定め、年度ごとに実績値と目標値を比較検討して、次年度以降へフィードバックしていく仕組みを構築されることが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(3) 新産業創出センター利用者に対するアンケートの必要性について

新産業創出センターは、工学院大学の産学共同研究センター内の5部屋を借用して研究開発の場として運用されている。

入居事業者の選定に際しては、入居者の公募及び選考会を実施し、入居事業者を決定している。

一方、新産業創出センターの利用者に対するアンケートが実施されていない。また、利用者がセンターの退去後にどのような事業展開をされているか、研究成果等の実績を生んでいるか等の事後的な状況把握がされていない。

センターの利用者のニーズや意見を適時に把握をして今後の事業展開に反映していくため、また新産業の創出に向けて意義のあるサポートを実施するためにも、定期的に利用者アンケートや満足度調査を実施することが必要である。

更に、利用者がセンターを退去した後も、一定期間にわたり事業の報告やアンケートを実施することにより、退去後の事業展開や経営状況、研究開発の結果や創業した事業状況、雇用人数等を把握する仕組みもあわせて検討することが必要である。

(意見)

(企業支援課)

(4) 新産業創出センター入居者に対する積極的サポートの必要性について

新産業創出センターの利用者に対しては、月に数回程度、「新産業開発・交流センター」の専門家が訪問相談を実施しているものの、センター内において継続的な経営面・技術面等の相談を応じることができる専門家や相談員は常駐していない。

利用者はセンターに入居をし、自ら研究開発を進めており、また新規事業を始める準備段階において、入居や開業、事業展開の手法等の様々な悩みや相談が生ずることが想定される。

新産業創出センターの目的に照らし、新規事業の開発やベンチャー企業の育成に関する成果を実現していくためには、利用者からの経営面や技術的な相談に対して、随時応じる必要があり、適時に総合的な支援が提供できる仕組みが不可欠であると考えられる。例えば、中小企業診断士等の専門家を常駐等させることにより、適時に経営面・技術面等の指導・助言が行える仕組みを充実させることが必要である。

(意見)

(企業支援課)

(5) 新産業創出センターにおける支援期間と施設拡充の検討について

新産業創出センターは、工学院キャンパス内に貸研究室5室を設置し、無償で貸付運営している。

貸付期間は3年で2年間の延長が認められるが5室とも満室の状況である。

この貸研究室は中小製造業者に研究開発の場を提供するものであり、令和元年度に開設したものである。

今後の研究開発成果が期待されるが、製造業の研究開発が製品等の開発につながり、事業化が達成できるまでの期間を考えると、最長5年の貸付期間が適切な期間なのかさらに検討が必要である。

また、工学院キャンパスの貸室は満室の状況であり、市内における中小企業の研究開発をさらに推進していくためには、八王子市の他大学等にも同様の施設の開設の働きかけを行うなど、同様の施設の拡充が望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(6) 産学連携による新製品、新技術等の実績分析について

先端ものづくり支援事業として、製造業の技術力向上、地域の産業育成を目指して中小企業、小規模企業を対象として補助事業を実施しており、産学連携による研究・開発等補助金と小規模企業産学連携促進補助金がある。

連携する大学は、日本の大学に限る必要はなく、事業者が探してくることになる。

事業者より相談があった場合は、事業者に適した大学等研究機関を紹介している。

産学連携による研究・開発等補助金と小規模企業産学連携促進補助金は、令和元年度で交付10件、交付額7,358千円となっており、産学連携促進を進める有効な手段になっていると考えられるが、産学連携が進んだ結果として、どのような実績(新製品の開発、新技術の獲得、有効な特許の取得等)を挙げたか分析し、目標値の設定と成果評価に繋げることが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(7) 新産業創出センター、研究開発の成果に関する報告書について

令和2年度の研究開発の成果に関する研究報告書を2件サンプル依頼し閲覧したところ、令和2年8月9月の研究作業内容の説明であるもの、あるいは令和2年度スケジュール及び開発成果が記載されたものであり、作業の進捗状況は明らかではないように見受けられた。

実績報告書の様式として、全体計画、当年度作業計画、当年度作業計画に対する当年度作業実績(進捗結果)、次年度スケジュール、全体スケジュール上での課題・問題点といった項目も設定することにより、適切なモニタリングや効果測定の実施、あるいは企業研究遂行における効果的なサポートの実施が望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(8) 新産業創出センター、入居者に対する利用条件について

新産業創出センターの入居者について、八王子市外に事務所移転したため、退出した事例があった。

現状、センター退出後の制約は特段設けていないとのことであるが、例えば、入居契約条項に短期的な転出の場合は家賃相当を求める条項を入れるなど、センターの利用にあたり何らかの事前防止策を講じることが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(9) 新産業創出センター退去時の原状回復費用の納付手続について

新産業創出センターの利用者は、入居施設の使用期間が満了したとき、原状回復義務を負う(八王子市新産業センター条例第12条)。そして、原状回復費用は、規則第9条では、「入居施設の利用者が負担することが適当であると認められる費用」を利用者の負担する費用として定め(第9条(2))、当該規定が原状回復費用の利用者負担の根拠となっている。

しかし、使用料の納付を定める条例第8条や規則第7条は、入居中に発生する使用料の納付を念頭に定められたものであり、退去後に発生する原状回復費用の納付等の取扱いが必ずしも明確になっているとはいえない状況にある。

利用者が退去する際には、原状回復費用が発生することから、原状回復費用を利用者が負担すること、原状回復費用の納付等について明確にすることが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(10) 新産業開発・交流センター、相談員の活動実績について

現状は、活動実績の記録は日誌のみであり、活動実績をまとめたようなものではなく、また、活動内容についてPDCAにつなげるような報告書もないとのことである。

現在、これら取りまとめの実施を検討中とのことであるが、技術相談員2名の人数の過不足の評価、また活動内容のPDCA評価につなげられるよう、活動実績をまとめて評価するプロセスを検討することが望ましい。

(意見)

(企業支援課)

(11) 新産業開発・交流センターの立地について

JR八王子駅直結のセレオ八王子9階に、①相談員の執務室、②設計開発室(現在タマティーエルオーが入居)及び③八王子市内外からの交流拠点として会議室が設置されており、賃料は年700万円程度発生している。

しかし、①相談員の相談方法は、電話やメール、企業訪問など、②会議室は平均して1日1、2件(土日閉館)、③設計開発室の利用状況は把握していないとのことである。

現在、コロナ禍で企業間の交流もZoomやTeamsといったウェブ会議ツールの活用が盛んになっている。新産業開発・交流センターの立地としてセレオ八王子9階に設置要否の見直しが考えられる。

なお、八王子市として八王子駅直結スペースの最適な利用方法の検討という観点でも見直しは有益と考える。

(意見)

(企業支援課)

(12) 新産業開発・交流センターにおける固定資産の管理について

① 備品等の現物調査の実施について

市では、公共施設等の現場における名称、数量等に関する実在性の確認は、公有財産台帳に基づき各所管課が行い、また、名称、数量、金額(取得原価、減価償却費、帳簿価額等)の把握は、固定資産台帳に基づき各所管課が行っており、資産管理課がこれらを統括している。

一方、間仕切り、パソコン等備品の名称、数量等に関する実在性の確認及び金額(取得原価、減価償却費、帳簿価額等)の把握は、備品台帳に基づき各所管課が行い、会計管理課がこれらを統括している。

本監査においては、新産業開発・交流センターが保有する備品等の現物調査を実施した。

No.	種別	公有財産番号 備品番号	物品番号	品名	金額(円)
1	建物附属設備 (建物改築(事業用))	76905	-	鉄骨鉄筋コンクリート造 (建物)	7,374,906
2	備品	10245486	108003999	液晶テレビ	168,912
3		10245592	101003999	打ち合わせテーブル	78,540
4		10245595	101003999	打ち合わせテーブル	82,110
5		10245651	106006999	ホワイトボード(電子黒板)	141,750
6		10245652	106007108	つい立	108,570
7		10245653	106007108	つい立	108,570
8		10245665	104005999	書類キャビネット	156,450
9		10246288	108003999	プロジェクター	309,750
10		10356237	108004999	ワイヤレスアンプ	75,075
11		10364228	108002999	RICOHプロジェクター	128,520
12		10367191	101003088	ミーティングテーブル	54,000
13		10367192	101003088	別製ミーティングテーブル	35,640
14		10369039	105002111	OA機器	118,800
15		10405325	105002111	ノートパソコン	141,900

公有財産台帳から無作為に任意抽出した1件の建物附属設備及び備品台帳から無作為に任意抽出した14件の備品に関して、現物との照合を行った。

その結果、公有財産台帳に記載された建物附属設備の現物を確認し、またすべての備品に関して備品票（備品シール）が貼付されており、備品台帳に記載されている備品番号と備品票（備品シール）に記載されている備品番号が一致していることを確認した。

公有財産台帳及び備品台帳に記載されている資産が現物のどれに該当するのか個別に特定することができた。

土地建物の現状把握及び備品の現品管理は、市の統一的な基準による財務書類4表を適正に作成する基本となるものであり、土地建物及び備品の実在性を明らかにするとともに資産の効果的、効率的な管理を行うための重要な基本データとなるものである。

今後とも、同様の資産管理を每期継続的に努めることが必要である。

（意見）

（企業支援課）

（13）CB／SBの推進について

CB／SBは、子育て支援や高齢者・障害者の支援、地域活性化、環境保護などの様々な社会的課題の解決に向けて、住民やNPO法人、企業などがビジネスの手法を用いて取り組む継続的な事業活動である。

従来はボランティアとして行われていた活動を、できる限り自己収入を得ながら、継続的なビジネスとして行うことを目指している。

市では、令和元年以降に、市内で職員へのCB／SBの普及、啓発を図るため、市内研修や関係組織との意見交換、協議などを行っている。

令和2年には、志民塾卒塾生の中にはCB／SBに関心を抱く人もいたため、CB／SBに関心を持っているNPO法人、市民グループ、企業などを集めて、意見交換を行い検討することを予定したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった。

その後令和3年度以降に、CB／SBの在り方や取組方法に関して検討が進められている。

CB／SBの事例としては、例えば以下のようなものがある。

① 特定非営利活動法人ぐらす・かわさき

（ア）経営方針：

かわさきがみえる／かわさきを作るをコンセプトとして活動している。

（イ）事業内容

㊦市民活動を支援するための事業の企画・実施：さまざまなグループへの参加と応援等

㊧コミュニティビジネス（CB）を支援するための事業の企画・実施

㊨障がい者を支援する事業の企画・実施

㊩市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施

遊友ひろば：健康マージャン、放課後ひろば（食事付き寺子屋）等

（ウ）主な財政状態、令和元年度：売上22百万円（うち補助金12百万円）、事業費、管理費24百万円、正味財産増減▲2百万円

② 特定非営利活動法人フローレンス：

(ア) 経営方針

「みんなで子どもたちを抱きしめ、子育てとともに何でも挑戦でき、いろいろな家族の笑顔があふれる社会」の実現を目指している。

「訪問型病児保育」「障害児保育」「小規模保育」など、常識や固定概念にとらわれない新たな価値を創造するイノベーター集団として活動している。

(イ) 事業内容

- ・訪問型病児保育事業（フローレンスの病児保育）
- ・小規模保育事業（おうち保育園）
- ・認可保育事業（みんなのみらいをつくる保育園）
- ・障害児保育事業（障害児保育園ヘレン等）
- ・コミュニティ創出事業（グロースリンクかちどき）
- ・働き方革命事業
- ・みんなで社会変革事業
- ・ひとり親家、庭支援（寄付会員制度）事業
- ・こども宅食事業（こども宅食・こども宅食応援団）

(ウ) 主な財政状態、令和元年度：

経常収益3,054百万円（うち補助金当1,637百万円）、事業費・管理費、2,901百万円、正味財産増減、178百万円

CB/SB経営については、以下のような特性がある。

従来は、各課において各々が社会課題を認識しており、各々の課においてボランティアやCB/SBの支援を行っていたが、個別、単独の取り組みのみでは十分ではなかった。

また、現実の経営においては、補助金収入等により費用の一部をカバーして、採算が成り立っているケースが多い。（関東産業政策局の成功事例集でもそのような事例が多い。）

このため、企業からの寄付金収入、行政の補助金収入など各種支援と自己収入を組み合わせることにより運営することが必要になる。

今後は、福祉部、産業振興部など各課が認識している社会や地域の課題を抽出して、各関連所管課が連携して社会の課題を解決する対策や仕組みを考えることで、より効果的、効率的に市内のCB/SBを推進することが可能となる。

その際に市民グループ等は、ヒト、モノ、カネが不足していることが多いので、従来行っていた資金的な支援、人材育成、施設の活用等をCB/SB支援に適用していくことが必要となる。

令和3年に仕組み作り等を行い、令和4年から本格稼働を目指す予定とのことであり、今後の市の取り組みに期待したい。

（意見）

（産業政策課）

(14) サイバーシルクロード八王子における固定資産の管理について

① 備品等の現物調査の実施について

市では、公共施設等の現場における名称、数量等に関する実在性の確認は、公有財産台帳に基づき各所管課が行い、また、名称、数量、金額（取得原価、減価償却費、帳簿価額等）の把握は、固定資産台帳に基づき各所管課が行っており、資産管理課がこれらを統括している。

一方、間仕切り、パソコン等備品の名称、数量等に関する実在性の確認及び金額（取得原価、減価償却費、帳簿価額等）の把握は、備品台帳に基づき各所管課が行い、会計管理課がこれらを統括している。

本監査においては、サイバーシルクロード八王子が所有する備品の現物調査を実施した。

No.	備品番号	物品番号	品名	金額（円）
1	10234212	101001999	ローカウンター	53,550
2	10234213	101001999	ローカウンター コーナータイプ	71,085
3	10234231	106007999	パネルスクリーン（2連）	82,845
4	10234233	106007107	パーティション一式	259,875
5	10234234	106007107	パーティション一式	126,000
6	10240633	106006999	コピー機能付ホワイトボード	156,345

備品台帳から無作為に任意抽出した6件の備品に関して、現物との照合を行った。

その結果、下表のとおり備品台帳には記載されているものの、一式を構成する個々の現物に対して備品票（備品シール）が貼付されていなかったため、当該一式を構成する個々の物を特定することができなかった。

設置場所	備品番号	物品番号	品名	金額（円）	取得日
サイバーシルクロード八王子	10234233	106007107	パーティション一式	259,875	平成15年10月2日
サイバーシルクロード八王子	10234234	106007107	パーティション一式	126,000	平成15年10月2日

本件は、上表のとおり同日に2件のパーティションを取得したものであるが、パーティション一式は複数の物から構成されており、それらを一式として備品登録している。現地で確認したところ、パーティションは6枚実在しており、備品票（備品番号シール）は代表的な1つの物に貼付されているのみで、それ以外の物に関しては上表のどちらの一式を構成するのか特定することができなかった。

複数の物から構成される備品に関しては、それぞれの物に備品番号の枝番を付した備品シールを貼付すること等により、その現物が備品台帳に記載されているどれに該当するのか個々に特定できる必要がある。また、備品台帳においても、「一式」を構成する具体的な内容物、個数等を明確に記載しておくことが必要である。

なお、本指摘事項に対しては現地調査後に枝番を付すことで個々の資産が特定できるように是正されたことを確認した。すなわち、備品台帳上の異動履歴情報として、備品番号No. 10234233に対して、枝番1, 2, 3, 4が付記されていることを確認し、また所管課へのヒアリングにより対象備品に関して個々に備品シールが貼付されていること確認した。

備品の現品管理は、市の統一的な基準による財務書類4表を適正に作成する基本となるものであり、備品の実在性を明らかにするとともに備品の効果的、効率的な管理を行うための重要な基本データとなるものである。

本監査ではテストサンプルにより発見されたが、このような複数の物で構成される備品等に関しては上記必要性に鑑み、每期継続的に適切な資産管理に努めることが必要である。

(指摘)

(企業支援課)

第3章. 基本施策3：まちの魅力を向上させる産業

第1節. 施策6：にぎわいにつながる産業の振興

第1項. 商店街の振興

1. 事業概要

令和元年度では、以下のとおりとなっている。なお、(2)は令和2年度からである。

(1) 商店街振興事務

商店街振興組合法に基づく商店街指導事務において事業確認や経営分析を専門的に行うため、専門診断員（公認会計士）に分析業務を依頼する。

商店街振興組合法に基づく商店街指導事務において、事業確認や経営分析を専門的に行うため、分析業務を会計士へ依頼する。

(2) 地域連携型商店街事業

令和2年度では、まちの活性化のために商店街が地域団体と協働して実施する事業に対し事業費の一部を補助する。

商店街と地域団体とで実行委員会を組織し、その実行委員会や構成員たる商店街が地域の活性化に向けて行う事業に対して、東京都の地域連携型商店街事業（都負担2/5、市負担2/5、商店街負担1/5）を活用して補助する。

(3) はばたけ商店街事業補助金

「産業振興マスタープラン」に沿って、市内の意欲ある商店街・商店街の連合会が実施するイベント事業や施設整備事業・空き店舗対策事業等の活性化事業に対し、事業費の一部補助を行うことにより、市内商店街の活力を再生させ、商業振興を計画的かつ重点的に推進する。

①イベント事業 補助率2/3以内（補助限度額 中心市街地エリアの商店街66.6万円、その他エリアの商店街（※）80万円 商店街の連合会 300万円 ※ただし、2回のうち1回当たりの限度額は66.6万円）

充実：中心市街地の商店街が共同事業を行う場合、50万円を補助（市1/2）

②活性化事業 補助率2/3以内(補助限度額 3,000万円)
補助率5/6以内※(補助限度額 3,000万円)※連合会による
一部事業に適用

(財源内訳)・イベント事業 補助対象事業費100万円以内

都 1/2 + 市 1/6

(財源内訳)・イベント事業 補助対象事業費100万円超

都 1/3 + 市 1/3

・活性化事業：都1/3+市1/3(一部 都3/12+市7/12)
充実インバウンドに特化した活性化事業を行う場合、50万円を補助
(市1/2)

(4) 輝く個店グループ支援

空き家・空き店舗を活用し、魅力ある店舗を開店する事業者に対し、イニシャルコストを補助するとともに、専門職による伴走型支援を提供する。

また、中心市街地以外の空き家・空き店舗を活用し、サテライトオフィス、ワーケーション等として施設を開設する事業者に対し、イニシャルコストを補助するとともに、専門職による伴走型支援を提供する。

1. 活動支援補助金

グループの活動に対して、最大1/2の補助を行う。@500,000円×2グループ=1,000,000円

2. 審査員への謝金

事業の効果や客観性を担保するために、専門家に審査を依頼する。

@22,000円×2人×2回 = 88,000円

(5) 商店街防犯カメラ設置補助金

利用者が安心して買い物できる環境を向上させるため、商店会が行う防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助する。

市内各所の商店街は、商品やサービスの提供の場であることを超えて、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を担っており、地域の住民が安心・安全に生活できる環境の維持に大きく貢献している。

そこで、犯罪の目撃及び抑止を狙った防犯カメラの設置により、身近で快適な商店街づくりを目指すことを目的とする。

1 商店会：補助限度額250万円

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 商店街防犯カメラ設置補助金事業に関する有効性評価について

市は、商店街における犯罪又は事故を防止することを目的として防犯カメラを設置する商店街に対して防犯カメラ設置補助金を交付している。

商店街防犯カメラ設置補助金に関する事業の有効性を評価するに際し、「防犯カメラの設置台数」を定量的に把握していることに加え、商店街担当者から口頭によりシャッターへの落書きやいたずら等が減った等をヒアリングにより把握している。

補助金交付事務においては、補助金交付によって生じる効果をいかに測定するかが重要であり、そのためには適切な成果指標の設定が必要である。防犯カメラの設置によるアウトカムは、直接的には犯罪件数の減少等を把握・評価することが望ましいと考える。

警察白書等で軽犯罪事件の検挙数を把握することや近隣の所轄警察署において商店街が存在する地域単位に犯罪検挙数等の有用な情報を入手できるものと考えられる。

本事業の有効性評価においては、防犯カメラの設置台数だけでなく、その効果として、防犯カメラの設置台数と犯罪件数の比較を実施するなど、その関連性を分析することを通じて、補助金事業の効果測定が有効に行えるようにされたい。このため適切な成果指標の設定を行うことが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(2) 商店街振興事業に関する有効性評価について

市は、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業を円滑に実施し、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図ることを目的として、商店街の振興にかかる事業を実施している。

事務事業評価において活動指標として、「補助金交付件数」や「補助金交付額」が規定され、また、商店街振興事業における事業の有効性評価の指標(成果指標)は、「商店街におけるイベント回数」とされている。

	指標名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動指標	補助金交付件数	件	60	63	65
	補助金交付額	円	46,517,000	39,039,000	40,401,000
成果指標	商店街のイベント回数	回	58	60	63

本事業の目的が、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業を円滑に実施し、中小小売商業の経営の近代化を促進すること等により、商店街の振興を図ることからすると、「イベント回数」のようなアウトプット指標に加えて、本事業が実施された結果として商店街の活性化がどの程度なされたかといった、具体的に事業の実質的な効果を測定できるアウトカム指標を設定して評価することがより適当であると考ええる。

例えば、各商店街に所属する商店における売上高の増加率等を評価指標とするのが一案である。市は、各商店街より売上高推移の情報を入手しており、これに加えて、各商店又は、商店街が所属する商店を取り纏めた結果である商店街全体としての売上高増加率などのアウトカム指標によって効果測定することが望ましい。

また、効果の測定は、各商店街が独自の方法によるのではなく、市が率先して適切な目標設定方法を提案し、各商店街又は商店街に所属する各商店に対して必要な実績の把握を行うなどの対応が必要である。

更に、その成果を適切に評価するため、市は商店街さらには商店街を通じて商店に効果測定のために必要な指標情報を伝達して、全ての商店街から同質の実績データが入手できるよう率先することが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(3) 補助金の有効性に関する評価について

商店街に対する補助金として、「八王子市はばたけ商店街事業補助金」「八王子市輝く個店グループ支援事業補助金」「八王子市商店街防犯設備整備事業補助金」の制度がある。

補助金の予算は60,000千円程度で、令和元年度の交付実績は65件、40,401千円となっている。市内各商店街が行うイベント事業(63件、36,663千円)や、施設整備等を中心とした活性化事業(2件、3,738千円)に対して、「八王子市はばたけ商店街事業補助金」が交付されている。

商店を地域コミュニティの中心にして、商店街の活性化に繋げるための補助金であり、補助金の利用件数も多く有用な制度と考えられる。

しかし、事業の最終目的としている「中小小売商業の振興を図る」ことにイベント事業に対する補助金がどの程度有効であるか分析し評価することが望ましいと考える。

補助金の効果の評価することは難しい面もあると考えられるが、例えば商店の売上増加等の傾向を把握し、補助金の有効性を数年毎に評価することが必要である。

(意見)

(産業政策課)

(4) 商店街に関連する補助金の所管課について

商店街に関連する事業の所管課は、以下の表などのおり、商店街を所管する産業政策課と、中心市街地を所管する拠点整備部市街地活性課で、所管やサービスの範囲が異なっており、利用者側からみてわかりにくい状況にあると考えられる。

事業	内容	所管課
はばたけ商店街事業補助金	市内商店街（中心市街地含む）の振興のため、市内各商店街等の行うイベント事業や施設整備などを中心とした活性化事業に対して、一定割合での補助	産業政策課
空き店舗改修費補助金	「中心市街地」にある空き店舗を活用して出店し、中心市街地の活性化・にぎわいの創出に寄与する取組を行う事業に対し、店舗の改修にかかる経費の一部を補助	拠点整備部市街地活性課
市内商店街空き店舗情報	市内（中心市街地以外）の空き店舗情報を八王子市公式ホームページ上に公開し、空き店舗利用希望者に情報提供	産業政策課

所管を区域で分ける・業務で分ける等、それぞれメリットデメリットあると思われるが、必要に応じて見直しの実施が望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(5) 地域連携型商店街事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実績なしとのことであるが、商店街は地域の祭りやイベントの運営、小中学生を対象とした職業体験の場の提供など、地域コミュニティと緊密な関係を築いている。

今後、本事業を一層有効に実施していくために、商店街と他の地域団体双方のニーズを聞き、オーガナイズする専門人材の配置が必要ではないか。

あるいは八王子市市民活動支援センターや教育委員会など、地域団体、学校等の所管部署においても本事業を周知することが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(6) はばたけ商店街事業補助金の実績報告の添付資料について

商店街からの実績報告書の添付資料として「備品台帳」*と称されるものが提出されている事例が見られた。

この「備品台帳」*は、他の案件の実績報告書では見られなかった添付資料であり、商店街が自主的に添付した資料と考えられる。

この「備品台帳」*は、翌年度（又は次回）に繰り越して使用できる物品を把握し、翌年度（又は次回）の補助対象経費から除外するために有用と考えられる。

*ここでの「備品台帳」は、一般的に会計や税務において採用される取得価額が10万円以上の物品を対象として記述しているものではなく、また「備品台帳」という名称に拘るものでもない。

現在、市が用意する「別紙2事業経費別明細（イベント用）」には物品に関する事項は触れられておらず、全て経費として取扱うことが前提とされている。

「別紙2事業経費別明細（イベント用）」において「備品台帳」*に関する規定を設け、翌年度（又は次回）に繰り越して使用できる物品を把握することが望ましい。

（意見）

（産業政策課）

(7) はばたけ商店街事業補助金額について

はばたけ商店街事業補助金の補助限度額について、補助金交付要綱を閲覧したところ、イベント事業について、八王子市中心市街地商業等活性化基本計画の区域内に位置する商店街等は66.6万円、それ以外の区域に位置する商店街は80万円であり、区域内外で補助限度額が異なる設定となっている。

これは、東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金ではなく八王子市独自の設定であるが、平成15年当時、資金的にも会員数的にも、中心市街地に比べてそれ以外の区域は体力不足であるとの認識から、中心市街地よりもそれ以外の区域の補助額を増額したとのことである。

しかし、決定から15年超経過していること、また、中心市街地のほうが集客性や規模も大きく、イベント事業の規模が大きくなること等を勘案すると、必ずしも当時の決定が現在も適切な設定とは限らないと思われる。

今後において数年に一度程度は、補助設定内容含む補助金制度について、評価・見直しを図る必要がある。

（意見）

（産業政策課）

(8) はばたけ商店街事業補助金の申請時期について

はばたけ商店街事業補助金は、東京都の東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金の制約により、毎年3月に、上期補助金と下期補助金の申請が必要となっている。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であり、先行きの見通しは難しいなかで、3月頃に、12月や1月実施のイベント事業の申請を行うのは、適当ではないと見受けられる。

実際に、令和2年3月申請分には、クリスマスイルミネーション事業が見えられたが、令和2年12月下旬は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言の再発令直前であった。

イルミネーションが灯る夜の時間帯の営業は自粛が求められるタイミングであり、イルミネーションの点灯はなされるものの集客効果には繋がらなかった可能性が高いと推察する。

申請したイベント事業は、期中に変更が可能であるが、実務上、商店街側・行政側、各々の状況を推察すると、期中の変更の実現は困難と見受けられ、補助金申請のタイミングが遅ければ、日中営業事業のイベントの検討がもう少し可能であったのではないかと考える。

産業政策課でも、申請時期について、都に申し入れを行っているとのことである。

都への交渉は簡単ではないと思われるが、東京都全体同様の状況であり、引き続き弾力的な企画ができるよう、働きかけを行うことが望ましい。

(意見)

(産業政策課)

(9) 商店街振興組合法に基づく八王子市長の処分に係る基準等に関する要綱に従っているかの年1回検証資料の閲覧結果について

産業政策課では、商店街振興組合法に基づく八王子市長の処分に係る基準等に関する要綱に従っているかの検証にあたり、決算関係書類について精査事項を記載したチェックシートを用いて検証を行い、発見事項をとりまとめている。

検証の結果、発見された不備事項は、軽微な場合は、翌年度までに訂正するよう促しているとのことである。

サンプルで用意された令和元年度の3商店街の検証資料を閲覧したところ、商店街ごとにチェックシートに従い、26項目について精緻なチェックが行われ、以下等の発見事項がとりまとめられていた。

処理状況	発見事項	該当の商店街
事業報告書「④組合員数、出資口数、出資一口の金額が記載されているか」	組合員数、出資一口の金額が記載されていない。	1商店街
収支予算書「⑩繰越損失のある場合は収支予算において、損失補填予算がたてられているか」	損失補填予算がたてられていない。	3商店街

しかし、該当の商店街について、いつ不備が発見され、いつ不備が補填されたか質問及び確認したところ、特段フォローアップの管理はなされていない状況と見受けられた。

検証の結果、発見された事項の適切なフォローアップがなされる体制まで構築されていない状況は、検証体制としては不十分である。

また、少なくともチェック項目記載事項の漏れは、軽微とまではいえず、数年フォローがなされず放置される場合など、商店街として補助金受給が適格な組織であるかにもかかわる可能性もある。

不備の程度・不備の程度に応じたフォロー期限の設定・フォロー結果の確認など、発見事項について適切なフォローアップ体制の構築が必要である。

なお、本監査では、サンプル先の商店街のいずれも発見事項がある状況であったが、サンプル先を増やしての監査は行っておらず、全商店街の発見事項の状況は確認していないことを補足する。

(意見)

(産業政策課)

(10) 商店街防犯カメラ設置補助金について

商店街防犯カメラ設置補助金は、商店街の安全・安心に貢献することを目的とする補助金である。

市内では、平成25年に、6,000件もの犯罪が発生している。地域の防犯意識の高まりにより、町会・自治会や商店会など自主的な防犯活動が積極的に行われ、地域の目が犯罪防止の一助になっている。しかし、人による防犯活動は時間や範囲などに限界があるが、それを補完するものとして防犯カメラが導入されるようになってきた。

防犯カメラは、24時間稼働することができ、防犯カメラで記録された映像は、そこで犯罪が起こった場合の状況証拠ともなり、犯罪捜査に有効である。(八王子市ホームページから一部修正して記載)

このように平成25年以降防犯カメラの設置が進んできているが、商店街においては44商店街中、17商店街に防犯カメラが設置されている状況であり、いまだ設置比率が低い。

産業政策課では、防犯カメラ設置の実施・運営にあたっては、防犯課、協働推進課と連携し無駄な設置(同じ街路灯に2基設置など)とならないよう調整を行ったり、市内3警察署の生活安全課からも指導も受け、防犯上の面からも検討を行っているものの、防犯それ自体は産業政策課の直接的な役割であるわけではない。

いまだ商店街の防犯カメラ設置が進んでいない現状に対して、防犯上の懸念の有無、改善策の要否、役割の明確化等をさらに検討する必要がある。

(意見)

(産業政策課)

(11) 補助金資料の閲覧結果について

はばたけ商店街事業補助金（20件）、商店街賑わい復活補助金（3件）、中小企業退職金共済掛金補助金、福利厚生促進奨励金補助金の計25件について、申請時の提出書類一式、実績報告及び領収書など添付資料一式を閲覧した。

その結果、重大な発見事項はなかったが、以下の気付事項があり、今後、工夫や改善が望ましい。

<気付事項>

はばたけ商店街事業補助金：
<ul style="list-style-type: none">「イベント事業のために随時雇入れた短期雇用者の賃金」は補助対象経費であるものの、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族に対して支出する経費」は補助対象外経費であると規定されている。『商店街関係者及びその同居する親族』に対するものかそうでないかの判断は、口頭で利害関係者でないことが確認できれば足りるとのことだが、資料上、確認結果を補記する等が必要補助対象となる経費は、実績額に対して補助される。例えば、商品券の場合、産業政策課での検証作業は、当初用意したくじ引き件数、実際に引かれたくじが引かれ交付された件数、実際に商品券が使用された件数、各店舗での商品券使用代金受取の領収書といった種々の資料が厳密に確認されており事務負担は相当と見受けられるが、一方、商品券の利用実績は商店街会員内で簡単に共謀も可能と見受けられ、確認の事務負担と検証効果が必ずしも見合っていないと感じられる。商店街の決算書関係書類の一環として専門家経由での資料提出、あるいは、物品景品にとどめるといった補助金検証コストも視野に入れた補助内容とするなど、検証事務負担軽減に向けた工夫が望ましいイルミネーション等の設置作業費が八王子外事業者によるものが見られる。補助対象を八王子市内業者に限るなどの対応も一考
商店街賑わい復活補助金：
<ul style="list-style-type: none">会員数に基づく補助金だが、会員数資料の年月日が平成28年のものであった。口頭で変更ないことは確認したとのことだが、後日、再提出させる等の対応が必要

(意見)

(産業政策課)

第4章. 新型コロナ対応

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度では、以下のような新型コロナ対応の各種事業に対して補正予算を急遽編成して対応策を実行している。

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急対応中小企業者支援事業

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者向け個別相談対応業務委託料

主な経費 専門家謝金 1回あたり10,000円×100件×4回
※1事業者あたり4回まで利用可能

想定される相談内容

雇用調整や解雇、休業補償等の雇用問題や労務管理に関する相談対応
雇用調整助成金、持続化給付金等の申請支援
資金繰り相談等

新型コロナウイルス感染症の影響により、急激な売上の減少などの大きな影響を受けている中小企業・小規模事業者を対象に、緊急経済対策事業を実施し、事業維持・継続の支援を行っている。

(2) 中小企業者パワーアップ補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を対象に、同感染症の影響による窮地からの脱却及び更なる経営力向上を促進するため、中小企業者が行う新商品や新サービス等の開発及び販路開拓に係る費用の一部を補助する。

(3) 事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて極めて厳しい経営環境にある「宿泊」「交通」事業所のほか、30%以上の減収となった飲食料品又は生活必需品を取り扱う事業所を対象に定額の支援金を交付する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、東京都から休業等の要請のあった業種と同様に休業したが、東京都感染拡大防止協力金の対象外となった飲食店を対象として休業日数に応じた支援金を交付するとともに、観光・MICEの継続に関わる事業所に対し、支援金を交付する。

(4) テナント家賃緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等により、家賃支払いが大きな負担となっている中小企業者の事業継続を支援するため、国が実施する中小テナント向け家賃補助金制度について、その自己負担分を上乗せ補助し、中小企業者の負担軽減を図る。

(5) 商店街賑わい復活補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商店会の維持と、新型コロナウイルス感染症終息後の商店街の賑わい創出につなげるため、感染症対策等の取組を行う商店会に対し加盟店舗数に応じて補助を行う。

(6) プレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）

新型コロナウイルス感染拡大により、落ち込んだ消費の回復を図るとともに、接触機会が減少するキャッシュレス社会の構築を推進するため、プレミアム付き商品券をデジタルによるポイント還元及び電子商品券のキャッシュレス対応と紙での商品券発行対応の二本立てで実施する。

2. 監査の結果、指摘及び意見

(1) 中小企業者パワーアップ補助金について

新型コロナウイルス感染症緊急対応中小企業者支援として、「中小企業者パワーアップ補助金」事業が実施された。

そのうち、「ア 新製品・新サービス等の開発及び販路開拓支援」は令和2年度に申請件数は198件であり、補助額は合計209,385,420円であった。

1件当たりの補助金交付額は、平均約1,057,502円となっている。

本事業は、中小企業・小規模事業者自身が企業支援課に申請する仕組みとなっており、企業支援課では申請前の相談への対応、アドバイスも実施したとのことである。

既存の事業では接点のなかった事業者からの相談、申請もあり、新たな企業との接点ができた点は、今後の産業振興事業において役立つ点があったと評価できる。

また補助金の交付方法は概算払いと事業実施後に交付する方法とがあったと聞いているが、補助金の申請や使途に不正はなかったという点も、緊急の事業において評価できる点である。

本事業は新型コロナウイルス感染症対応事業として緊急性が高い事業であるが、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の発生は継続している状況にあり、今後も感染再拡大の可能性は排除できないことから、今回、補助金を受給して新製品・新サービスを開発あるいは販路開拓を行った事業者のうち好事例（ベストプラクティス）をとりまとめて公表し、補助金を活用していない中小企業者も参考とすることができるよう、情報提供することなどを検討することが必要である。

また、緊急事態宣言による飲食店等の営業時間短縮や酒類の販売停止要請は、当該飲食店のみならず、酒類卸売業や食材卸売業、リネンサプライなどの関連業種にも及んでいるが、こうした業種では新規事業開発や新製品開発を独自に実施することは困難であり、製造業や小売業など他業種との連携による事業実施も視野に入れた制度を用意することが必要である。

(意見)

(企業支援課)

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急対応消費回復支援、プレミアム付商品券事業について

新型コロナウイルス感染症緊急対応消費回復支援として行われているプレミアム付商品券事業に関して、事業に参加した店舗等の効果や不満に対する事後アンケート調査のとりまとめを見ると、デジタル版ではシステムの反応が遅いことや、決済完了までに時間がかかることが指摘されている。

また紙ベースでは、商品券の換金手続きに手間がかかることが指摘されている。

次回プレミアム付商品券を発行する際には、商品券を利用する消費者及び事業参加店舗の利便性を高めるため、このような点を改良する必要がある。

また売上増加した店舗等について、顧客への周知の方法や商品券の券面金額（1,000円）に対応した（おつりの出ない金額の）セットメニューや商品の提供等の工夫について情報を把握し、商品券があまり使われなかった店舗等への情報提供を行う必要がある。

（意見）

（産業政策課）

(3) 新型コロナウイルス感染症緊急対応消費回復支援、プレミアム付商品券事業の決定稟議及び実績報告について

新型コロナウイルス感染症緊急対応消費回復支援のためのプレミアム付商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ消費の回復を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から接触機会を減少させる社会の構築に向けてキャッシュレス化の推進に寄与することを目的とした、予算総額約17億円という大きな規模の事業である。

しかし、当該事業の決裁を確認したところ、この予算で当該事業を行うことにより、どのような定量的な効果を得ることを意図するのかが必ずしも明らかではなかった。

また、実績報告における効果の測定を確認したところ、取扱店舗に対するアンケート調査結果1枚あるのみで、例えば、使用店舗の業種・規模別利用構成状況、キャッシュレス化推進比率などのような定量的評価は行われておらず、若干の定性評価のみの記載にとどまっていた。

プレミアム付商品券事業は、予算17億円事業の活動であることを考慮すると事業にかかる効果の測定として十分とはいえない。

かかる大規模事業にあたっては、定量的な目標値の設定や、活動の実績及び効果に関する定量的な測定や評価を行い、課題を明らかにすることで今後の改善を図り事業の最適化を図るようなP D C Aを回転させることが必要である。

(意見)

(産業政策課)

第5章. 内部統制体制とリスク管理

監査の結果、指摘及び意見

(1) 内部統制体制の整備運用及びリスク管理の充実強化について

地方自治法改正により、令和2年4月以降、都道府県、政令市において内部統制体制の整備、運用が義務付けられた。

中核市である八王子市では、自治体の内部統制体制の整備等については努力義務となっているが、今年度においては内部統制体制整備等の一環として財務関連分野のリスクに特定してリスク管理に取り組むことになった。

ここで、内部統制の中心となるリスク管理は重要なリスクを未然に防止する有効な管理手法である。

行政のリスクについて、適切な行政サービスの実施を妨げる疎外要因と定義することになる。

このようなリスクを低減させ、より適切にコントロールをするためには、リスク管理を次のようなプロセスで実施することになる。

市に関連するリスクに対して網羅的な洗出しを行い、そのうち重要なリスクは何かを評価し、重要性の高いリスクに関する対応策と役割分担をあらかじめ計画し、ルールを明確化し、関係者に周知し、最終的にモニタリングを行い、課題があれば改善を行うというプロセスを回転させていくことになる。

市では、内部統制体制の整備等に関する努力義務の一環として、財務に関連するリスクの洗出し、重要リスクの評価、リスクシートの作成、対応策と役割の明確化、規定の策定、関係者への周知徹底などリスク管理の整備を現在進めているところである。

産業振興部の産業政策課、企業支援課等においても、内部統制体制の整備、リスク管理の導入を行うべく取り組んでいるところである。

内部統制体制の整備やリスク管理を導入することにより、重要なリスクに関する対応策を事前に検討することにより、事務処理が適正化されるとともに重要なリスクが顕在化する可能性を低減させ、行政サービスの適正な実施が可能になる。

一方で内部統制体制の整備運用やリスク管理を実施することは、日常業務を行う市の職員にとって、一定の労力を伴うことも考えられる。

しかし、リスク管理の実務がいったん定着すれば、安定的に業務をより適切に行うことが可能になっていく。

また中期的に次のステップとして、リスク管理の対象を財務以外の業務分野にも適用を拡大することにより、市内外のあらゆる重要なリスクを低減させ、長期安定的に市の業務を行うことが可能になるため、今後の重要課題として検討を継続していくことが望ましい。

(意見)

(公文書管理課)

(2) サイバーシルクロード八王子入会時の反社会的勢力の排除について

市は、八王子市暴力団排除条例を定め、「市民、事業者及び警察その他の関係機関と連携を図り、及び協力を得て、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」責務を負っている（八王子市暴力団排除条例第4条）。

サイバーシルクロード八王子の事業では、入会申込みの案内に反社会的勢力の入会を防止する記載がなく、また、入会申込みフォーム、申込書FAX等において、申込者が反社会的勢力でないことの確認ができない様式となっている。

反社会的勢力がサイバーシルクロード八王子に入会できないようにして、また、暴力団排除の責務を果たす上においても暴力団排除条項を盛り込んだ様式に見直すことが必要である。

（意見）

（企業支援課）

(3) 中小企業における休廃業と的確な対応について

東京商工リサーチのTSR情報（令和3年2月1日）によると、「2020年（1-12月）に東京都多摩地域で休廃業・解散した企業は、1,396件（前年比24.2%増）だった。平成12年に調査を開始以来、最多を記録した。一方で、令和2年の企業倒産は、各種資金繰り支援策が奏功し、196件（前年比6.7%減）と低水準だった。休廃業・解散と倒産の合計は1,592件で多くの企業が事業を辞めており、倒産が抑制されているなかでも後継者難やコロナ禍によって事業継続を諦めるケースは高水準で推移している。」とされている。

全国ベースでも、「2020年1月から12月に全国で休廃業・解散した企業は、4万9,698件（前年比14.6%増）だった。」「2000年に調査を開始以降、最多を記録した。」とされている。

このような休廃業の主な原因としては、後継者不足や適切な事業承継が十分に進んでいないことがあげられる。

このようなコロナ禍における休廃業拡大については、リスク管理の観点から十分な状況分析を行い、事前のよりの確な対応策を検討するとともに、東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センターなどの信頼しうる専門組織と連携し更なる有効活用を図り、関係団体に周知徹底を図り、その他必要と認める対策を講じることにより、可能な限り休廃業リスクの拡大に備えることが必要不可欠となる。（より詳細な対応策については、第三編。監査の結果、第1章。第2節。第2項。中小企業等の活性化支援を参照されたい。）

（意見）

（企業支援課）

第6章. ICT関連

監査の結果、指摘及び意見

(1) 産業政策、企業支援における電子申請の適用範囲の拡大について

産業政策、企業支援に関わる補助金の申請については、一定の電子化対応は図られているものの、現状は紙やワード・エクセル等で作成された申請書での受付が中心である。紙での申請手続は、データ処理の非効率、再入力等によるデータエントリーエラーを引き起こすリスクが存在する。

申請手続のデジタル対応については、申請書を電子ファイル化しているにとどまっており、今後さらに積極的に推進することが必要である。

具体的には、現在、経済産業省が展開している、補助金申請システム（Jグランツ）、東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して住民サービスの向上と行政の高度化・効率化を図ることを目的として平成17年1月より開始された東京電子自治体共同運営協議会による電子申請サービスの活用が望ましいが、市の運営管理システムとのインターフェースが不十分（本人確認が必要となる手続において、スマートフォンからマイナンバーカードを利用した本人確認が不可能など）なため、現場ベースでの活用が進んでいない。

電子申請等、デジタルプラットフォームの業務への活用のためには、国・都・基礎自治体の縦割り行政を解消するための相互連携が必要であるが、自身の組織のサービス提供ができていない段階で終了している状況の後の進展が思わしくない。

多額な投資が行われたプラットフォームの活用のため、現実的なサービス提供の実現を促進するために活動をさらに推進することが望ましい。

その際には、電子データの相互利用が進んでいる企業等の事例を活用することが有効である。

(意見)

(産業政策課、企業支援課、デジタル推進室)

(2) 産業政策、企業支援におけるウェブ会議、オンライン研修の積極的活用について

コロナ禍において、関係者の安全性確保、市の活動継続性の確保、市の情報セキュリティ確保をするためには、以下の施策が必要である。

オンライン研修は、サイバーシミュレーション等ですでに活用が進んでいるが、市の必要と考える研修を継続的に実施するためにも、市がウェブ会議の主催者となり、より積極的なオンライン研修を活用することが必要である。

産業振興部の産業政策課、企業支援課においては、コロナ禍において、あるいはアフターコロナを見据えて、十分な情報セキュリティに留意しながらも、市外部の関係者との活発な意見交換や協議に対して、より積極的なウェブ会議を活用することが必要である。

産業政策、企業支援においては、市の担当部署、商工会議所等の団体、企業、大学等の連携が必須であるが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環で対面コミュニケーションが制限され、現状は会議やイベント等の開催が自粛、縮小傾向にある。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のみならず、移動時間、対面会議準備等の効率化のためにも、デジタルコミュニケーションツールの活用が必要になってきている。

ウェブ会議やオンライン研修の活用については、現在の取組がまだ十分とはいえ、今後さらに積極的に推進することが必要であるが、そのためには利用頻度をあげることにより、実務適用上の問題点を検出し、対応施策を検討するというサイクルが必要である。

産業政策や企業支援に関わる活動そのものを自粛するのではなく、十分な情報セキュリティ確保に留意しながらも、デジタル技術を活用し、活動施策においてデジタル技術の積極的な利用頻度の増加に取り組むことが必要である。

(意見)

(産業政策課、企業支援課、デジタル推進室)

(3) サイバーセキュリティ対策について

デジタル技術の利用頻度が向上すると、経済性、効率性、有効性、いわゆる3Eの改善が図られる傾向があるが、一方で情報セキュリティのリスクが増大することになる。情報セキュリティの中でも、サイバーセキュリティの脅威がオンライン業務の拡大に伴って増大している。

特に電子メールを使ったサイバー攻撃が増加している。

平成27年に日本年金機構に対し標的型メール攻撃があり、個人情報が増えいするという事件を受けて、当市において訓練を実施した。

標的型メール攻撃に対する技術的・根本的な対策として、国の「地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業」を活用し平成29年3月に機密情報を取り扱う行政情報ネットワークと、メールやインターネットを使用するネットワークの分割を行った。

この施策により、行政情報端末でインターネットを閲覧する場合、インターネット専用の仮想環境で動作しているブラウザ経由となり、不審なウェブサイトを閲覧しても行政情報端末がコンピュータウイルスに感染することはなくなった。

また、メールについても、メール内のリンクが不審なサイトのリンクだった場合でも仮想環境上のブラウザで確認できるため行政情報端末がウイルスに感染することはなくなった。また添付ファイルをダウンロードする場合にはウイルス等を除去する無害化を行ってからでない取り込みできない仕組みとなっている。

このようなセキュリティ対策の強化を行ったことから平成29年度以降の訓練は実施していないとのことである。

しかしながら、昨今の標的型メールは巧妙さを年々向上させており、審議の判別が困難なサイトへの誘導などユーザーをサイバーセキュリティリスクへ誘導するテクニックが採用されている。

新しいサイバーセキュリティ対策では技術的対応はどうしても後追いになるため、情報セキュリティ機構等により、職員に対する啓蒙や訓練を毎年継続的に実施することが求められている。

現段階において、市のネットワークは情報系と業務処理系が分離されており標的型メール攻撃は原理的に起こりえないとの判断をしているが、年々巧妙化する攻撃に対応できるよう職員に対する意識啓発は重要であることから情報セキュリティ研修の内容は毎年充実・改善していく必要がある。

(意見)

(産業政策課、企業支援課、デジタル推進室)

(4) ITガバナンスの必要性について

市で推進しているITセキュリティ統制は「制度整備」に関してはITガバナンスを考慮したセキュリティ施策を考慮したものになっている。

一方で「運用統制」については各部署に管理を分散している。これは現場密着型による実務運用を重視するスタイルを採用することにより産業政策や企業支援の実務を有効かつ効率的に遂行できる一方、内部統制の全般統制としてガバナンスの統制力としては弱点となる。

リスク管理という観点から、現在における情報セキュリティ対策は、年々困難さが増していると同時に行政のデジタル化の進展に伴い、情報セキュリティ対策の範囲と深度が高まっている現状からは、企業や個人との接点が多い、産業政策・企業支援においてITガバナンスの基本的な考え方である組織全体的な均質的統制という方向性に徐々に切り替えて行くことが望ましい。

(意見)

(デジタル推進室)



(八王子市ホームページより引用)

(5) システムの導入や改修にあたっての検討の強化

市には「情報セキュリティ対策基準」が策定されており、各事業所管課において、仕様書の作成にあたり、必ず本対策基準の確認を実施している運用がなされている。

システムの導入や改修にあたっては、「情報セキュリティ対策基準」との整合性に加え、その経費や内容が適正であるかの協議を充実する必要がある。

(意見)

(産業政策課、デジタル推進室)

(6) 産業政策課、企業支援課における民間企業との連携について

産業政策課、企業支援課における活動については、先端的企業との連携が有効であるが、現状では商工会議所の活動に依存する部分が多い。

現在の産業政策においては、シェアリングビジネス（ITを利用した資産や人的資源の効率的活用）、サブスクリプション（月額固定料金サービス）、ソーシャルビジネス（社会的な課題を解決するための事業）等の新しいビジネスモデルの活用が有効であるが、現状では具体的な取り組みが不足していると考えられる。このため、今後さらに積極的に新しいビジネスモデルの積極的活用を図るべきである。

(意見)

(産業政策課、企業支援課)

第4編 用語解説

第4編. 用語解説

当該八王子市包括外部監査の結果報告書に関する用語解説は、以下のとおりである。

なお、当該用語解説は、「産業振興マスタープラン【第2期】」に基づき作成している。

【あ】

IT（あいてい）

情報技術。Information Technology（インフォメーション・テクノロジー）の略語。

イノベーション

科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新のことを指す。（「第3期科学技術基本計画」平成18年3月閣議決定）

日本語では「技術革新」と訳されることが多いが、言葉を生み出した経済学者シュンペーターの定義では、技術だけでなく新市場の開拓や、新しい経済組織まで含まれた概念。

インキュベーション施設

インキュベーションの本来の意味は、「孵化（卵をかえすこと）」。起業家やベンチャー企業に対し、低廉な賃料で事業スペースを提供する等により、企業活動を支援する施設。

HFA（えいちえふえー）

正式名称は「Hachioji Future Association（はちおうじふゅーちゃーあそしえいしょん）」。サイバーシルクロード八王子の中小企業向け後継者育成セミナー「はちおうじ未来塾」の卒業生による組織。卒業後においても、後継者にとって必要な学びの場を自ら作り研鑽し、将来の八王子産業の活性化と発展を目標に活動していくことを目的に、勉強会等による自己研鑽活動や、他地域、他の団体との交流等の活動を展開。平成21年12月発足。

援農ボランティア

農業に興味のある市民を募り、農作業の手助けを行うことで農業者の高齢化や担い手不足等から起きる未利用農地の発生を防ぎ、農家が安心して営農ができる環境を創るとともに、農業に興味のある市民に対しても余暇利用の場を提供している。

【か】

川口土地区画整理事業

「八王子市都市計画マスタープラン」に基づき、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、自然環境に十分配慮しながら圏央道の整備効果を活かした広域物流拠点として整備されるもの。予定地は、圏央道八王子西インターチェンジ北側の、川口町、上川町、西寺方町、美山町地内。圏央道のネットワークを活かした、広域物流、中継、地域配送機能の導入を想定。

企業立地支援条例

雇用機会の創出や税収の確保を図るため、ものづくり産業・物流系産業・商業・事務所を行う事業者が、市が定める立地促進地域に、事業所を新設・拡張した場合、奨励金を3年間交付する制度。（平成16年度制定）

圏央道

正式名称は「首都圏中央連絡自動車道」。首都の中心から半径約40～60kmの位置に計画されている自動車専用道路。東京郊外の都市と都市とを結び都市の連携を高めるとともに、東名道・中央道・関越道・東北道等の放射線状の幹線道路を連絡して、首都圏の広域道路網を形成し、都心への通過交通の迂回ルートとなる。

広域多摩地域

首都圏の西部に位置し、国道16号線沿線を中心とした埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県県央部にまたがる産業集積地域。

関東通商産業局（現・関東経済産業局）の「広域多摩地域の開発型産業集積に関する調査報告」（平成9年6月）では「広域多摩地域は、東京多摩地域から、神奈川県県央部、埼玉県南西部に広がる地域である」とし、調査対象とした市町村名を挙げているが、広域多摩地域の範囲として絶対的なものではないとしている。

コンテンツ

「内容」「中身」「書籍の目次」を意味する英語 (CONTENTS)。日本語では例えばテレビという「機器」に対し、その機器に映る放送局が作っている「番組」のように、人間が観賞するひとまとまりの映像、画像、音楽、文章、あるいはそれらの組み合わせによる「情報」を意味することが多い。具体例としては、ニュース、小説、映画、テレビ番組、歌、ビデオゲーム、マンガ、アニメ等。デジタルデータ化されたものをデジタルコンテンツ等と呼ぶ。

コンベンション

集会、会議、博覧会や見本市などの大規模な催しを意味する英語 (c o n v e n t i o n)。そのような会議や催しのための施設をコンベンションルーム、コンベンションホール等と呼ぶことがある。また、大規模な学会や国際会議、展示会をメインイベントとし、その前後に懇親会や関係施設の見学会を行ったり、参加者が周辺を観光することを指して、ビフォーコンベンション、アフターコンベンションと言う。

【さ】

サイバーシルクロード八王子

平成13年10月に八王子市と八王子商工会議所の連携により、地域内の豊富な資源を活用し、魅力ある産業都市“八王子”の形成に向け組織された産業活性化組織。設立当初の正式名称は「『首都圏情報産業特区・八王子』構想推進協議会」であるが、現在の正式名称は「サイバーシルクロード八王子」。

生産年齢人口

年齢で15歳以上65歳未満の人口を「生産年齢人口」という。一方15歳以上で、現に就労状態にある人と完全失業者の合計を「労働力人口」という。例えば、40歳の家庭の主婦(夫)で、仕事についておらず仕事をする意志の無い人は、生産年齢人口には入るが、労働力人口にはカウントされない。一方80歳で現在仕事をしている人は、生産年齢人口には入らないが、労働力人口としてはカウントされる。

セレオ八王子

株式会社JR中央線コミュニティデザインがJR八王子駅の南北の駅ビルで展開する商業施設。アルファベットで「CELEO八王子」とも表記する。CELEOは中央線を意味するCentral Lineと、中央線のイメージカラーであるOrangeからなる造語。JR八王子駅南口再開発竣工に先立つ平成22年10月に現在の南館が「CELEO八王子」としてオープン。平成24年10月にそごう八王子店撤退後の北口駅ビルを活用して「CELEO八王子北館」がオープン。同時に南口の施設は「CELEO八王子南館」と呼称することとなった。

【た】

大学コンソーシアム八王子

八王子市周辺部を含めた25大学等、八王子商工会議所、八王子学園都市推進会議、八王子学生委員会、公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団、公益財団法人大学セミナーハウス、八王子市が加盟し、高等教育の充実、地域社会の発展並びに地域の国際化を目指すなど魅力ある学園都市の形成に向けた中心的役割を担うことを目的に平成21年（2009年）に設立された組織。

TAMA協会（たまきょうかい）

正式名称は「一般社団法人首都圏産業活性化協会」。埼玉県南西部、東京都多摩地域及び神奈川県中央部等に広がる地域を技術先進首都圏地域（Technology Advanced Metropolitan Area=TAMA）と呼び、この地域の企業の研究・開発部門や理工系大学等の集積を背景に交流を活発化し、同地域の中堅・中小企業の製品開発力の強化と市場の拡大、並びに新規創業環境の整備等を図ること等により、日本経済の健全な発展に寄与することを目的として設立された法人。

TAMA-TLO（たまたいーえるおー）

正式名称は「タマティーエルオー株式会社」。TLOはTechnology Licensing Organizationの略。「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に基づく認定技術移転機関。産学連携のため大学が保有する発明の権利（特許）を民間企業にライセンス（使用を許諾）し、その使用料を大学や研究者に配分する。前述したTAMA協会の活動の一環として設立した。TAMA地域（TAMA協会の解説参照）の大学の研究成果を活用して新事業、新製品を創出することにより、この地域の大学と産業を活性化することを目的とする。

地産地消

「地場生産－地場消費」の略。「地元で採れた生産物を地元で消費する」の意味。消費者の食に対する安全志向の高まりを背景に、全国的に取り組みが展開されている。

東京都立多摩産業交流センター

八王子市明神町の旧都立産業技術研究センター八王子支所の跡地に、東京都が建設している施設。東京都の2020年の東京アクションプログラム2013においては、「多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的産業交流の中核機能を担い、都域を越えた産学・産産連携を促進する交流拠点を八王子市に整備する」と記述している。

【は】

八王子インフォメーションセンター

平成24年10月20日に、JR八王子駅北口前広場にオープンした観光・まちなかを中心とした案内所。利用者は一日平均約300人（平日約250人。土日祝日約400人）

八王子駅南口地区市街地再開発事業

都市機能の拡充と魅力ある都市環境を創出し、八王子駅の南の玄関口にふさわしいまちなみを整備することを目的に、商業・業務・公共公益施設・住宅・駐車場等で構成される複合ビル（サザンスカイタワー八王子）の建設とともに、駅前広場・とちの木デッキ等の公共施設整備を行った。＜平成22年秋竣工＞

八王子市基本構想・基本計画

「基本構想」は市の将来を見据えたまちづくりの目標を定め、その実現に向け、総合的かつ計画的にすすめる市政運営の基本となるもの。「基本計画」は、基本構想に掲げる都市像を実現するための基本的な施策展開と目指す姿を示すもの。基本計画の計画期間は平成25年度から令和4年度までの10か年。基本構想・基本計画を合わせて、愛称として「八王子ビジョン2022（はちおうじびじょんに一まるに一に一）」と呼称。

はちおうじ農業塾

「自ら耕作できる技術を持った人材の育成」を目的に、平成23年度にはちおうじ農業塾を開講した。露地栽培を中心とした野菜づくりについて、専門家による実習、講義と市内農家による栽培アドバイスを受けながら、主要野菜栽培の一定程度以上の知識、技術を身につけることを目的とする研修を行う。卒業後は、農家開設型農園の利用や今後需要が見込まれる農作業の受託などを行う担い手として活用する。

ビジネスお助け隊

サイバーシルクロード八王子の、企業OBや専門知識を持つ個人会員有志により設立された、中小企業支援のための組織。メンバーは、幅広い分野の人脈や専門知識を持つ企業OBを中心に、プロとして活躍する公認会計士、税理士、中小企業診断士、技術士、弁理士等の有資格者が参加し、地元八王子の中小企業の支援を行っている。

【ま】

MICE（まいす）

M e e t i n g … 企業などの会議 広義の会合

I n c e n t i v e (t o u r s) … 企業等が行う報奨・研修旅行

C o n v e n t i o n … 国際会議、展示会、見本市

E v e n t … 文化・音楽・アート等のイベント

それぞれの頭文字をとった、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

まちづくり八王子

正式名称は「一般社団法人まちづくり八王子」。中心市街地に所属する9つの商店会が連携し、中心市街地の活性化の担い手として、地域の振興に関する活動を推進するために、平成24年7月2日に設立された組織。平成28年3月解散。

ミシュラン

フランスのタイヤメーカーであるミシュラン社が発行する、いわゆる「三ツ星」評価付きのガイドブックを指す。市内の高尾山は、平成19年4月発行の「ミシュラン・ボワイヤジェ・プラティック・ジャポン」、平成21年3月発行の「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」の両方で三ツ星の最高評価を受けた。

道の駅八王子滝山

平成19年4月にオープンした都内で唯一の都市型道の駅。市内の農家が丹精込めて作った四季折々の安心・安全な野菜を提供する農産物直売所「ファーム滝山」をはじめ、八王子の多くの名産品が並び賑わいをみせている。

また、フードコートでは地元の食をたっぷり味わえ、八王子の地産地消の拠点として高い人気を誇っている。

【や】

「夢・五房」

平成15年4月にオープンした八王子商工会議所が運営している中心市街地活性化施設。中心市街地の甲州街道沿いにあるマンション1階の店舗（5店舗）を業者より市が寄付を受け、商工会議所に貸付をしている。現在、商工会議所では、『“暮らし” + “産業” の発信・交流の場』をテーマに、小売販売店、シェア型店舗による営業のほか、地域交流の場としての活用にも取り組んでいる。

【ら】

6次産業

1次産業（農業）の従事者による2次産業（製造・加工）や3次産業（卸・小売等）への取り組み（ $1 \times 2 \times 3 = 6$ 、6次産業が新たな付加価値の創造を通じた成長戦略や、農業の活性化につながるとの考えである。平成22年12月政府は「6次産業化法」を成立させ、農業者が農林水産物の生産・加工・販売を一体的に行うことで農家が認定を受けた場合にはメリットがある。

「メリット措置の例」

- ・ 農業改良資金（無利子資金）の特例措置、短期運転資金（新スーパーS資金）に活用
- ・ 認定後の事業実施についても定期的に6次産業化プランナーがフォローアップ
- ・ 新製品の開発や販路拡大の取り組みに対して国が3分の2の補助が可能

以上

